

平成28年 2 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成28年 3 月 8 日～ 9 日・11日

場 所 第 2 委員会室

平成28年 3 月 8 日 (火曜日)

の一部を改正する条例について

・宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の改定について

午前10時0開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成28年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 2 号 平成28年度宮崎県開発事業特別
資金特別会計予算
- 議案第 3 号 平成28年度宮崎県公債管理特別
会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例
- 議案第25号 県営電気事業みやざき創生基金
条例
- 議案第27号 公の施設に関する条例の一部を
改正する条例
- 議案第28号 宮崎県民の消費生活の安定及び
向上に関する条例の一部を改正
する条例
- 議案第29号 宮崎県情報公開条例及び宮崎県
個人情報保護条例の一部を改正
する条例
- 議案第30号 職員の退職管理に関する条例
- 議案第38号 包括外部監査契約の締結につい
て
- 請願第 3 号 所得税法第56条の廃止を求める
意見書を国に提出することを求
める請願
- 請願第 6 号 高等学校の公私間格差解消のた
め、私学助成の増額を求める請
願
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成28年度組織改正案について
 - ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例

出席委員 (8人)

委 員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	成 合 修
危機管理統括監	金 丸 政 保
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	柳 田 俊 治
総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	田 中 保 通
危 機 管 理 局 長 兼 危 機 管 理 課 長	郡 司 宗 則
部 参 事 兼 総 務 課 長	菓子野 信 男
防 災 拠 点 庁 舎 整 備 室 長	丸 田 勉
部 参 事 兼 人 事 課 長	片 寄 元 道
行 政 経 営 課 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	阪 本 典 弘
税 務 課 長	高 林 宏 一
部 参 事 兼 市 町 村 課 長	平 原 利 明
総 務 事 務 セ ン タ ー 課 長	中 原 順 一
消 防 保 安 課 長	都 原 誠 一

事務局職員出席者

議事課主幹 鬼川真治
総務課主任主事 日高真吾

○清山委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程でございますが、お手元に配付のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 次に、当初予算関連議案の審査方法についてでございますが、手元に配付している資料の委員会審査の進め方をごらんください。

審査方針についてでございますが、当初予算の審査に当たっては、重点・新規事業を中心に説明を求め、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めるとしております。

次に、当初予算関連議案の審査についてでございますが、今回の委員会は、当初予算の審査が中心ですので、最初に予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後で、総合政策部ほかの審査を行いたいと存じます。

また、総務部及び総合政策部の審査については、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり3課から4課ごとに説明、質疑を行い、最後に総括質疑を行う形としたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第30号に対する人事委員会の意見についてであります。お手元に配付してある資

料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りをいたしますが、宮崎市の岩田さんほか1名より傍聴の申し出がありました。議会運営委員会の決定事項に基づいて許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

〔傍聴人入室〕

○清山委員長 傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、改めましておはようございます。当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○成合総務部長 おはようございます。それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により、御説明いたします。

まず、平成28年度当初予算案の概要につきまして、資料の1ページから24ページまでで御説

明いたしますが、この資料は、別途配付させていただいております28年度当初予算の概要についての冒頭部分を抜粋したものを掲載しております。この資料により御説明いたします。

それでは、常任委員会資料の1ページをお開きください。予算編成の基本的な考え方であり

ます。太線の枠内に書いてございますように、当初予算の編成に当たりましては、(1)の財政改革の着実な実行、(2)の4つの重点施策の推進、(3)の役割分担等を踏まえた施策の推進を基本方針としまして、編成したところであります。

また、厳しい財政状況の中ではありますが、地域活性化の取り組みや県民の安全・安心の確保に向けた取り組みなどを積極的に推進するため、平成28年度も引き続き特別枠を設け、総額63億8,000万円を措置することとしたところであります。

特別枠の内容につきましては、下の表、特別枠の表に掲げてございます。

まず、公共事業につきましては、補助・交付金事業に20億円、県単独事業に前年度から5億円増額いたしまして25億円、合計45億円の追加措置を行ったところであります。

次に、その下の県営電気事業みやざき創生基金事業でございますが、これにつきましては、20ページに概要を記載しておりますので、そちらで御説明いたします。

これは、電気事業会計における地方振興積立金を財源といたしまして、新たに基金を設置するものでございます。地方創生を初めとする地域活性化の取り組みを重点的に展開することとしております。

この基金は、(1)、(2)にございますように、28年度から30年度にかけ毎年10億円、計30

億円を電気事業会計から一般会計に繰り出していただき、積み立てを行うものであります。事業は、平成28年度から5年間、4つの事業に活用していくこととしております。

まず、その枠内の真ん中の表でございますが、①の、みやざき創生の加速化でございます。

地方創生推進事業としておりますが、これは、国の地方創生推進交付金を活用した事業の県の負担分、裏負担を行うものであります。その下の地域振興事業は、口蹄疫からの復興を達成するための畜産新生や地域振興の取り組みを行うものであります。スポーツ施設整備事業は、国体開催を見据えた施設整備の一部に活用するものですが、28年度は事業の計上はありません。今後、国体開催に向けた取り組みの進捗状況に応じて活用していくこととしております。

また、一番下の②の、みやざき新時代へのチャレンジは、従来の新規・改善事業とは異なる視点で、通常枠の中では要求しにくいアイデアや、次年度以降の事業展開につなげていくための調査・研究を事業化するものであります。

この基金を活用した事業を、右側の21ページに掲げております。

それでは、1ページにお戻りください。

今、説明しましたように、特別枠として、この基金を活用した事業を10億7,000万円計上してございます。

それから次に、一番下の、大規模災害対策基金による防災・減災対策の加速化でございます。これは、今年度造成いたしました大規模災害対策基金を活用しまして、広域連携体制等の整備など防災・減災対策を加速させるもので、8億1,000万円を計上いたしております。

この基金活用事業は、22ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います

ます。

これらを踏まえまして、上の太線枠内にございますように、「躍動するみやざき新時代予算」として編成したところであります。

次に2ページをごらんください。(2) 予算規模でございます。

一般会計の予算規模は、上の枠内にございますように5,820億7,200万円。これは口蹄疫対策転貸債等の特殊要因を除いた、前年度予算と比較しますと、0.7%の増加となっております。実質的には3年連続の増となります。

次の3ページからは、歳入予算の特徴を記載しておりますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、①の4、自主財源につきましては、その下のほうの表、自主財源の状況の表を見ていただきますと、上から2段目の県税でございます。県税は、地方消費税や個人県民税の増などによりまして946億9,000万円で、対前年度比50億5,000万円の増となっております。

その下の地方消費税清算金は、地方消費税の増によりまして、418億5,700万円余と、39億4,300万円余の増と、それぞれ大幅な増額となっております。

それから、下から3段目の繰入金でございますが、繰入金の括弧書きで示しております、財源調整のための財政関係2基金からの繰り入れが、209億800万円余となっております。前年度と比較しますと、27億8,300万円余の減となったこと等によりまして、繰入金はトータルで298億5,900万円、47億9,800万円余の減となっております。

この結果、5ページをごらんいただきたいと思います。基金残高の推移の欄でございますが、当初予算編成後の見込みではありますけれど、

一番右側の列の28年度末の基金残高は、260億円程度となる見込みであります。

次に、6ページ、7ページに依存財源について記載しております。7ページの上の表をごらんいただきたいと思います。

一番上の表が、地方交付税及び臨時財政対策債の状況でございます。地方交付税につきましては、前年度を上回り1,827億300万円と、17億9,100万円の増となっておりますが、一方で、その下の地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債は251億4,200万円で、47億8,500万円減少しております。この2つを合算した実質的な地方交付税額でございますが、計の欄にありますように2,078億4,500万円で、29億9,400万円の減となっております。

次に、7ページの2つ目の表でございます。県債の状況を示しております。

県債発行額は、28年度欄にありますように586億9,400万円で、臨時財政対策債の減少等によりまして、53億4,300万円の減となっております。この臨時財政対策債を除いた発行額も、括弧書きで示しておりますように335億5,200万円と、前年度より5億5,800万円の減となっております。

県債残高につきましては、平成28年度末で8,771億円余で、199億9,100万円の減となっております。括弧書きの臨時財政対策債を除いた残高につきましても、205億8,000万円減少しまして、4,967億円程度となる見込みであります。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。歳出予算の状況を記載しております。

まず、9ページの一番上の①義務的経費でございますが、公債費が減少するものの、人件費と扶助費の増によりまして、対前年度比9

億3,500万円の増となっております。人件費の増は、職員給与の改定等によるものであります。扶助費の増は、社会保障関係費の増によるものであります。

次に、②の投資的経費でございますが、普通建設事業費の増によりまして、対前年度比で10億7,900万円の増となっております。

なお、公共事業費につきましては、土地改良事業に伴う直轄負担金が、前年度と比べて大幅に減少したことにより、全体としては24億余の減となっておりますが、この直轄負担金を除きますと、先ほど御説明しました特別枠を措置したことによりまして、補助公共はほぼ同規模、県単公共で5.4%の対前年比増となっております。

次に、その下の③の一般行政経費でございますが、これは補助費の増等によりまして22億600万円の増となっております。補助費等の増は、地方消費税交付金、地方消費税清算金及び社会保障関係費の増によるものであります。

次に、10ページから12ページには、款別の歳出予算の状況と主な事業、その主な増減要因を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

13ページをごらんいただきたいと思っております。参考といたしまして、社会保障関係費の推移を示すグラフを掲載しております。グラフを見ていただくとわかるように、上の折れ線グラフの一般財源の総額が伸びない中で、医療介護などこの社会保障関係費につきましては、毎年、数十億単位で増加しておりまして、政策的経費の財源を圧迫しているところであります。今後とも増加が見込まれるところであります。

次に、14ページをごらんください。一昨年から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%

に引き上げられたところでありまして、この引き上げ分につきましては、全て社会保障の充実に充てるものとされております。この引き上げ分の消費税収と社会保障関係費について、参考で記載してございます。

消費税引き上げに伴う本県の歳入の増は、上のほうに記載しておりますとおり、86億円程度と見込まれておりますが、一方で、平成28年度の社会保障関係費は、一般財源ベースで841億円に上っております。このため、引き続き財政改革の取り組み等による財源確保が不可欠と考えております。

次に、15ページをごらんいただきたいと思っております。特別会計と公営企業会計について、まとめてございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、16ページをお開きください。財政改革の着実な取組ということで記載してございます。

財政改革につきましては、第四期財政改革推進計画に基づきまして、今回の当初予算編成におきましても、総人件費の抑制や投資的経費の重点化、事務事業の見直し、歳入確保など、歳入・歳出両面から取り組みを一体的に実施したところであります。

なお、2つ目の県債発行及び県債残高の見込み額については、先ほど御説明したとおりであります。

このような取り組みを実施したところでございますが、一番下の表にありますように、当初予算編成における収支不足額は、この下の表の見込み額にありますように209億円となっております。財源調整のための基金の取り崩しにより対応せざるを得ないことから、当初予算編成後の基金残高は、先ほど申し上げたとおり260億円程度となる見込みであります。

基金残高につきましても、年々減少傾向にありますので、引き続き、効果的・効率的な事業の展開に取り組みますとともに、執行段階での積極的な節約に努めていく必要があると考えております。

それでは、少し飛びますが、19ページをお開きいただきたいと思っております。国の予算及び地方財政計画の状況を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に飛びまして、22ページをお開きください。先ほど御説明いたしました大規模災害対策基金を活用した事業の一覧、それから、その右側の23ページには、子どもの貧困対策関連事業を記載してございます。

それから、最後になりますが、24ページでございますが、高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定関係のスタートアップに係る事業を、まとめて掲載しております。後ほどごらんいただきたいと存じます。

28年度当初予算の概要につきましては、以上であります。

次に、資料の26ページをお開きください。総務部における28年度当初予算の課別集計表を載せております。

今回お願いしておりますのは、総務部の一般会計と特別会計を合わせた予算額、表の一番下の欄でございますように、2,575億9,416万9,000円でございます。これを平成27年度6月補正後の肉づけ後の予算額と比較しますと、54.9%となりますが、これは、27年度は特殊要因として、口蹄疫対策転貸債等の償還金を計上したことなどによるものであります。

次に、27ページから37ページにかけては、総務部の主な新規・重点事業を掲載しておりますが、後ほど関係課長から説明させていただきます。

ます。

次に、少し飛びますが、38ページをお開きください。債務負担行為についてであります。表の中にありますように、ここに記載の事項につきましては、追加をお願いするものであります。

予算議案については以上であります。

次に、特別議案であります。資料の39ページをお願いいたします。

特別議案といたしましては、39ページから42ページまでになりますが、ここに記載の、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」など、4件でございます。

最後に、その他の報告事項についてでございますが、資料の43ページに記載しております。本日、御報告いたしますのは、平成28年度組織改正案についてなど2件でございます。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○高林税務課長 税務課から、地方消費税清算金及び県税収入の当初予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

ページ中ほどに、自主財源の状況の表がございますが、この上から3段目、地方消費税清算金の欄をごらんください。これは、本県を含めました都道府県に、国から払い込まれた地方消費税総額を、都道府県において清算、分配するものでございます。

平成28年度の予算額は418億5,734万7,000円を計上しております。前年度に比べまして39億4,319万2,000円、対前年度比10.4%の増となっております。

地方消費税清算金につきましては、税率引き

上げの効果が、平成28年度に平年度化すること、また、国の地方財政計画におきまして、国内の地方消費税総額が増加することが見込まれますことから、このような額としております。

続きまして、県税収入予算につきまして御説明いたします。

ページ飛びますが、資料の25ページをお開きください。

県税収入につきましては、県内の経済動向や主要企業の業績見通し、平成27年度の税込状況及び税制改正等の影響を総合的に検討して見込んだものでございます。

当初予算は、表の一番上の段の①県税計の欄のとおり、946億9,000万円を計上したところであります。これは、前年度に比べまして50億5,000万円の増、前年度比105.6%となっております。

主な税目につきまして御説明いたします。増減額①—②の欄をごらんください。

まず、県税計の下の段、個人県民税でございますが、課税対象となります、平成27年分の所得の増が見込まれますことから、13億374万円の増となっております。

その4つ下でございますが、法人事業税につきましては、税制改正の影響によりまして、国税であります地方法人特別税の税率が引き下げられ、法人事業税の税率が引き上げられたことによりまして、8億2,649万円余の増となっております。

次に、その下の地方消費税でございますが、まず、譲渡割地方消費税が32億457万円余、その下の貨物割地方消費税が7,706万円余と、いずれも税率引き上げの平年度化により増となるものでございます。

その下の不動産取得税につきましては、新築家屋に係ります大口課税額の増加により、2

億2,237万円余の増と見込んでおります。

また、その3つ下の自動車税につきましては、課税台数の減によりまして、4,095万円余の減と見込んでおります。

その2つ下の自動車取得税につきましては、税制改正によりまして、エコカー減税対象車の基準が厳格になりましたことから、1億866万円の増と見込んでおります。

その下の軽油引取税は、ディーゼル自動車の減少や燃費の向上などにより軽油の需要が減少したことにより、3億1,039万円余の減と見込んでおります。

説明は以上でございます。

○清山委員長 議案の概要説明及び歳入予算等の説明が終了しました。

ここまでのところで委員より質疑はございませんか。

○坂口委員 資料5ページあたりにかけて、県債関連とか基金関連ですけれども、28年度の基金残高見込みは260億で見込まれているんですけど、最終的には2月補正後ですよ。どれぐらいを見込んでいますか。

○阪本財政課長 5ページの上から2つの基金残高、28年度が260億というところで、これが当初予算編成後でございます。

委員御指摘のとおり、来年の今ごろ、2月補正では、大体これまで200億の後半ぐらいは、ある程度戻ってきておりますので、27年度、480億程度ですから、200億強は戻ってくるのではないかなと想定をしております。

○坂口委員 その執行残の200億、そして460億前後ぐらいにはなるのかなと思うんですよね。

だから、手がたい基金残高って考えていいと思うんです。この数字だけを見ると、ちょっとえって思うけれど。

そんな中で、考え方、今の景気をどう判断するかということ、今後、どう見通すかということですが、この前の本会議でもやりましたように、今、アベノミクスをいかに支えていくかで、特に地方創生のトップランナーなんていったら、これはもう全国が同じパイを取り合う競争に入っていくわけで、知事は積極財政みたいな言い方をされるけれど、そうかなと思うんですね。

そこでなんですけれど、財政健全化というのは、これはやはりおろそかにできない、優先すべきことなんですけれど、その中で長期的な見通しとして、じゃあ、健全化の判断に、今の財政規模とか税収規模を見たときに、臨財債を除いた真水部分の借金は、どれぐらいまで圧縮していけば安心と考えられて、どういう計画で進められておるのかってことですよね。200億減らされていますよね。

○阪本財政課長 臨財債等を除く借金が、もう既に5,000億を切る見込みとなっております。この額は、全国的にも率にしますとかなり少ない額——借金の少ない、そういう意味で健全な状況ではございます。

ただ、当初予算の規模をかなりもう既に下回っておりますので、そういう意味で、かなり財政改革が、この10年近くで一定の成果を出しているのかなと考えています。

ちょっと戻りますが、この基金残高につきまして、これが一体幾らが適正なのかという数字、なかなか難しいところなんですけど、通常、標準財政規模は、本県の場合は3,300億程度で、大体、この1割程度を確保して、持っておくべきだと言われております。これは要するに、いろんな災害ですとか、突発事故が行ったときの備えとして。そうしますと300億強程度が最低は必要な

のかなと。

あと、当初予算編成、大体、毎年200億近い収支不足を生じておりますので、合計しますと、これは私の個人的な考えではあるんですけども、基金残高は、やはり500億ぐらいは保つべきじゃないかなと考えております。ここ数年、500億弱で推移しておりますので、ある程度、ここはもうちょっと上積みできれば、そこが横ばいとなれば、ある程度、基金残高は一定の額が保てるのかなと考えております。

一方、今、委員から御指摘のありました、かなり借金の額をこの健全化で減らしてきておりますので、じゃあ、このアベノミクスとともに、地方、一億総活躍の中で、ある程度、借金をしてでも経済対策を行っていくべきか。これにつきましては、やはりいろんな考え方があるのかなと思います。

やはり、ある程度、借金をしてでも経済を活性化した上で、税収が将来ふえてくれば、その借金を返せるわけですので、そのあたりをどう考えるかというのは、やはり今後の検討課題であるのかなと考えております。

○坂口委員 もうこれは見解の相違というやつでしょうけれど、決して、宮崎は今、座り心地のいい、そういった条件っていうか、生活のためのさまざまな基盤っていうのは、全国でやはり後ろから数えたほうが早いほうだというのが現実だと思うんですね。その中で、平成12年あたりから、ちょっとピンチの時代があったですよ。

恐らくあの当時、かなりの県債発行をしていた。さっき、どこか資料があったと思うんですけど、臨財債は別で750億ぐらい出していたんですか。

そのころの残高が、1,750億ぐらいあったんで

すよね。臨財債分とか交付税分を除いて。その当時に比べていくと、やはり仮に勝負が必要だと考えておられれば、知事が言うように、トップランナーを走り続けているんなら、それは構わないですよ。手がたく手がたく将来のためについていう。安全が上に安全も。

でも、僕は、どうもそこが間違えそうな気がするんですよね。乗りおくれたら、人口ビジョンにしたって何にしたって、失敗したらどうしようもないような。ある意味、大きいかけをされているような気がして。このところ、この28年度はしようがないにせよ、じっくり28年度の社会情勢を見ながら、安全を確保できるっていうのは、もうこれは、本当に2つも3つも青ランプがついたような、手がたい財政状況って思うんですね。

だから、そこらのところは、ぜひ今後1年間に、きちっとやはり世の中を見据えながら、的確な対応というものを財政面では、やってほしいなっていうことを申し上げておきます。

それからもう一ついいですか。これは税務課なんですけれど、25ページ。自動車取得税が14%余り伸びるって見られているんですけど、やはり今、エコカーがどんどん進んで行っている中で、取得税は、今回、5段階評価になるんだったですかね。

そうなったときに、限りなくゼロに近づいていきそうな気がして、ちょっと甘そうな気がするんですよね。これは、やはりエコ推進っていう意味も含めての5段階評価っていうか、5段階課税っていう思惑もあるし。今後、やはり景気の動きとか見ていくときに、自動車の新車登録台数なんかはふえていくような中であって、これで大丈夫かなという気はするんですけど、そこら、どんな分析されて14%の伸び率なのか。

○高林税務課長 自動車取得税につきましては、ここで、対前年当初比で114.6%となっておりますが、実は、去年の平成27年度の段階で、当初見込んでおりましたよりも、エコカー減税対象者が、もっと少ないだろうと思っていましたら——済みません、理由としましては、平成27年度からエコカー減税の適用条件が、例えば、これまでの27年度燃費基準から32年燃費基準のほうに変更されるなど厳しくなっております。

平成27年につきましては、見込みより課税対象車、適用する車を買われた方が少なく、課税台数が一気にふえまして、その関係で増加しております。

28年につきましては、各メーカーとも恐らく対応してくるかと思えますけれど、平成20年度の最終と比較いたしますと、実は91.9%しかなくなっておりません。ただ、当初と当初で比較しますと114.6%という、ちょっと数字のマジックになっております。

○丸山委員 全体的に、この3年連続当初予算が伸びたと説明を受けているんですけども。いろいろ私も調べてみますと、国の補正予算で、特にT P P関連の予算があったんですけども、それが基金に積まれて、当初予算で計上しているものが結構、今回も多く見受けられ——特に畜産のほうなんです。畜産、農政のほうであるもんですから。その歳入がどの辺に、いろいろ見るんですけど見つからないもんですから、どれくらい本当に歳入としてあるのか。それをちょっと確認をさせていただければありがたいかなと思っているんですけども。

○阪本財政課長 まず、ことしの27年の補正予算、国の補正予算のT P Pに関する事業につきましては、今回、全て2月補正で計上させていただいておまして、約25億円計上させていた

だいております。これ、全額国費ということですから。

○丸山委員 でなくて、T P P 関連予算で、畜産クラスター事業とか産地パワーアップ事業は、本来はT P P 関連の補正予算で国は組んだんですけれども、それを国は、何とか団体に基金という形で預けて、それから28年度に執行する予定になっていますよね、宮崎県としては。

その基金がどれくらい有効になるのかなと。多分、私の記憶では、60億ぐらいあったはずのかなとっているんで、クラスター事業とパワーアップ事業をどこに歳入で見ているのか、若干わからなかったもので、それをちょっと伺いしたいなと思っていました。

○阪本財政課長 失礼しました。国は27年度で、おっしゃるとおり基金に貸しております。

それを今回の20億以外の部分につきましては、早ければ*6月補正で、28年度の予算として受け入れて、28年度事業で執行する予定にしております。ですから、今の段階でまだ、この20億以外は計上されておられません。

○丸山委員 歳出自体は計上していますよね。畜産クラスター事業とか農地パワーアップ事業で、60億ぐらい、多分あったと記憶しているものですから。それがあると、それを逆に引くと、40億、前年比伸びましたって言っているんですが、本来は、国が補正予算でつけている予算を基金で回してるといいますか、迂回してる。

本来は当初予算じゃなくて、補正予算で組むべきだと思っていたけれど、国がそういうふう基金にしたからいいんだよという話だったんですけれども。40億増、積極的予算だよって県は言っている割には、本当に予算でやるべきものをただ単に国が補正予算組んだおかげで40億プラスになったんじゃないかと思っているもの

で、その辺の説明をもう少ししていただくとありがたいかなと思っているところなんですけれども。

○阪本財政課長 畜産、農政のほうの予算になりますけれども、雑入で受けた部分、産地パワーアップ——失礼しました、「6月補正」と申し上げましたが、28年度当初で約25億円、産地パワーアップ事業の歳入を入れておまして、同額を歳出にも計上しておるところでございます。

ただ、産地パワーアップにつきましては、歳入予算説明資料の75ページの真ん中よりちょっと下、産地パワーアップ事業補助金というのがございます。ここに25億円計上しています。

○丸山委員 75ページの産地パワーアップと畜産、この関連が25億と39億、当初予算に計上しているんですけれども、これがなければ、非常に県は積極的予算を組んだと言われるんですけれども、本当にそうだったのかなと。若干これ、国の補正がなければ、厳しかったんじゃないかなと見ているんですけれど、その辺はいかがでしょうか。

○阪本財政課長 確かに、正直申し上げまして、こういった国の補正予算、それから、もう一つは県電基金。こういったものがなければ、この一般財源の持ち出しはせざるを得なかったところであるというのは事実かと思えます。

○丸山委員 坂口委員と一緒になんですけれども、今、宮崎県の状況を考えたときに、本当に地方創生のトップランナーになるっていうことであれば、しっかり検討して、覚悟を決めて歳出もするというイメージが、なかなか見受けられないといいますか、国に準じてこうやっていくとなると、本気度といいますか、ちょっと心配な面があったものですから、あえて質問をさせて

※このページ右段に訂正発言あり

いただきましたけれども。

今後、具体的には個別個別の予算を見させてもらいますけれども、国の内示が、まだはつきり出ていないときに、本当にどれだけ、これまで内示差が結構、20億、30億、公共工事もあるもんですから、これを本当にどういう形で予算化されていく、実現されていくのか、何か心配な面もあるもんですから。本当に予算の確保というのがまず大前提なものですから、細かい事業も含めて、今後、予算獲得を含めて頑張っていたいただければと思っております。

○満行委員 済みません、1つだけ、県税収入についてお聞きしたいんですけれども。ことし、対前年度比50億。でも、要因は個人県民税、地方消費税ということ、大変御努力いただいているんだろうと思うんですけれど、去年は10%増ということですから、100億ぐらい県税増ということで、また5%増。去年、何か特別に要因があったんですかね。

○高林税務課長 まず県税全体予算を申しますと、当初予算につきましては、当初比105.6%と大きく増加になっております。

ただ、27年度、最終、この見込み比と比較いたしますと、100.04とほぼ横ばいの状況でございます。昨年度の状況で特に大きかったのが、消費税関係が当初の見込みよりも増加になったものですから、ふえております。その関係で、当初当初と比較しますと、ちょっと伸びているという状況でございます。

○満行委員 そうすると、もう去年、ことし、県税ってほぼ平準化されているという意味でいいわけですか、実質は。

○高林税務課長 消費税関係は、8%に変わりましたのが平成26年の4月1日からなんですけど、実は、4月1日からすぐに8%に変わるわけじゃ

なくて、企業の納付の時期だとか、毎月納めるところであるとか、決算期で納めるとことか、いろんなことがございまして。しかも、国に入るのが、消費されてから2カ月後と、国からまた県に対しては2カ月後に入りますんで、4カ月というタイムラグもございまして。その関係で26年度は、年度初めは5%、年度途中から8%と混在する時期がございまして。

また、27年度も、当初の時期はまだ8%と5%の混在というか、企業も決算時期があるもんですから、決算期から4カ月後ぐらいになりますので混在期がありまして、ようやく28年度は、全体的に8%になるということでありまして、その時期時期のその増減の関係が影響している分もございまして。

○満行委員 ということは、いろいろと言いたくないですけど、10%になるということだったら、それが2年ぐらいしたら、またそれが波及をして、また、この県税はそれなりに、10億単位で伸びるということを想定していいということですか。

○高林税務課長 どれぐらいの増加になるかは、ちょっと今、数字を持っていませんけれど、議員おっしゃるとおり、29年の途中からと30年の途中まで影響しまして、31年からは平準化という形で、3年間ぐらいかかって影響額が出てくると思います。

○満行委員 ことしも個人県民税は相当伸びる、13億という見込みなんですけれど、これはその算定の感覚、考え方というか、何か国の指針、計画とかを引き直してきているわけでしょうか。

○高林税務課長 個人県民税につきましては、一つは、課税のもとが1年前のものになりますので、実は平成27年度、ことしの収入分が来年

に反映されることとなります。これにつきましては、市町村とか各県税・総務事務所からの見込みもいただいております。

それと、我々のほうで統計調査等を見るんですが、ことしの宮崎県の現金給与総額を見ますと、毎月勤労統計調査というのがございますけれど、5人以上の事業では、平成27年1月から10月までの期間、これが対前年103.6%、それと30人以上の事業所では、1月から11月まででございますけれど、107%ほど現金支給額がふえております。

そうなりますと、28年当初は、それがそのまま反映されますので、こういった見込みとしているところでございます。

○満行委員 はい、わかりました。

○清山委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、引き続き3課ごとに班分けして議案の審査を行い、最後に、その他報告及び総括質疑の時間を設けることといたします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明をお願いします。

まず、第1班として、総務課、人事課、行政経営課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○菓子野総務課長 総務課の当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料63ページをお開きいただきたいと思っております。

当課の平成28年度当初予算額は、一般会計で15億318万8,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

65ページをお願いいたします。

まず、下から3段目、(事項)文書管理費5,021万8,000円であります。これは、当課で集中管理を行っております、文書収発業務に要する送料や非常勤職員等の人件費、文書管理システムの運用保守に係る経費でございます。

次に、その下、(事項)浄書管理費4,350万円あります。めくっていただきまして、66ページをごらんいただきたいと思っております。これは、庁内で作成する冊子類の印刷・製本業務に係る経費であります。各種印刷機器の保守・リース料、用紙やトナー類の消耗品代、非常勤職員等の人件費となっております。

続いて、(事項)情報公開推進費429万1,000円あります。これは、情報公開・個人情報保護制度を推進し、適正な運営・理解を図るための経費ですが、審査会や審議会の開催経費、及び情報公開の窓口であります県民情報センターの運営費でございます。

次に、(事項)文書センター運営費1億833万4,000円あります。これは、歴史的価値のある県史資料や公文書等を適正に保存管理するための経費でございますけれども、センターの運営に要する維持管理費や人件費等の経常経費のほかに加えて、防災拠点庁舎の整備に伴う文書センターの移転整備費用を計上しているところであります。

次に、(事項)庁舎公舎等管理費4億8,227万4,000円あります。これは、本庁舎・出先総合庁舎等の維持管理に要する清掃警備等の委託料や光熱水費、職員宿舎の維持管理経費であり

ます。

次に、(事項) 防災拠点庁舎整備事業費 1億8,778万5,000円であります。この事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、(事項) 東京ビル運営費2,874万4,000円であります。東京ビルは、東京事務所に勤務する職員の宿舎や長期研修生の職員寮、また、本県出身者の学生寮などから構成される複合ビルでございますけれども、管理運営に要する委託料や学生寮の指定管理料となっております。

続いて、(事項) 公有財産管理費 2億8,376万9,000円であります。これは、災害共済保険料などの県有財産維持管理費、県営住宅や職員住宅等の固定資産税に相当する県有資産所在市町村交付金、また、未利用財産の売却等を推進するための経費であります。

説明欄の4、改善事業「県有財産利活用強化促進事業」につきましては、常任委員会資料を使って説明させていただきます。

最後に、ページ一番下の段でございますけれども、(事項) 県有施設災害復旧費9,270万円あります。これは、天災やその他の事故により被害を受けた県有施設の復旧措置を行うための経費でございますけれども、財源は起債と県債となっております。

それでは、お手元の常任委員会資料のほうをごらんいただきたいと思えます。

30ページでございます。

防災拠点庁舎整備事業についてでございます。

1の事業の目的・背景につきましては、説明を省略させていただきます。

一番下の参考、整備スケジュールをごらんいただきたいと思えます。防災拠点庁舎につきましては、平成31年、中ごろの完成を目指してい

るところですが、平成28年度につきましては、実施設計や庁舎整備に伴い、必要となる関連工事などを行ってまいります。

2の事業概要をごらんいただきたいと思えます。予算額は1億8,778万5,000円で、このうち国庫補助金は2,211万6,000円あります。

(4)の事業内容でございますけれども、まず、①の実施設計の実施では、1億998万6,000円を事業費として見込んでおります。

次に、②の庁舎整備に伴い必要となります関連工事であります。5号館増築部の解体工事や、県庁本館北外来駐車場の整備工事等の関連工事費に5,187万2,000円の事業費を、また、③の建設予定地の埋蔵文化財の調査に2,592万7,000円の事業費を予定しております。

3の事業の効果でございますけれども、防災拠点庁舎の整備によりまして、県の防災対応力の強化が図られるものと考えております。

続きまして、同じく常任委員会資料31ページをお願いいたします。

改善事業「県有財産利活用強化推進事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますけれども、財産の有効活用を推進することによりまして、歳入の確保を図ってまいりたいと考えております。

2の事業概要であります。予算額、財源等については、ごらんのとおりでございます。

(4)の事業内容でございますけれども、①の県有財産の貸付け等につきましては、新しい試みとして、エレベーターにおける広告枠の設置を検討しております。

また、③の未利用財産の整理につきましては、これも新しい試みとして筆界特定制度を活用いたしまして、これまで境界確定が困難であった

県有地について、公的に境界を明らかにしていくこととしております。

3の事業効果でございますけれども、県有財産の適切な維持管理や効率的な運用が図られるなど、3項目を上げているところでございます。

予算議案については以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

委員会資料41ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第29号「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてであります。

この条例の名称は長うございますので、以後、本条例と言わせていただきます。

1の改正理由でございますけれども、行政不服審査法の改正に伴うものでございます。

まず、本条例と行政不服審査法の関係でございますけれども、本条例に基づき、公文書の開示請求に対し不開示といった処分を行ったときに、その処分に不服な者は、行政不服審査法に基づき、当該行政庁に不服申し立てを行うことができますが、本条例において、その際の手続等が規定されているところでございます。

今回の法改正に伴いまして、当該審査請求手続に影響があるため、これに関する規程等の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)の法改正に伴う用語の整理では、不服申し立ての手続が審査請求に一元化されたことに伴い、用語を整理するものであります。

具体的には、「不服申し立て」を「審査請求」に、「裁決又は決定」を「裁決」とするものであります。

次に、(2)の審理員による審理手続を適用除

外とする規定の創設であります。審理員による審理手続は、今回の法改正により創設された制度であります。審査請求が行われた場合、処分に関与していない職員による審理を行い、なお、審査請求人に不利益とされた場合、不利益な審理員による審理が行われた場合、第三者機関である行政不服審査会等の審理が行われるものであります。

なお、この制度は、条例に特別な規定を置くことによりまして、適用除外とすることができます。本条例に基づく審査請求につきましては、法律家などの有識者から構成される宮崎県情報公開審査会、または宮崎県個人情報保護審議会が実施機関から諮問を受け、審議を行っております。公正かつ慎重な審理手続が制度上、担保されておりますことから、審理員による審理手続を適用除外し、従来どおりの審理手続を継続することとするものでございます。

なお、国におきましても、情報公開制度や個人情報保護制度につきましては、審理員手続を適用除外としているところでございます。

次に、(3)の諮問手続等に関する規定の改正であります。今まで条例に明記されておりました不作為事件につきましても、審査会等への諮問対象とする規定や、実施機関が審査会等に諮問する際に添付する書類に関する規定、審査会へ提出された書類については、原則として写しを審査請求人等に送付することを定める規定を、行政不服審査法に合わせて新たに追加するものでございます。

3の施行期日でございますけれども、平成28年4月1日を予定しているところでございます。

総務課の説明は以上でございます。

○片寄人事課長 それでは、人事課の平成28年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の69ページをお願いいたします。

人事課の平成28年度当初予算額は45億984万1,000円であります。

主な事業につきまして御説明いたします。

71ページをお願いいたします。

まず、中ほどの欄の(目)一般管理費の(事項)人事調整費7億4,154万4,000円であります。これは説明の欄にありますように、非常勤職員の雇用、職員の赴任旅費、産休及び休職者等の代替臨時職員の雇用など、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費であります。

次に、(目)人事管理費の(事項)人事給与費で30億6,168万6,000円であります。

1ページめくっていただきまして、72ページの上のほうをお願いいたします。

説明欄2の退職手当29億8,110万3,000円が主なものでございまして、前年度当初に比べて2億1,105万1,000円の増となっております。これは、退職見込み者数が平成27年度の139名に対し平成28年度は149名と、10名の増となることによるものであります。

次に、(事項)職員研修費の3,064万2,000円ですが、これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費であります。

次に、(事項)職員派遣研修費の2,213万6,000円あります。このうち、職員の国内派遣研修といたしましては、自治大学校、政策研究大学院大学への派遣を、また、海外派遣といたしましては、職員の自主企画による短期海外研修及び自治体国際化協会シンガポール事務所等への派遣経費を、それぞれ計上しております。

次に、(事項)東日本大震災被災地職員派遣事業費の957万7,000円あります。被災地派遣職員の代替として、非常勤職員や臨時的任用職員

を配置するための経費及び派遣職員の業務報告等の経費でございます。

以上で、人事課の平成28年度当初予算の説明は終わらせていただきます。

続きまして、議案の内容につきまして、常任委員会資料で御説明いたします。

資料の42ページをお願いいたします。

議案第30号「職員の退職管理に関する条例」についてであります。

まず、1の制定の理由についてであります。

来年度から施行される地方公務員法の改正に伴いまして、非営利企業等に再就職した元職員による現役職員への働きかけの禁止など、法律の中で条例により定めることができるとされている内容について、必要な事項を定めるものであります。

ここでいいます「働きかけ」というのは、例えば、元職員が再就職先企業への処分を甘くするよう求める場合や、元職員が公になっていない情報を職員に求めるような場合などが該当いたします。

次に、2の条例の概要等についてであります。

初めに、下の※の欄をごらんいただきたいと思います。参考として、法に規定される内容でございますけれども、法律のほうで、全ての再就職者は、退職前5年間の職務に関し、退職後2年間、働きかけが禁止となります。

このような内容に加えまして、条例におきましては、その上の(1)にありますとおり、退職前5年より前に、人事委員会規則で定める職、これは課長級以上を考えておりますけれども、課長級以上の職についていた者は、当該職についたときの職務に関し、退職後2年間、働きかけを禁止するというものでございます。

次に、(2)再就職状況の届出についてござ

います。

ただいま申しました人事委員会規則で定める職、こちらも課長級以上でございますけれども、この課長級以上の職についた者につきましては、退職後2年間、再就職した場合に任命権者に届出を義務づけるものであります。

最後に、3の施行期日は、平成28年4月1日としております。

なお、知事部局では、現在、職員が営利企業に再就職する際には、働きかけを行わない旨の誓約書の提出を、また、課長級以上の職員が再就職する際には、これは営利企業以外にも含めまされども、再就職状況の報告を求めているところでございます。

今後は、これらの規制や手続について、条例に基づいて行っていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○吉村行政経営課長 行政経営課でございます。まず、当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の73ページをお願いいたします。

行政経営課の平成28年度当初予算額は1億902万5,000円でありまして、前年度当初予算と比べて42万1,000円の増となっております。

主な事業について御説明いたします。

75ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)行政管理費303万5,000円であります。これは、行政管理・行政改革に要する経費でありまして、行政組織・事務の管理改善や宮崎県行財政改革懇談会の開催等に要する経費であります。

次に、ページ下のほうの一番下の(事項)法制費727万5,000円であります。これは、条例の審査等に要する経費でありまして、条例・規則等の審査事務や宮崎県公益認定等審議会の開催

等に要する経費でございます。

めくっていただきまして76ページをお願いいたします。

最後に、(事項)県公報発行費904万円であります。これは、条例や規則など、県民に周知すべき事項を掲載する県公報の発行に要する経費であります。

予算については以上でございます。

続きまして、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

議案書は57ページになりますけれども、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料39ページをお願いいたします。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

まず、1の改正理由でございますが、行政不服審査法の改正に関しましては、同法の施行条例の制定を、さきの11月議会で議決いただいたところですが、この行政不服審査法や同法を準用する他の法律、その規定によりまして、審理手続の過程において提出された書面の写しを審査請求人に交付する場合、その事務に係る手数料を徴収するために、使用料及び手数料徴収条例の改正を行うものであります。

2の改正の内容でございますが、審査請求人からの申請に基づきまして、審査請求に係る書面や書類の写し、あるいは電子メール等の電磁的記録に記録された事項を出力しまして記載した書面、これを交付する場合において、(1)の白黒で複写・出力したものにつきましては、1枚につき10円、(2)のカラーのものにつきましては、1枚につき30円の手数料としております。

なお、この額につきましては、情報公開条例に基づく公文書の写し等を交付する場合と同額

としております。

最後に、3の施行期日につきましては、行政不服審査法の施行期日と同日であります、平成28年4月1日としております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○清山委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○丸山委員 常任委員会資料の41ページの情報公開条例関係なんですけれども、これは実際、これまで、そういう不服申し立てとかがあるのか。あれば、年間にどれくらいあって、今後、このことによって、どういうふうに手続がしやすくなるか、その辺を少し具体的にちょっと事例を踏まえながら。何かわかりづらいものですか、実際、流れはどうなっていくのか、ちょっと教えていただくとありがたいかなと思っているんですけれども。

○菓子野総務課長 まず、情報公開条例のほうでございます。

平成27年度の情報公開の受付件数でございますけれども、これが4,212件ございます。このうちというか、その年度にあった件数がこれなんですけれども。あと決定等の内訳でございますが、全面的に開示したのが4,028件、部分開示が96件、不開示が10件、文書がないという不存在が59件、そして、取り下げが116件ということでございます。合わせて4,309件の開示決定等があったということでございます。

このうち、請求者にとって不利益な処分といえますか、請求したのに不開示だったとか部分開示だったとか、ちょっと不満が残るもの、これが合わせて165件ということになります。そのうち、異議申し立てがありますのが7件ということでございます。

続きまして、個人情報保護条例でございます。

個人情報保護条例につきましては、3つの権利がございまして、開示請求と訂正請求、利用停止請求といったものがございます。

開示請求については、口頭による開示請求と、書面による開示請求があるんですけど、書面による開示請求は、84件申請がありまして87件の決定がございまして。平成27年度は請求書を受け付けましたのが68件でございます。

決定の内容ですけれども、開示が22、部分開示が43、不開示が4、不存在が6、却下が1ということになっております。これに、開示関係で不服申し立てがありましたのが、平成27年度、3件ということになっております。

あと、個人情報の訂正請求があるんですけども、これが、平成27年度は1件ございまして、この1件について不服申し立てがあるということでございます。合計4件が異議申し立てといえますか、不服申し立て件数ということになります。

○丸山委員 異議申し立てでやった後、この審理委員会でやる。今後は、これ、合わせて十数件になるのではないのかと思っているんですが、そのときに、不服があった方々は、どういうふうに手続がしやすくなるか、ちょっともう少し具体的に説明していただくとありがたいと思っているんですけど。

○菓子野総務課長 申しわけありません。実を言いますと、この法改正に基づきまして、条例を今回、改正するわけなんですけれども、条例の今までの審査請求等の手続は従前と変わらないと御理解いただいていいと思います。

法改正のほうは、審理員による審理手続といった新しい制度を設けたわけなんですけれども、宮崎県の場合は、審議会によって、こういった

審査を審査するというをやっております。

そういったその審理手続が公正性を保たれているといったものがある場合には、法律によっても、条例に特別な定めがあれば、そういった審理員手続というのは除外できるよとなっておりまして、従前のおり、本県としては、今の審議会制度を活用いたしまして、審査請求をやりたいと考えています。

したがいまして、県民にとりましては、ほとんどこれまでと変わらない審理が保障されるとお考えをいただいていると思います。

○坂口委員 関連なんですけれども、そうなるときに、審理員の選出のあり方というか、行政側が選ぶ審理員と、それからいつかそういう立場になる可能性のある、いわゆる住民側ですよ。審理員とが、両方の利益を対等するような形でない、行政がやはり指名して選んでいくということになると、本当に担保できるかっていうことですね。改正法が目指すところ、そこらについてはどんなふうになっていますか。

○菓子野総務課長 私どもが情報公開条例等で設けています審議会とか審査会でございますけれども、これは法律の専門家ですとか、それとか有資格者といいますか、労働関係の有資格者ですとか税理士関係の有資格者ですとか、そういった方々を選ばせていただいて、公正な人材をお願いをしております。

○坂口委員 この代表の立場って、労使交渉にしてもそうですね。利害をそこで協議していくというのは、両方の受益者、あるいは、今度は防護する側になるんかわからんけれど。

両方の立場からの代表を選んでいかないと、同じ弁護士でも、見解が真っ二つに割れるということ、もうこれは常ですから、そこらっていうのは、国の法律で、もうそういう審理会を

持っていればいいよっていうことになっても、その国の法律が審理会とするのは、やはりそういったことを公平に裁かれるってことを担保できる審理会としているもんですね。

やはり県民側というか、そういった申請をする側の人たちも納得するためには、選出をして、選任していくところが両方の立場からでないと、ちょっとまずいんじゃないかなというところで。それは法はそこを求めていなくても、検討課題として、それがやはり方法的にちょっと難しいよってなれば、新たにこういったものを研究していくっていうことが必要じゃないかなって気がするもんです。

○満行委員 関連して29号で。

行政不服審査法の改正に伴って情報公開条例を改正する。この不作為事件を審査会等への諮問を対象とする。

今までは、この不作為事件は対象となっていないと聞こえたんですけども、今までは、この不作為事件っていうのは、もう門前払いだったということじゃないんですよね。どういう扱いをされているんでしょうか。

○菓子野総務課長 不作為案件につきましては、県民の方から請求があった場合は、実施機関に対して事務を急ぐようにというような、促進の指導をしていたということでございます。

今後は、情報公開条例につきまして申し上げますと、例えば請求があつて15日以内に結果を出さなきゃいけない、開示するか不開示するかの結果を出さなきゃいけない。延長が30日できまして、45日ということが出来ます。その際の15日以内に、本人に通知をしないといかんというようなことになっていまして、そういった期限がしっかり定められておるわけです。

それを徒過して処分庁が何もしない場合は、

審査請求の対象に取り上げるということになって、審理の結果、開示すべきだとか、そういった処分を勧告するということになってまいりません。

○満行委員 15日、30日、45日は、全ての行政の決定に対して拘束されるんですか。

○菓子野総務課長 今、申し上げたのは、情報公開とか個人情報保護関係でございます。

○満行委員 事例とすると、生活保護の決定とか、最大30日以内だと思うんですけど、それを超えた場合は、この申し立てができる。この審査会の諮問対象ということは、その行政としては、もちろん、福祉事務所が窓口ではなくて、この審査会に申し出ができるということになるということですか。

○吉村行政経営課長 行政経営課でございます。行政不服審査法の一般のお話として申し上げます。

今、総務課長が申しあげましたのは、県が所持しています情報なり個人情報の公開に関するものでございますので、今、委員のほうからありましたような、生活保護の決定等の行政処分に対しまして、仮に不作為とかという場合がありますたら——自分が申請したのに、まだ処分がおりないといった場合には、審査請求という形で、審査庁のほうに審査請求ができるという形になります。

○満行委員 ああ、わかりました。情報公開条例とは違うんですね。はい、わかりました。

○来住委員 それでは、総務課に。説明資料の予算の66ページ。庁舎の管理費なんですけど、説明の中の2に職員宿舎等の維持管理費が出されておまして、職員宿舎の管理に関してですけど、現に今、県内に幾つの職員の宿舎があるのか。

それから、現に私が知っているところでは、ほとんど入っていらっしやらない。意外と新しく10戸ほどあるんだけど、1人しか入っていないとかいうのがあったりするんですが、そういう職員宿舎に対する今後の方針などがあつたら、ちょっと教えてほしいと思うんですが。

○菓子野総務課長 職員宿舎の入居状況でございますけれども、県有宿舎といたしましては、現在48棟ございまして、管理戸数が567戸ということになっております。これは27年度5月1日現在の数字でございますが、入居可能戸数が551戸でございます、入居戸数が396、入居率69.8%となっております。

議員御指摘のように、入居率が低い職員宿舎というのがあると考えております。今後のその管理のあり方なんですけれども、この前は、総合管理計画を御説明させていただきましたけれども、やはり適正な最適な管理といったことを目指していくといった観点からは、入居率の低いところについては、今後、廃止等も検討していくということをやっていきたいと思っております。

○来住委員 全体としては、職員数は減ってくるんだろうと思うんですが、多分、宿舎によっては、かなり入居率の高いところもあるだろうし、僕が知っているところは非常に低いです。

しかし、同時に、建物としてそんなに古くないんですけど、そういう宿舎について、例えば他の利用方法というのか——法律はわかりませんが、県営住宅などに、いわゆる一般の県民の皆さんが利用いただくようなものに変更するというのは難しいんでしょうか。法的には難しいんでしょうかね。

○菓子野総務課長 職員宿舎につきましては、そういった方向性もあるかもしれないんですけど

れど、今、検討しているのは、職員宿舎については知事部局、教育委員会、警察、病院、こういったものがございまして。それぞれ入居率が低いところもあるということでございます。

特に、宮崎市近郊では、民間施設も充実してきているといったこともございまして、そういった部局を超えた融通の仕方といったものが必要ではないかと。

今までは、共済組合からお金を借りて職員宿舎を建てるということで、そういった資金の関係から入居職員も限定されるということもあったと思うんですけど、そういった問題を超えて、こういった効率化を今後、考えていきたいなと思っております。

○来住委員 もう一件、議案第30号「職員の退職管理に関する条例」ですけれど。退職後2年間、働きかけを禁止するとなっているんですけど、なぜ2年間と規定されているのかなど。3年後だったらいいのかということなんですけれど、ここをちょっと教えていただきたい。

○片寄人事課長 今回、もともと地方公務員法の改正に伴って、条例を新たに制定するわけでございます。退職後、影響力がある期間を、国のほうで2年間という見解が出ておまして。私どもの県は、従来は3年間だめですよという形でやっておりましたけれども、今回、国のほうの見解も出ました関係上、こういう形で整理させていただいたところでございます。

○来住委員 おかしいでしょうね。2年間禁止するということでしょう。つまり、働きかけしたらだめだから、こういう条例をつくるわけでしょう。そうすると、そこになぜ期限を決めるのかというのが理解できないですね。国がやっているからでなくて、そこは、もう少し県の独自のものがあってもいいと思うんですけど。

ずっとしてはいけないと、期限などは決める必要はないと思うんですけど。

○片寄人事課長 この働きかけというのは、基本的に許される話ではありませんので、そういう働きかけがあれば、私ども、平成19年度から働きかけがあった場合には、記録公表をするという形でやっております。

幸いなことに、これまでそういうケースはございませんけれども、こういった形でちょっと難しいのは、再就職と働きかけの関係が出てまいりますけれど、再就職については、一方で、就職の自由ということもございまして。それと、働きかけについては、今回の法律の改正で、新たに罰則規定が設けられてございます。これは、働きかけたほうも、また、それに応じた職員についても、きっちり不正な行為があった場合には、罰則が規定されておりますので、期限的には2年という形での全国一律で整理はさせていただきますけれども、私どもとしましては、従来から、この働きかけについては、そういうことが起きないように、また、職員も決して応じないように指導しておりますので、今回の法改正や条例制定を機に、さらにそこら辺は周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

○来住委員 もう一度、確認。

罰則規定があるっていうのは、それは職員の退職関連に関する条例の中にあるんですか、それともほかの条例になるのかどうなのか、もう一度確認します。

○片寄人事課長 今回は、地方公務員法の改正で、そういう罰則規定ができましたので、法律としてそういう罰則が新たに設けられることになります。

○来住委員 地方公務員法には、いわゆる期限はないんですか。これ、この条例には2年とい

う期限をつけようとしているんですけども、地方公務員法にはないんですか。

○片寄人事課長 地方公務員法の改正に伴うこの罰則については、もともと先ほど言いました一般の職員ですと退職5年前の職務に関する者については、退職後2年間、やったらだめです。働きかけがあった場合には、当然、罰則規定になる。課長級以上については、5年プラス課長級にあった年月が、さらに5年より前になりますけれども、そういった期間に職務に関連することで、退職後2年間、こういう働きかけがあった場合には、働きかけた職員、また、その働きかけを受けて何か不正な行為を行った職員については、罰則が適用されるということでございます。

○新見委員 今の来住委員の質問でよくわかったんですが、また、同じく議案第30号に関してですけれども。

先ほどの答弁の中で、平成19年から別の取り扱いがされていると。あれは、職務に対する不当な働きかけについての取り扱いということだったと思うんですが。先ほど、1件も記録表の記載がなかったということなんですけれども、それは、七、八年たっているわけなんですけれども、全く本当に1件もなかったのか、なかなかそこが微妙だと思うんですけれども、そこがどうなんですかね。その記録表に記載する前に、一定の別の方法でそこを丸くおさめたとか、そういうのがあるんでしょうか。

○片寄人事課長 この不当な働きかけにつきましては、基本的に職務の公正な執行を損なうおそれがあるものを不当な働きかけと定義しております。

こういったことがあった場合には、最終的に記録をして公表をいたします。この取り扱いの

ところで、不正な職務の公正な執行を損なうという形での定義づけになっていますので、いろんな陳情要望は日常的にございます。

それはそれとして、別に不正な話でもございませんので、特にこれまでそういった記録公表したケースはないということでございます。

○新見委員 今、陳情要望については、それはもうその不正な取引じゃないということで、当初、規程がつくられたときから、きちっとわかっていたことですが、そういったくくりでされているのかなと思いますけれども。

この議案も、きちっと取り扱っていただくように、要望しておきます。

○星原委員 31ページのこの県有財産利活用強化促進、マル改なんですけれども、これまでも行われてきたと思うんですけれども、この事業の目的・背景の中にある形で、最終的には有効活用で、歳入の確保ということであっているんですけれども、今、このことに入る金融の財産というのかな、これは相当な量だと思うんですけれども、建物から土地から、いろいろあるんじゃないかなと思うんですが、これはどれぐらいの量というか、数字的にどれぐらいあるもんなんですか。

ここに書いてあるので言えば、県立学校の統廃合を初めとか、職員宿舎とかさつきから、これ、県有施設の老朽化とかっていうので、必要なもので売買とかいろいろできるものやら、いろいろあると思うんですけれども、そういったものは分けていくと、どれぐらいの量になるのかなと思って。

○菓子野総務課長 まず、この事業、県有財産利活用強化促進事業ということで、県有財産をできるだけ活用して、貸し付けとか売却とかそういうことで、県の歳入に寄与しようという

ことでやっております。

これは総務課分でございますけれども、26年度貸し付け実績で2,992万円、そして、広告つき案内板、こういったものをやっていますけれど、これで86万4,000円。

自動販売機の設置をやっておりますして、これは県全体のものですけれど、総数で平成27年度ですが、424台に1億1,400万円余の収入がございます。土地の売却実績でございますけれども、本年度は19件、3億9,800万円が、土地売却代金として収入があるところでございます。

○星原委員 今、説明があった自動販売機とかそういう売り上げ。全体的にどれだけのボリュームが、これからの状況の中で、県が保有している関連の中で、そういう売買とか、あるいは貸して行く中で、売買に値する土地とか建物はどれだけの量があるのか。

というのは、最後のほうのこの事業の効果のところで、毎年度1億5,000万、不動産の売り払い収入目標って掲げているものだから、どれぐらいのものがあるのかなという感じで。

○菓子野総務課長 28年2月末現在で、私たちが把握しております未利用財産、土地・建物でございますけれども、全体で26件、15万2,739平米が土地の面積、建物の面積が3万1,755平米でございます。

○星原委員 ということは、これから逆に事業の内容の中で未利用財産の売却とかを想定する土地・建物が、それだけあると捉えているんですか。

○菓子野総務課長 はい、おっしゃるとおりです。今、未利用財産として認識しているものが、今の申し上げた数字ということでございます。

○星原委員 そして、この中で、事業の内容の②の中で、未利用財産の維持管理と書いてある

んですけれど、こういうのに関する経費は、どれぐらいかかるものなのか。

○菓子野総務課長 未利用財産自体は、草を刈りましたり、境界を打ったり、縄を張ったりといった管理があるわけなんですけれど、済みません、その総体予算については、ちょっと今、手元に資料がございません。

○星原委員 じゃあ、後でいい。

というのは、やはりそういう経費がかかるのであれば、早く処分できるものから処分していったり、あるいは活用していないものをどうやって活用させるかとか、あるいは効果的な使い方がないかとか、もう民間に売却したほうがいいのか、あるいは市町村とかいろんな形で、利活用ができる土地であったり建物であったり、どんどんこういうものもあるということでやって、建物の場合も、土地の場合でも、本当の意味の利活用に向けての促進とか、PRとか、そういうことは随時やっているんですか。

○菓子野総務課長 こういった県に発生しました未利用財産については、まず、市町村のほうに利活用の計画はないかといった紹介をいたします。そういったものがないとはっきりしたのにつきましては、民間に売却を進めるというようなことで、いろんな媒体を使いましてお知らせをしております。

また、不動産鑑定士とかいろんな方にアドバイスをいただきまして、どういったところを整備しなきゃいけないとかのアドバイスをいただきながら、売却促進に努めているということでございます。

○坂口委員 関連してですけれど、それも随分長く取り組んできているわけだけれど、その中で、貸し付けなり売却なり処分の方向を出して、まだ利用していないのは、長いものでどんなも

のがどれぐらいあるんですか。

○菓子野総務課長 未利用と認識した時期というのがありまして、福祉保健部の元串間保健所あたりは、平成19年から未利用財産などということ認識しております、これが一番古いものとなります。

○坂口委員 未利用財産の定義をどう見るかですけれど、まず、それを使用しなくなった時点で、同じ部で使う方法はないかというのを検討されますよね。それから、部局を超えて検討をされて、それでもないとき市町村。そして、じゃあどうしようということを検討して、売却なら売却で民間とかやられるわけだから、平成19年と言われたけれど、かなり使わなくなってから長いものですね。

だから、民間の感覚からすると、もうそこらは全く違うということですね。そこらのところを未利用っていう定義をどうやるかというのが、一つ言えると思うんですね。

それと、じゃあ、今まで処分の仕方もあるかもしれないと、処分できないとなったときに、今後、じゃあ、何年間でどうやって処分するかを、民間なら必ず立てますよ。そういった中で、その見通しのときも、かなり制度を見ながら立てますね。

せんだってから新富の富養園の跡地を言うけれど、あの広大な土地を使うとしても、元病院があって、あんな不法投棄がいっぱいやられていて、あれを産廃処分するだけで莫大な金をかけて、しかもお墓があったりでしょう。なかなかもう将来の利用といたら、おいそれとやる人はいないですよ。

そういったところに管理といたら、管理費がどれぐらい——さっきも星原委員の質問で、わからないと言ったけれど、草刈りをやったり、

危険排除——そこで事故を起こされたり——いろんなことを行う。そんなことをしたら、やはりかなりの責任とコストが伴うので、そうなったときに、じゃあ、それを処分さえできれば、県の手元を離れて、そこが何らかの形でその土地が生きてくる。

まして民間なんかに入ったら固定資産税は入る、雇用の場はできる、それから活力は生まれるってことで、財政健全化だ何だと言っているけれど、そういった比較は大前提でないと、売りに出しているけれど売れないんですよ。テレビに出したら幾ら金がかかったんですよ、すぐ売れないから新聞なんですよって、それは、もう余りにも甘過ぎるんですね。今回のこの議案で、今後そういったことを、一気に話を集中的にというか、かなり力を入れて取り組むっていう方向なんでしょうけれど。

それで、じゃあ、ここをただで——新富のあの土地の場合ですけど——やればということで、条例がネックになるんだと言われたけれど、県はただでもらえるっていう条例は持っていて、ただでもらったものも、ただで約束をたがえても、ただじゃお返しできないんだって、そんなばかなことをやってはだめですよ。条例だ、法律だっていうのは、人が生きていくためにあるやつで、これは変えられるんですよ、変えるのが当たり前ですよ。古くなって通用しない。それをかたくなに握っておられて、いや、条例の限界だ限界だと言っておられる、その意味がわからない。何のための条例かって。だから、その目的を何を果たそうとされているのか。もう制度的にもくたびれ過ぎてから、これは通用しなくなっているということを念頭に入れないと、これはだめですよ。こんな一方の計画だけ立てたって、その裏づけをやらなきゃ。

やはりそのところをひとつぜひ、これはもう部長も、このところはやはり真剣に考えてやっていかないと。

病院局の判断でできるんなら、病院局は病院つくるからただでくれって言っていて、病院もつくりません、要りませんって、もう利用しませんと言ったんだから、おのずと何すべきは、これは道義的にわかるじゃないですか。しかし、県の条例がネックになっていて、それをやれないっていうことで、これはもうぜひ責任を持って解決するということをやりたいと思います。

それから、公有財産管理費について、3番なんですけれども、この市町村交付金。これについては、当然、市町村に交付金を出していくっていうものもあるでしょうし、出さないっていうものもあるんじゃないかと思うんですね。

例えば、僕らが陳情だの要望だのを組んで、県に施設をつくってくださいと、県有施設をつくってください、町民が待ち望んでいますというものに、県費を投入して交付金まであげるっていうことはないように思うんですね。

だから、そういったものがどう区分されているのかというのと、その中で、どこにどれぐらい、自治体ごとで、どこが一番たくさん交付金を出す先なのか教えてください。

○菓子野総務課長 国有資産等所在市町村交付金についてということだと思います。これは、国有資産等所在市町村交付金法に基づいて実施しているものでございます。

○坂口委員 いや、県有資産ですね。

○菓子野総務課長 はい、県有資産についての話になります。

地方税法によりまして、県有地についての固定資産税は、御承知のとおり非課税になってい

るわけなんですけれども、我々が職員宿舎とか県営住宅、その他民間と同じような利用をしているところがございます。

これについてまで非課税にするということになりますと、やはり均衡の関係からよろしくないということで、この法律によりまして、固定資産税相当額を市町村に交付するというようになっております。

今回、28年度につきましては、県全体で3億1,136万2,000円余を交付することになっておりまして、一番大きいところが宮崎市でございまして、平成27年度の実績で1億9,062万3,400円を交付してございます。

○坂口委員 宮崎市あたりだって、市営住宅をたくさん持っていて、それをやれる力は、県内で一番ある自治体ですよ。そこにああやって、県がそういったものやっつけていかなきゃなんないかっていうこと、おまけに持参金みたいな交付金までつけて。それよりか本当に財政規模の小っちゃい、苦勞して今後1人でも2人でも人口をふやそうとしているところに、住みかがないっていうようなところに対して、むしろそういったことは今後あるべき。時代が大きく変わってきているということですね、そこらがどうなのかなというのと。

じゃあ、民間の民業圧迫みたいなものに対してそれがなければ、民間がそこにつくって税収は上がるんだよということに対しての補填というのはあるんでしょうけれど、やはりこれも時代が変わったということですから。例えば体育施設一つにとっても、今、民間の体育施設でも結構あるんですね。人の生活のライフスタイルが変わったことで、それが営利として成り立つようになったことで。

やはり国の法律に基づいてだから、限界はあ

るんでしょうけれども、なかなか実態に沿って
いなくて、何か全然余り深く考えずに、金が
いとも簡単に出されたり、あなたのところはだ
めだって言われたり。だから、そこらっという
のは、やはりさっきの公有財産っというか——
こだわり過ぎているみたいに思うけれど、そう
いった理不尽な、先ほどの富養園の跡地の処分
に関してもですけど、今の時代に合ったよう
なことをどんどん考えてやっていかないと、やっ
ていることと今の時代とで随分とタイムラグが
ありそうな気がするんですね。

先ほど、ぜひとも今度検討してくれと言っ
ていたけれど、これはもうぜひ、部長、こうい
ったものを1回、検証して行って、条例にただ
上げれるっということを加えてくれっというん
じゃないんですよ。その必要はないのかとい
うことと、なぜ、よそからのものをただもら
ってから、県のもはただで出せないなんて条
例をかたくなに守ろうとするのかと、それはや
り考えるべきだと思うんですが、部長、どん
なですか。

○成合総務部長 県有財産の処分ですけど、
先ほどから委員がおっしゃるように、まず、未
利用財産があった場合には、県で活用するかど
うかいろいろ検討しまして、それがなければ、
先ほど総務課長が答えたように、市町村へ
の譲渡、売却ということをやっているわけです。

実は、一般会計については、財産処分の条
例がございまして、委員が御指摘のとおり、無
償譲渡というのはやっておりません。寄附を受
けた場合でも、3割減額というのが最大でござ
いまして。過去の事例で3年前にも、県立高校
の売却をやったんですけども、そのときも、3
割減額ということでやっております。

先日の補正の委員会のときにも申し上げたと

おり、富養園の土地につきましては、特別会計
ということで、病院局のほうでまた検討される
ことだと思いますけれど、一般会計においても、
先日申し上げたとおり、委員がおっしゃるよう
に社会情勢がどんどん変化しておりますので、
全国の状況、その辺をまた調査なり研究してい
く必要はあろうかと思っております。

できるだけやはり未利用のまま活用されな
いということについては、できる限り県民サー
ビスにつながるような、住民サービスにつな
がるような活用の仕方も、十分検討していく必要
があらうかとは考えております。

○坂口委員 この場で、そこまで発言すべきか
なと思うんですけど。一つは、病院局だ、教
育委員会の財産だっ言っただけで、やはり県
民から見れば、その県の財産ですから、そこは
やはり統一しなきゃだめだと思うんですね。だ
から、ぜひそこは頭に入れて、今後、少なく
とも検討はしてほしいというのと、富養園跡
地については、町としてもいろんな考えを持
っているんですね。

その中の一つに、例えば大規模災害のとき
に、宮崎空港が津波なんかでやられたとき、
新田原基地しかないじゃないか。あそこから
即近いところのあの広大な土地で、恐らく
今後、民間としては、もう利用するよ
うなことっていうのは出てこないん
じゃないかって——さっき言われ
たような、これまでの歴史のある土地だから。
幸い、あそこは津波ではつかからない地区
なんですよね。だから、あそこにキャンプを
張ったり、医療団を入れたり、物資の中継
拠点にしたりして、いかなる災害にも頼
れる、空から、あるいは津波の心配もな
ければ、日豊線の駅も隣ですから。そう
いったことを絵に描いて、やはり利用計
画というのは、町もやりたいけれども、あ

そこを何億で買いましたとって言ったら、町民から袋だたきに遭いますよ。県に病院をつくってください。病院をつくってくれば、ただで上げますよって、町民がただで差上げた土地を、病院はなくしてしまってから、金をよこせなんて言ったら。そんな青写真で、町の大きいプロジェクトとしてやっていくためには、首長は相当な腹決めが要ると思うんですよ。そういったことを何かもろもろを検討して行って、何がネックになっているのかっていうことを検討ぐらいはやらなきゃだめだと思うんですよ。

条例なんてものは、必要とあれば何ぼでも変えられるわけですから、ぜひこれは願っておきます。

○菓子野総務課長 先ほど星原議員から御質問がありました、管理費の件でございますけれども、28年度予算では、草刈り委託費等として1,523万6,000円、そして、工事請負費なんですけれども、境界等の保全工事、それとか建物を解体する場合がございます、その工事費、そして、道路を整備するといったものがございまして、これで879万4,000円を予算でお願いしておるところでございます。

○星原委員 そういうその維持管理費やら、いろんな経費が要るわけですよ。そしたら、もうその費用対効果で見たときにどっちがいいのか。早く処分したほうが、そういう経費が要らなくて出さなくていい形なのか、それを持っておくことで、不動産の価値が上がったり、いろいろ将来的に、これだけ経費をかけていても、それだけの価値が上がるものなのか、その辺の判断をしていかないと、もう結局は、毎年のように経費がかかって、それはもう仕方ないんだという形で、流れているんじゃないかなという気もするもんですから。やはり、その辺のその

判断をどうするかを早く決めて、もう維持管理、管理経費が要るといふことであれば、どんどんほかの形で利活用できる人がおれば、民間であれ、ほかの市町村であれ、そういうところにやったほうが、県として身軽になるんじゃないかなと思うんですけれど。今後は、そういうことをこの事業あたりでやっていこうということで、捉えとっていいんですかね。

○菓子野総務課長 委員会資料の31ページの未利用財産の売却という④のところでございますけれども、今、広告媒体の活用ですとか、民間のノウハウを活用、インターネットの活用、そして不動産鑑定業者とか宅建業者にアドバイスをもらったりというようなことで、可能な限り未利用財産の縮小といったことに努めていきたいと考えています。

○清山委員長 ほかはございますか。

○新見委員 31ページ、関連してですけれども。この自動販売機の置き場所の貸し付けのことなんですけど、これについては、それまで目的外使用ということで、年間一、二万だったのが、地方自治法の一部改正によって、貸し付けという形をとることができるようになって、一気に何十倍という収益になって、もう先ほど1億以上の収入があるっていうことなんですけど。現在、この424台、これはもう知事部局、警察、学校を含めて全てだと思っておりますが、これがもうほぼ今の限界ということで捉えてよろしいんでしょうか。

○菓子野総務課長 はい、そういうことだろうと思っております。

○新見委員 それと、これがスタートをしたとき、当初3年契約で入札制度ということでスタートをしたと思っておりますが、当初は、超大手の清涼飲料水メーカー等が、ほぼこれを独占した

ような形になっていたと思うんですが、やはり地元の企業を優遇するというのも大事だということで、私も、一度、お話ししたことがあります。現在の状況はどうなんでしょうかね。

○菓子野総務課長 この制度につきましては、全体で424台と御説明いたしました。このうち公募対象が340台で、残り84台が公募対象外にしております。そのうち、おっしゃっておるような地産地消コーナーといいますか、地元の食材とか、地元の販売等を重要視するというようなものが、52台やっております。これは27年4月1日現在の数字ということで、御理解いただきたいと思うんですけれど。

○新見委員 わかりました。いいです。

○清山委員長 ほかがございませんか。

○丸山委員 同じ、この県有施設のこと、私の地元のことで大変恐縮なんです。これ、県の教育委員会サイドの高原高校跡地が、もう三、四年たっていて。実際、私もよく相談を受けて、さらに維持管理ができていないものから、本当に非常に苦しんで、高原町に一応、買いませんかという話はしているんですが、高原としてもなかなか買えないということがわかっているのに、恐らくほとんどもう維持管理ができていないものから。どうやって売っていくのかと、払い下げていくのかというのをもうちょっと県のほうが柔軟に動かないと。今後、そういった施設、さらに高校の統廃合が特に大きく出てくるんだろうなと思っていますので、これは教育委員会に任せるとかいうのではなくて、もう少し、先ほど言われたように、県民にとっては、県有地という位置づけですので、しっかりとイニシアティブをとって、総務課のほうでやっていただくように、お願いしておこうと思っています。

○清山委員長 意見ということでよろしいですか。

○丸山委員 はい。

○清山委員長 12時を過ぎましたけれど、丸山委員の質問まで、続けさせてもらいたいと思います。

○丸山委員 72ページの職員の海外派遣研修についてなんですけれども、本当にこれは意義あることだと、十二分にわかっているんですが、派遣をしていただいた方が、その後ちゃんと、どういった職場で生かされているのかというのが、重要だと思っています。先ほどのクリアに派遣しているようでありまして、去年の年度末に、ジェットロのほうも宮崎にできたものですから、ジェットロも同じような海外に派遣できる、研修できる制度があるということのようなものですから。

派遣される職員の有効活用と、ジェットロとか、そういったまた別なセクションも、今後あると思っているものですから、その辺の活用方法も含めてちょっとお伺い——今の職員が、どういう形でしっかり研修を生かしていらっしゃるのかなというのを、お伺いしたいと思っています。

○片寄人事課長 まず、海外派遣であります。当然、育成というところが前提になりますが、ある意味、お金を投資する観点がございますので、それは県政推進の上で役立てていくことが、まず基本になってまいります。

私も、当時、シンガポールに行き、国際課に帰ってきましたけれども、そういった形で、やはり海外に行った職員については、海外展開に関連のあるセクションを中心に、その人の体調とか適正とかいろいろございますけれども、基本は、やはりせっかく学んできたものを大いに

県政に役立てていくという形での配置を心がけているところがございます。

それから、今、ジェトロの話がございました。まだ、現時点では具体的にどうこうという検討はしておりませんが、やはり目的が、育成というところがございますので、そういったいろんな可能性については、きっちり今後、検討させていただきたいと考えております。

○清山委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了いたします。

第2班の審査は、昼休みを挟みまして、ちょっと過ぎましたので、午後1時10分からの再開をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時8分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2班として財政課、税務課、市町村課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○阪本財政課長 財政課部分の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の77ページをお開きください。

財政課は、一般会計と公債管理特別会計2つを合わせまして、合計で28年度予算額が2,012億6,374万4,000円となっております。前年度と比較しますと、2,000億円余の減となっておりますが、これは、27年度が口蹄疫対策の転貸債1,000億、これが一般会計、特別会計それぞれに計上してございました。その関係で2,000億円余の減となっております。

内容について御説明いたします。

79ページをお開きください。

一般会計921億51万5,000円でございますが、内訳としまして主なものを御説明いたします。

(事項) 諸費でございます。19億2,400万円余を計上しておりますが、説明欄にございますように、税外収入の還付、主に国庫補助金等で還付が生じた場合の経費として、16億1,100万円余、それから、庁内の一般共通経費ということで、主に各課で予算は計上しておりますが、緊急に事務的な経費が必要な場合に備えまして、財政課で一般の共通経費として計上している分が3億1,300万円余でございます。

それから、ページをおめくりいただきまして、80ページの下から3段目、(事項) マル新となっております、県営電気事業みやざき創生基金積立金、後ほど条例について御説明いたしますが、いわゆる県営電気事業みやざき創生基金の積み立てにつきまして、説明の欄の2の新規積み立てで今年度10億円を積み立てます。

それから、ことし、28年度1年間、この10億円分の利子ということで、123万3,000円を計上しております。

81ページ、(項)の公債費でございます。公債費の内訳としまして、元金と利子と公債諸費でございます。

上から2番目の(目)元金でございます。795億7,900万円余、これは県債の元利償還に要する経費等でございます。主に、説明欄の2にありますけれども、それを一旦、公債管理特別会計へ繰り出しをいたしまして、後ほど御説明いたします、特別会計から各金融機関に償還することとなっております。

(目)利子でございます。91億2,700万円余を計上します。これも公債管理特別会計に一旦繰り出しをしまして、そこからの償還となります。

真ん中より下、(目)公債諸費でございますが、

これは県債発行に係りますもろもろの手数料等がございます。それについて2,162万円を計上しております。

最後に、(款)の予備費でございます。これは、まさに例えば訴訟の弁護士費用とか、あと保険に入っていない損害賠償が生じた場合の賠償金といった項目について、予備的に経費を1億円、計上させていただいているところでございます。

おめくりいただきまして、83ページ、公債管理特別会計でございます。1,091億6,322万9,000円を計上しております。

上から4つ目の(目)の積立金でございます。これは、満期一括償還といいまして、定時償還じゃなくて、例えば10年とか20年で、最終年に一括で償還する部分について、これは総務省の指導で、毎年30分の1を積み立てなさいと。最終年に一気に償還するのではなくて、その分がある程度、事前に準備をなささいということ、30分の1ずつ積み立てを行います。その分で17億2,730万円を計上させていただいております。

真ん中の(款)公債費でございます。内訳で、1つ目が(目)の元金、先ほど一般会計からの繰り出しがございました。それと公債管理特別会計の中での借りかえも含めまして償還する元金が985億6,800万円余でございます。

下から3番目の利子でございます。その元金に伴いまして支払う利子、88億5,800万円余でございます。

おめくりいただきまして、最後に特別会計の公債諸費、事務費でございます。特別会計で発行いたします借換債に係る県債発行手数料846万5,000円を計上しております。

財政課の当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、常任委員会資料をごらんください。40ページでございます。

議案第25号「県営電気事業みやざき創生基金条例」でございます。

既に、事業内容につきましては、午前中、部長からも御説明申し上げました、この県営電気事業みやざき創生基金、我々、通常、県電基金と略称して読んでおりますが、この基金を設置するための条例でございます。

目的、概要につきましては、これまで御説明いたしました、この記載のとおりでございます。

3の設置期間につきまして、平成28年4月1日から34年3月31日までと、28年度から33年度までとなっております。実際のこの基金の活用をいたします期間は32年度までの5年間でございますが、最後に政策期間として1年間の猶予を設けさせていただきまして、34年3月31日までとさせていただいております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

別添資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の資料をごらんください。1ページをごらんください。

財政課分につきましては、この1の①、本県財政について、引き続き、財政改革を着実に推進し、効果的・効率的な予算の執行に努め、財政健全化に取り組むことという御指摘をいただいております。

それに対する対応状況でございますが、この記載のとおり、平成16年度から財政改革の推進計画を策定いたしまして、収支不足の圧縮、県債残高の抑制に取り組んでおりまして、午前中にも御説明申し上げましたが、一定の成果を上げてきているところでございます。

しかしながら、まだまだ、この予算収支不足

がございまして、昨年7月に、第四期の財政改革推進計画を策定いたしまして、引き続きこの収支不足の圧縮、県債残高の抑制に取り組んでおりまして、28年度の県債発行額、臨財債を除き336億円とし、抑制いたしまして、また、県債残高につきましても206億円を圧縮し、5,000億を切る4,967億円の見込みと、大きく減少することとなっております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、収支不足209億円も生じております。それから、今後、社会保障関係費、防災拠点庁舎の整備、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、それから平成38年に控えております国体開催に伴います施設整備費等に、多額の財政負担が見込まれております。引き続き財政改革の取り組みを推進し、健全性が確保される財政構造への転換を進めてまいりたいと考えております。

財政課分につきましては以上でございます。

○高林税務課長 税務課の平成28年度当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の85ページをお開きいただきたいと思っております。

税務課の平成28年度当初予算額は、456億2,769万1,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、87ページをお開きください。

(事項) 諸費は、税の過年度収入分に係る還付が発生した場合などに要する経費でございますが、これにつきましては、これまで財政課で計上されていたものが、平成28年度当初予算より税務課に移管されたもので、15億円を計上しております。

次の賦課徴収費は、23億8,850万3,000円でござ

います。これは、県税の賦課徴収に必要な経費でありまして、その主なものといたしましては、その下の説明欄、1の徴税活動費の(1)徴税活動経費といたしまして、2億845万5,000円を計上しております。これは、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費など事務経費であります。

次に、2つ下の(3)でございますが、個人県民税徴収取扱費交付金といたしまして、15億2,518万1,000円を計上しております。これは、個人県民税の賦課徴収は、市町村長に法定委任されておりますことから、その経費を補償する目的で、市町村へ交付するもので、納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額などを交付することとなっております。

ページをめくっていただきまして、88ページをごらんいただきたいと思っております。

2の自主納税の推進費の(2)各種団体との協力体制推進費といたしまして、2億3,882万8,000円を計上しておりますが、その主なものといたしましては、ウの軽油引取税徴収取扱費報償金で、2億2,750万7,000円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者であります、元売業者や特約業者の徴収取り扱いに対して交付するものでございます。

次の3、管理機能の充実費の(4)税務電算トータルシステム運営費といたしましては、2億9,169万4,000円を計上しております。これは、税務電算トータルシステムの維持管理費及び税制改正などに伴うシステム改修経費等でございます。

次に、(款) 諸支出金であります。これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金と、県内の市町村に対しまして、県の税収の一定割合を交付する法定交付金でありまして、404億834

万6,000円を計上しております。

次に、主な事項につきまして御説明いたします。

まず、(事項) 地方消費税清算金でございますが、本県に納付された地方消費税について、各都道府県間で清算を行うために支出をするものでありまして、175億158万1,000円を計上しております。

次の(事項) 利子割交付金以下の6つの各種交付金は、いずれも市町村に対する法定交付金で、平成28年度の税込見込み額を基礎として算出したものでございます。事項別の説明は記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

ページをめくっていただきまして、90ページをごらんいただきたいと思っております。

最後の(事項) 利子割精算金につきましては、本県で徴収した利子割県民税のうち他の都道府県に帰属すべき額について、関係する都道府県で精算を行うために要するものであり、100万円を計上しているところでございます。

次に、資料が変わりまして委員会資料の38ページをごらんいただきたいと思っております。

債務負担行為の追加でございます。これは、平成29年度分の自動車税の納税通知書などの印字、封入・封緘の業務を委託するものでございますが、29年4月の印刷作業前に、台紙やチラシの作成、コンビニ納付のためのバーコード読み取りテストなどを行う必要があります。その期間としまして1カ月以上を要しますことから、平成28年度から29年度にかけて実施をお願いするもので、1,640万円を計上しております。

予算案につきましては以上でございます。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

資料が変わりまして、別冊で配付されております、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の資料2ページをお開きください。

2の個別的指摘要望事項の(1) 総務政策分科会の①、「県税の収入未済額について、引き続き、市町村との緊密な連携により徴税対策の一層の強化を図り、さらなる縮減に取り組むこと」との要望でございます。

これにつきましては、県税の収入未済額の対策といたしまして、これまで、徴収引き継ぎや併任人事交流、特別徴収の適正化の推進などに積極的に取り組み、一定の成果が得られている状況でございます。

また、平成26年度に、市町村相互の併任人事交流制度を導入し、収入の確保及び徴収技術の向上を図るとともに、平成27年度には税務課に地方税徴収対策担当を新設し、地方税全体の徴収率の向上を図っているところでございます。

今後とも、滞納整理の早期着手や的確な実施に努めるとともに、さらに市町村と連携を図り、収入未済額の圧縮を図ってまいりたいと考えております。

税務課からの説明は以上でございます。

○平原市町村課長 市町村課の平成28年度当初予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の91ページをお願いいたします。

市町村課の平成28年度当初予算額は23億5,462万4,000円でございます。

主なものについて御説明いたします。

めくっていただいて93ページをごらんください。

中ほどの(事項) 地方分権促進費4,463万3,000円でございます。これは、市町村へ権限移譲した事務の執行に要する経費等でございます。

次に、94ページをごらんください。

まず、一番上の(事項)自治調整費8,791万9,000円ですが、これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費であります。

主なものといたしましては、説明欄の6の住民基本台帳ネットワークシステム事業費6,986万円でありまして、住基ネットシステムの全都道府県共同の負担経費や関連機器の使用料などとなっております。

次に、下のほうの(事項)市町村公共施設整備促進費8億16万7,000円です。これは、市町村が取り組みます防災・減災対策や行財政経営健全化などを対象に、無利子貸し付けを行うものでございます。

次に、95ページをお願いいたします。

一番上の(事項)市町村振興宝くじ事業費5億4,756万円です。これは、市町村振興宝くじとして発売されます、サマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金等の本県への配分額の全額を、宮崎縣市町村振興協会に交付するものでございます。

次に、下のほうの(事項)選挙常時啓発費の改善事業「みんなでいこう選挙啓発事業」につきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、一番下の(事項)参議院議員選挙臨時啓発費455万円です。これは、ことし7月に任期満了を迎えます参議院議員通常選挙における街頭啓発などの臨時啓発に要する経費でございます。

96ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)参議院議員選挙執行費5億9,321万3,000円です。これは、参議院議員通常選挙の投開票事務など、市町村が行う事務に対する市町村交付金や候補者の選挙運動に対する公費負担など、参議院議員選挙、この

執行に要する経費でございます。

次に最後の(事項)海区漁業調整委員会委員選挙執行費1,635万9,000円です。これは、ことし8月に任期満了となります海区漁業調整委員会委員選挙の執行に要する経費でございます。海沿いの市町に対する交付金などとなっております。

次に、資料が変わりまして、常任委員会資料の32ページをお願いいたします。改善事業「みんなでいこう選挙啓発事業」であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、御存じのとおり、最近の選挙の投票率は低下傾向でございます。特に20歳代を初めとする若い世代が低い水準にあります。このような中、選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられまして、主権者教育や選挙啓発の重要性が高まっております。そこで、新しく有権者となる若い世代を中心に、選挙啓発を効果的に展開することといたしております。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は410万5,000円をお願いいたしております。また、(4)の事業内容ですが、まず①の選挙出前授業は、学校等に職員が赴きまして、政治や選挙の説明や模擬投票を実施いたします。高校生だけでなく、希望に応じて、大学生や社会人を対象とした出前授業も実施したいと考えております。

次に、②のザ・ボーターズカフェは、これまで、「しゃべり場せんきょ」として開催をいたしましたワークショップ研修に加えまして、若者と政治家等との意見交換会を行い、内容の充実を図るものでございます。

また、③の選挙アンケートは、実際の選挙における投票行動や政治・選挙に関する意識調査を行うものでございます。

このほか、従前から行っております④の若者の意見発表会・わけもんの主張や、⑤の選挙啓発ポスター・書道作品コンクールを実施いたします。

3の事業効果であります。これらの取り組みにより、一人一人の有権者が、主権者であることを自覚し、投票を行うことにより、積極的な社会参加が図られるものと考えておりますが、学校において実施される主権者教育が大変重要になってまいりますので、今後とも、教育委員会などと連携・協力して、より効果的な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**清山委員長** 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○**来住委員** 税務課にお聞きします。

88ページですけれど、軽油引取税の徴収取扱費報償金、これは幾らですか。約2億3,000万程度計上されておまして、先ほどの報告では、元売業者やその他の目的の中の業者の方々に、この報償金が出されるということですが、かなり膨大なものになるのかわかりませんが、その報償金を出す基準はどうなっているかをちょっとお聞きしたいと思いますけれど。

○**高林税務課長** 基準といたしましては、軽油引取税は特別徴収でございまして、それこそ販売店とか元売業者が、売掛金回収と同時に特別徴収、軽油引取税も徴収しますんで、その関係で手数料を2.5%出しております。

その分については、基準といたしましては、納期内に納めていた税額に対して2.5%交付する形となっております。

○**来住委員** それは、大体どこでも、全国的に同じような基準で出されているのでしょうか。

○**高林税務課長** 基準といたしましては、以前の通知等がございまして、ほぼ同じような形で出していると思っております。

○**来住委員** もう一つ、西白杵庁舎の運営に関する経費というのが出されています。西白杵庁舎だけが、ここに出てくるものですか、なぜそうになっているのかを教えてください。

○**平市町村課長** 西白杵支庁につきましては、総合事務所ということで、個別の事務所じゃないものですから、従前から、市町村課の出先機関という位置づけになっておまして、そのうち支庁運営のための事務費ですとか、地域振興費ということで、管内3町との意見交換会などを実施いたしておまして、個別の各課の予算は、それぞれ各部署で予算計上しておりますので、我がほうで予算措置しているものは、今回で86万4,000円ということになっております。

○**来住委員** はい、わかりました。

○**清山委員長** よろしいでしょうか。ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、以上で第2班の審査を終了します。

次に、第3班として、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○**中原総務事務センター課長** 総務事務センターの当初予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料にお戻りください。97ページをお願いいたします。

当課の当初予算は9億7,469万6,000円でございます。

それでは、主なものについて御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、99ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)総務事務センター運営費、予算額8,257万1,000円でございます。これにつきましては、本庁及び各地区の総務事務センターの運営費や給与計算事務に係ります経費、また、職員の給与等の届出処理をオンラインシステムで行うための経費でございます。

次に、一番下の(事項)健康管理費、予算額7,059万1,000円でございます。これは、職員の健康管理事業費等に関する経費でございます。

おめくりいただきまして、100ページをお開きください。

一番上の説明欄2の、職員のからだの健康に関する事業は、全職員を対象としました定期健康診断等を行うための経費であります。また、その下の3の、職員のこころの健康づくり総合支援事業は、職員のメンタルヘルス対策に係る経費でございます。

次の(事項)職員厚生費、予算額1,441万円でございます。これは職員の健康保持増進や保健体育施設等に要する経費でございます。

次の(事項)物品管理及び調達事務費、予算額899万4,000円でございます。これは、物品の適正な管理と効率的な調達を行うための経費でございます。

次の(事項)車両管理事務費、予算額1,246万1,000円でございます。これは、県有車両の維持管理や、車両保険への加入などに要する経費でございます。

次の(事項)恩給及び退職年金費、予算額1,147万8,000円でございます。これは、元知事部局職員12名分に係ります恩給等の経費であります。

また、次に、その下の101ページになりますが、(款)警察費の(事項)恩給及び退職年金費、予算額7,697万8,000円でございます。これにつきましては、元警察職員82名分に係ります恩給

等の経費でございます。

総務事務センターの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○郡司危機管理局長 危機管理課に関する当初予算につきまして御説明いたします。

まず、歳出予算説明資料の103ページをお開きください。危機管理課の平成28年度当初予算額は6億8,930万3,000円でございます。

それでは、当初予算の主な事業につきまして御説明をいたします。

105ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)防災対策費2億3,057万1,000円でございます。主なものといたしましては、106ページをお開きいただきたいと思いません。

説明欄の11、減災力強化推進事業であります。これは、南海トラフ巨大地震から県民の生命を守るために、沿岸市町が整備する津波避難タワー等に対する支援、また、避難場所や避難路の整備、避難訓練に対する支援を実施いたしまして、県民の安全確保を推進するものでございます。

次に、12の改善事業「災害対策本部運用体制等強化事業」でございます。これは、大規模災害時における災害対策本部の情報収集・発信能力を強化するために、防災行政無線を活用した携帯型端末の整備などを行いまして、迅速かつ的確な情報収集・発信体制を構築するものでございます。

次に、13の改善事業「自助・共助による減災力強化総合啓発事業」でございます。それと、15の新規事業「南海トラフ地震応急対策強化事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

14の改善事業「みんなの力で地域を守る!地

域防災力向上推進事業」でございます。これは、地域防災力の向上を推進するため、防災士のさらなる養成や能力向上、活動支援に取り組むとともに、資機材の整備等に対する支援を行うことによりまして、自主防災組織の活動強化を図るものでございます。

次に、1つ飛びまして、(事項)火山対策費の新規事業「霧島山警戒避難体制整備事業」につきましても、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

107ページをごらんいただきたいと思います。

一番下の(事項)災害救助事業費9,133万8,000円でございます。1の災害救助法に伴う救助費でございますが、これは、災害救助法が適用された場合に、食料等の給付、あるいは避難場所等の設置など、被災者の救助に要する経費でございます。

それでは次に、委員会資料で御説明させていただきます。

資料の33ページをごらんいただきたいと思います。

まず、改善事業「自助・共助による減災力強化総合啓発事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、いつ発生するかわからない災害に対する県民の備えを促進するため、これまでの取り組みをより充実させるとともに、さらなる普及・啓発の強化による減災力の向上を図るものでございます。

次に、2の事業の概要でございますが、(4)の事業の内容をごらんいただきたいと思います。この事業は、大規模災害に備えて減災効果の高い、耐震化——これは家具の固定を含みますが、耐震化、早期避難、備蓄の3つの減災行動を中心に、年間を通じて継続的に情報発信を行うとともに、観光関係者なども対象とした、きめ細

かな防災研修会等を実施するものでございます。

具体的には、①のア、防災啓発情報発信の強化で、各種媒体を効果的に組み合わせた3つの減災行動の情報発信。この防災啓発イベントの実施で、全国防災週間における備蓄等の備え推進キャンペーン、あるいは県民一斉防災行動訓練——通称シェイクアウト訓練と呼んでおりますが——などを実施したいと思っております。

また、②の防災減災普及啓発事業として、例えば大規模災害発生時に県外観光客を速やかに安全に避難させることができるよう、関係部局・関係団体と連携した防災研修会の実施や、啓発資料・啓発パンフレット等の作成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、34ページをお開きいただきたいと思います。

新規事業「南海トラフ地震応急対策強化事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、これは、先般御報告いたしました、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画、いわゆる国の具体計画でございますが、これに基づきます県の実施計画を実行性のあるものにするため、県が指定してまいりました各拠点の機能充実を図るものでございます。

また、これらの拠点の運営に従事する人材の育成等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

2の事業の概要でございますが、(4)の事業内容をごらんいただきたいと思います。

まず①拠点機能充実事業では、部隊の宿営、あるいは物資の保管場所としてのエアテント、あるいは停電等に備えまして、灯光機等の配備を行うこととしております。

なお、これの資機材につきましては、防災訓

練はもとより、万が一、口蹄疫、あるいは鳥インフルエンザ等が発生した場合等につきましても、活用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、②人材育成等事業では、各拠点の従事者に対する研修会の実施によりまして、拠点の円滑な運営を行うための人材育成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

3の事業の効果でございますが、各拠点の機能充実等によりまして、南海トラフ巨大地震の地震・津波による人命救助、あるいは避難者に対する支援が、より迅速かつ確実に実施できるものと考えているところでございます。

次に、36ページをお開きいただきたいと思っております。

新規事業「霧島山警戒避難体制整備事業」についてでございます。

1の事業の目的・背景でございますが、平成27年12月に改正活動火山対策特別措置法が施行されたことを受けまして、鹿児島県や周辺市町と共同で火山防災協議会を設置いたしまして、引き続き関係機関との連携を強化するとともに、噴火警戒レベルの設定や市町における避難計画の策定を促進するなど、避難警戒体制の整備を推進し、霧島山に係る火山防災対策の強化を図るものでございます。

2の概要でございますが、まず、(3)の事業期間でございますけれども、28年度予定しておりますけれども、後ほど説明いたします(4)の事業内容のうち、①霧島山火山防災協議会の運営につきましては、終期設定はしておりません。

(4)の事業内容でございますが、①の霧島山火山防災協議会の運営等では、鹿児島県や周辺市町と共同で、霧島山火山防災協議会を設置

いたしまして、噴火警戒レベルの設定に向けた検討・協議、各市町における避難計画策定に向けた検討・協議等の取り組みを行うものでございます。

また、②の地域防災計画火山災害対策編の修正素案の作成では、火山防災協議会での検討のベースとなります、素案の作成を専門的知見を有する団体に委託し、火山防災協議会での迅速な協議の進捗を図るものでございます。

3の事業の効果でございますが、霧島山火山防災協議会を設置するなど、関係機関が一体となった警戒避難体制の整備を推進することによりまして、霧島山に係る火山防災対策の強化が図られるものと考えているところでございます。

危機管理課は以上でございます。

○都原消防保安課長 それでは、消防保安課に関する当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の109ページをお開きください。

消防保安課の平成28年度当初予算額は5億6,205万7,000円であります。

それでは、当初予算の主な事業につきまして御説明をいたします。

111ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)防災行政無線管理費2億3,834万円であります。これは、防災行政無線等の無線設備の維持管理、保守委託、設備更新等に要する経費であります。

説明欄2の無線設備の保守委託であります。これは、総合情報ネットワークを適正かつ円滑に管理運営するため、防災行政無線設備や防災及び水防情報処理システムなどの保守委託に要する経費であります。

次に、3の総合情報ネットワーク設備更新事業であります。これは、総合情報ネットワーク

を適正かつ円滑に管理運営するため、中継局の局舎新設工事などの設備の更新に要する経費であります。

次の(事項)航空消防防災推進事業費1億7,667万3,000円であります。これは、防災救急ヘリコプター「あおぞら」の管理・運航に要する経費であります。

次に、下の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費3,495万円であります。1の改善事業「消防体制強化支援事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

次の下の(事項)消防指導費1,877万3,000円あります。ページをめくって112ページをお願いいたします。

説明欄2の救急振興財団に対する出損等は、救急救命士を養成する目的で、平成3年に都道府県が共同出資して設立いたしました、救急振興財団への負担金であります。

3のふるさと消防団活性化支援事業につきましては、地域防災力のかなめであります消防団の活性化及び消防団員の士気高揚を図るために、消防団員等の表彰や消防大会等のイベントの開催、県消防協会等消防関係団体との連携等に要する経費であります。

4の消防団員養成・加入促進事業につきましては、消防団員の研修や意見交換を行って、若手のリーダー及び女性消防団員を育成するとともに、次世代に対する取り組みといたしまして、学校等における出前講座や少年消防クラブの活動支援、また、消防団広報紙や加入促進チラシの作成、テレビCMの放映等によりまして、消防団活動を広くPRすることで、消防団活動の活性化及び加入促進に要する経費であります。

次の(事項)予防指導費1,853万1,000円あります。これは、消防設備士に対する再講習や

危険物取扱者に対する免状交付、及び講習等に要する経費であります。

次の(事項)消防学校費6,832万2,000円あります。これは、消防職員、消防団員等を対象に、消防学校で教育訓練を実施するために要する経費であります。

説明欄4の消防学校施設整備事業費につきましては、消防学校の消防資機材を整備し、現場に即応でき、かつ災害等に対応できる教育訓練を展開するために、老朽化した資機材の更新等を行うものであります。

次の(事項)火薬類取締費67万9,000円、また、113ページの(事項)高圧ガス保安対策費509万4,000円、次の(事項)電気保安対策費69万5,000円については、それぞれ取り締まり及び保安指導に要する費用でございます。

それでは次に、委員会資料で御説明いたします。

資料の37ページをお開きください。

改善事業「消防体制強化支援事業」であります。火災及び風水害、地震等の災害から県民を守るために、消防団の活動に必要な装備、資機材、施設等の整備を支援するとともに、広域応援体制の構築による災害対応力の強化を図るため、各消防本部の部隊で構成される緊急消防援助隊の資機材の整備、及び訓練に対する支援を行いまして、本県の消防体制の強化を図るものであります。

2の事業の概要でございますが、まず、予算額は3,495万円で、財源は、特定財源が宮崎県大規模災害対策基金で2,050万円、一般財源が1,445万円となっております。事業期間につきましては、平成28年度から30年度までの3年間であります。(4)の事業内容であります。①の市町村補助事業のア、消防団装備充実強化事

業は、消防団の装備の基準に定められております救命胴衣等の装備、資機材等に対する補助となっております。

イ、大規模災害に対応する消防力強化事業につきましては、市町村等の消防防災活動に必要な災害防ぎよ用資機材、災害活動用資機材等のほか、緊急消防援助隊が必要とする消防本部の救助用資機材、テロ対策用資機材等に対する補助であります。

また、ウの女性消防団活動資機材整備事業は、女性消防団員の活動に必要な小型、軽量の消防ポンプ等の訓練用資機材、プロジェクター等の研修用視聴覚資機材等に対する補助となっております。

最後のエのところですが、エの消防団活動環境整備事業は、新しく拡充したメニューでございまして、災害対応拠点となる消防団施設の安全対策や環境改善を目的とした改築・改修等について、補助するものであります。

なお、補助率につきましては、記載のとおり、女性消防団活動資機材のみ2分の1または3分の1で、残りの事業は全て3分の1または4分の1となっております。

続きまして、②の県の事業ですが、緊急消防援助隊の訓練に要する仮設施設の設置や、県外で行われる合同訓練に参加するものであります。

最後に、3の事業の効果でございしますが、市町村における消防体制が一層強化されることによりまして、災害に強い安心で安全な地域社会の構築が可能となるものと考えております。

消防保安課の説明は以上でございします。どうぞよろしくお願ひします。

○清山委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○丸山委員 説明資料の36ページ。霧島の体制

整備事業なんですけれども、この前の3月7日に、これではなくて法に基づかずに、その前の連絡会議みたいなものが開かれた。これは正式に開かれてくるようになると思うんですが、これをどういう形で動いて、年に何回とか、そういうのが決まっているのか、もしくは、事象が起きるたびに、頻繁にどんどんやっていくというスタイルのものなのか、それを含めてちょっとお伺いしたいのと、どういう方々がメンバーになるのかも含めて、お伺いしたいと思っております。

○郡司危機管理局长 まず、法律に基づきます火山防災協議会でございますけれども、これにつきましては、現在、鹿児島さんと、いわゆる規約等、あるいは構成委員等について調整させていただいているところでございまして、4月、できるだけ年度明け早くには、開催に持っていきたいと思っております。

それと、開催の頻度でございますけれども、これはやはり火山の状況に応じて開催回数は変わってくるものと思っております。ただ、基本的には噴火警戒レベルの設定が終わりますと、基本的な防災対策の協議は整いますので、基本的な対策については、頻繁に集まる必要はないと思うんですが、やはり火山の特性に応じた微調整等が出てまいります。

ただ、開催に当たりましては、委員構成にもよるんですけれども、委員会ではなくて、もっと下のレベルの幹事会でありますとか、あるいは専門部会、こういったものを設置することで、今、調整をさせていただいておりますので、そういったレベルの開催というのは、かなりの回数になってくるんじゃないかかと考えております。

それと、委員の構成につきましては、いわゆ

る県といたしましては、宮崎県知事、それと鹿児島県知事ということで、法律上指定されておりますし、国の関係機関も、九州内の出先機関の長、自衛隊、消防等の防災機関、火山専門家、こういったものが法律で定められているものがございます。

○丸山委員 火山に関すること、あまり知事とかそういう役職だけで選ぶよりも、実務である幹事会を、できるだけ頻繁に実態に見合った形で開いていただいて。あと、やはり情報の伝達を含めて。プラス霧島山は、安全・安心というのは最重要課題と思っているんですが、観光資源としても非常に大きなものですから、そういった面の視点も踏まえていただくような形になるのか、そこも少し教えていただくとありがたいかなと思っております。

○郡司危機管理局長 実際の実務的なレベルでは、やはり幹事会というのを置いて、例えば私でありますとか、鹿児島県の防災課長でありますとか、そういったレベルでの会議を頻繁に開催することになると考えております。

それと、観光面ということであれば、今、鹿児島県さんとも調整中なんですけれども、やはり観光関係の団体をメンバーとして加える方向で、今、調整をさせていただいているところでございます。

○丸山委員 避難、警戒態勢の後は、最終的にもし何かあったときには、地域住民に連絡体制を含めるとか観光を含めて、観光客を含めて考えていただいたほうが好ましいと思っていますので、その辺はしっかりと実務に合うような形でやっていただきたいと思いますと思っております。

○満行委員 消防学校についてお尋ねしたいんですけれども。もう20年ぐらい地区年数がたって、大変いろいろと傷みぐあいも激しいのではない

かなと思うんですが。御努力をいただいで今日までありますが、ことし、3,100万、設備事業費というのがありますけれども、どういう中身なのか教えていただきたいと思えます。

○都原消防保安課長 消防学校の装備等につきましては、5年計画で計画的にやっておりますので、中身は毎年変わってまいります。したがって、この金額が、去年とはまた違うというふうになっております。

具体的な中身につきましては、今度、購入予定の資機材としては、チタン製の3連はしごとか、高いものでいきますと油圧救助器具がございまして。これ、ちょっと言葉で言うと余りわからないんですが、レスキューツール、カッターとか、あと油圧を使って現場で、ぐっと引き上げたりするようなもの、そういうのが675万円とか、かなり高いものもございます。そのほか、空気救助マット、訓練用人形、そういったものを計画的に購入しております。

○星原委員 説明資料の37ページ、今、消防体制の強化支援事業ということで、事業内容、それぞれあるんですが。これまでも、整備されていない部分が、こういう予算を組んでいかないと、毎年、まだおくられているところがあると捉えていいんですか。

○都原消防保安課長 各消防団とも、財政と検討しながら、徐々に装備はそろえております。

今回の場合は、平成25年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのができました。この法律の制定を受けて、翌平成26年2月に、国が消防団の装備の基準を改正しております。

この中で、いろいろ改正のポイントがございまして、東日本大震災で多くの消防団員が犠牲となったことを踏まえまして、団員の安全確保、

このための装備、具体的にいきますと、救助用の半長靴——釘を踏み抜いたりしないように、鉄板が入ったような靴があるんですけれども、それとか救命胴衣、防塵メガネ、防塵マスク、手が切れないようにする手袋、そういった全部の団員が持たなきゃいけないものというものがございます。

これを調べていきました結果、各自治体とも頑張ってくださいているんですけれども、全体的に、まだ整備率が30%弱ということで、できる限り県も支援しながら、団員個々の安全確保が一番大きな理由でございます。

○星原委員 もう一点、この資料の111ページの消防指導費の中に、この4番に、消防団員の養成・加入促進事業ということで、女性の消防団とか言われたんですが、今、県内で女性消防団員は、何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○都原消防保安課長 平成27年4月1日現在で321名おります。

○星原委員 これからまだ加入促進ということになると、どれぐらいまで女性消防団員を目標にされているのか。

あるいは、もう今の消防団、男性も含めて、県内、不足しているという話も聞いているんですが、基準からいけば、どれぐらい不足しているんですか。

○都原消防保安課長 まず、女性消防団員の人数の目標は、特に具体的に決めているものではございません。

ただ、参考まで申し上げますと、昨年度から2月に、女性消防団員活性化大会を行っております。昨年は宮崎市で、ことしは都城市で行いましたが、非常に女性消防団員の必要性とか重要性、それと、皆さんの意気込みが大きいものですから、これから徐々にではありますが、ふ

えていくものと期待しております。

もう一つ、消防団員の数なんですけれども、平成27年4月1日現在で1万4,829人、約1万5,000人弱ということです。前年度が1万5,008名でしたので、減りぐあいは、徐々に減っているんですけれども、全体の各自治体が持っている条例定数に対する充足率でいきますと、80から90%ぐらいいっています。

ただ、今後、退団者が高齢化とともにふえてまいりますのと、あと、若い人たちの確保が非常に難しゅうございますので、今後とも確保に向けて、各消防団、自治体と協力しながら推進していきたいと思っております。

○星原委員 団員が少なくなるのも、人口減少の関係もあるでしょうし、特に田舎のほうに行くと、過疎化が進んでいるところは、もう若い人たちがいなくて、結局、OB団員とかいろんな人たちから応援をもらわないとこれから厳しいのかなと思っていますので、そういうところあたりに対するいろんな何らかの支援とか、あるいは訓練なんかも、過去経験がある人たちだったらいいんでしょうけれど。機器なんかの扱いかいようなものがこれから出てくると思うので。やはり過疎地域の団員確保が、非常に——都市部はいろんな消防署があつたりするんですが、そうじゃなくて、若い人たちがいても、夜に帰ってくるんです。昼間だと職場に行っていて、いないときに何か起きたときに、じゃあ、どうするのかとか。

となると、やはりOB団員あたりの人たちのその対策というか、そういう人たちを、日ごろから支援をもらえるような体制組織というのか、そういったものも、やはりここで考えてもらえるとありがたいなと思うんですが、その辺の考え方とか取り組みはなされているんですか。

○都原消防保安課長 まさに今、御指摘のように、若い人たちは仕事があって昼間にいない。

1つ事例を申し上げますと、例えば西米良村の消防団、こちらでは、今、委員のおっしゃったように、昼間に方が一、何か対処事案が起きた場合には、OBである退団された方が一時的に先着して、その間に体制をつくって団が行くというような仕組みをつくっております。

また、最近は、やはりこの1カ月は非常に火災がふえましたけれども、西米良村内では、ほとんど火災がございませでした。あちらで火災がありますと山火事になりますので、山火事の消火活動というのは、やはり専門的知識と経験がないとできないと聞いております。

したがいまして、訓練のときから、OBの先輩団員が、具体的な器具の使い方なり、消火の方策、そういったものを指導しているのと、実際に火災があった場合も、やはり現場に行って、指揮をとってくれるというような仕組みになっていると伺っています。

○星原委員 ありがとうございます。

○清山委員長 それでは、以上で第3班の審査を終了します。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○吉村行政経営課長 行政経営課です。平成28年度組織改正案について御説明いたします。

常任委員会資料の43ページをお願いいたします。

まず、基本的な考え方でございますが、今回の組織改正は、組織の簡素効率化に配慮しつつ、みやざき行財政改革プランに位置づけました、行政需要の変化に対応した組織体制の整備などの観点を踏まえて行うものであります。

次に、2の主な組織改正の内容といたしまし

ては、四角で囲んであります枠内に記載しております(1)から(4)までの4点でございますが、個別に説明いたしたいと思っておりますので、開いていただきまして、44ページからお願いしたいと思います。

まず、(1)でございますけれども、総務事務と会計事務の一層の効果的・効率的な集中処理のため、総務部と会計管理局の関係組織を再編するものであります。

見開きで左側が現行、右側が改正後のページとなっております。

まず、現在の左側、44ページ。宮崎県税・総務事務所で所管しております宮崎地区の出先機関の総務事務を本庁のセンターに集約しますとともに、本庁分を含む物品関係業務を、右側45ページの下の方にありますとおり、会計管理局に新設します物品管理調達課に移管いたします。

ページをめくっていただきまして、46ページをお願いします。

(2)でございますが、平成28年度からの社会福祉法人制度改革、平成30年度からの国民健康保険制度改革に的確に対応していくため、関係課を再編するものであります。

具体的には、左側、46ページにあります、現在の国保・援護課の生活保護と援護恩給業務を右側にありますとおり、福祉保健課に移管しまして、国民健康保険課に名称変更しますとともに、福祉保健課には、法人指導・援護室を設置いたします。

次に、めくっていただきまして、48ページをお願いします。

(3)は、農政部門の業務再編であります。TPP協定を受けました新たな農業施策への迅速な対応等、急務となっておりますことから、

左側にありますように、現在の農政企画課、地域農業推進課、営農支援課の3課3室を、右側にありますように、農政企画課、農業連携推進課、農業経営支援課の3課3室に再編いたします。

新たな体制のもとでは、農政企画課が筆頭課といたしまして、新たな農業施策の総合調整を行い、農業連携推進課が、他分野との事業連携等によります農業の付加価値向上を目指して、農業経営支援課が、担い手への経営支援を一元的・一体的に実施して、基盤強化を図っていくということにしております。

最後に、資料の50ページでございます。

(4)の県土美化推進担当の新設でございますが、県の総合計画等にも掲げられております、県土美化推進に係る新たな条例の制定や、具体的な推進施策を検討するための担当を、都市計画課に設置するものです。

このページは、上下で現行と改正を記載しております。

お手数ですが、43ページにお戻りください。

下のほうの表がございますけれども、今回の改正に伴う知事部局の組織数は、ただいま御説明しましたような業務再編の結果、物品管理調達課の新設のため、課の数が1増となっております。

なお、その下の課内室につきましては、先ほど御説明いたしましたように、福祉保健部に法人指導・援護室を新設しますけれども、商工観光労働部の地域雇用対策室の労働政策課への統合や農政水産部での再編によりまして、増減はなしとなっております。

○**平市町村課長** 引き続き、委員会資料の51ページをごらんください。

議案第31号「宮崎県における事務処理の特例

に関する条例の一部を改正する条例」について御報告をいたします。

この条例につきましては、関係する常任委員会に分割付託をされておりますので、ここでは、全体の概要について御報告をさせていただきます。

まず、1の改正の理由でございますが、(2)にありますとおり、今回の改正は、いずれも法令の改正に伴いまして、関係規程の改正等を行うものでございます。

次に、2の改正の概要であります。今回は、表の3番目の欄にございます農地法の改正によりまして、農地等の転用に係る事務の対象面積を拡大するものなど、記載の4つの法令に関する事務について、所要の改正をお願いいたしております。

施行期日は、それぞれ一番右の欄に記載のとおりでございます。

次に、52ページをごらんください。

参考といたしまして、平成17年度からの移譲事務数の推移と市町村別の移譲事務数を記載いたしております。

今回の改正では、移譲する権限の範囲を拡大する事務が1事務と、法令の改正に伴いまして廃止となるものが6事務ございまして、宮崎市で5事務、都城市で1事務減っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**清山委員長** 説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○**丸山委員** 今回の改正については、特段、言うことはないと思っているんですが、今後のこととして、今回の人事案件を含めてで関係してなんですが、今回、新教育長制度ができて1人の教育長になるということであって、これはも

う教育委員会のことだけで考えなくていいと県執行部が思うのかどうかなんですけれども、もう少しやはり教育委員会の体制づくりというのは、何らかの例えば部長制度を置くとか、局長を——もう少ししっかり体制をつくる必要があるんじゃないのかなという個人的考えであるんです。

そういうときに、組織をしっかり見る行政経営課から考えたときに、今回、本当に新しく大きく変わってしまうものですから、何らかの教育委員会の体制づくりがもう少しあったほうがいいんじゃないかという議論をしたことは、ことし1年を含めてなかったのか。また、今後、今の体制で本当にいいと思っていられるのか、少しお伺いしたいと思っております。

○吉村行政経営課長 今回の新教育長制度の概要等につきましては、情報をいただいた上で、こちら側としては勉強させていただいております、具体的にどうあるべきかということの具体的な中身まで、教育体制のあり方というのは、個別の体制としまして、検討協議いたしたことは実際ございません。

ただ、総合政策部の文化文教課で所管しています教育会議というんですか、連携して知事部局で私学等とかを持っていますし、向こうのほうで公立関係を持っていますので、そういった教育行政のあり方等については、知事部局と連携して検討されているのかなと思います。

また、組織の体制につきましては、基本的には教育委員会のほうで決定されるべきことだと思いますけれども、そういう具体的な連携のあり方等につきまして、知事部局等との組織のあり方等が検討すべきといいましようか、連絡を含め、調整すべきものがありましたら、その辺は積極的に協議してまいりたいと考えております。

す。

○丸山委員 ぜひその辺は、教育は、私立と公立があって、公立でまず市町村まで入れると物すごく、約1万人近い職員の方がいらっしゃる中に、1人だけの教育長は非常に大変じゃないのかなという思いがあるものですから。教育委員会のほうから、いろんな協議があったときには、適切なアドバイスをお願いしたいと思っております。

○清山委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上でその他報告事項について終了します。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。総務部全般について質疑はございませんか。

○丸山委員 昨年もだったと思うんですけど、ことしもなんですけれども、国の補正予算と当初予算が、特に補正予算、ばたばただったような気がしております。ことしの補正でも、地方創生の交付金なんかでつけかえられたりして、何か本当に当初予算で審議したやつではないやつが、いきなり切りかえられて、別な予算でつけましたとって、減額にぼんとなったりしている事案も、結構見たもんですから。ことし、今回もひよつとしたらそういう、途中で補正が組まれたりとかいろいろあって、何か当初予算とはちょっと違うような中身になってしまっているケースもあるんじゃないのかなと思っております。その辺の情報の共有といいますか、ここをこういうふうに指示して変えましたとか、そういうのは、しっかり議会のほうにも、途中途中で説明をしていただかないと、急に全くゼロとかになると「おっ」と思うと思うので、その辺の考え方を少し教えていただく

とありがたいなと思っております。

○阪本財政課長 確かに、昨年度のこの時期、26年度の補正と27年度の当初が、地方創生の交付金の関係もございまして、ばたばたと年明けにやりまして、結果的には、全てを予算計上すること、つけかえることはなかなか難しく、一部、26年度の補正と27年度が重複しているものもございました。それは事実でございます。

なるべくそこは有効に活用できるように、今年度もあと1カ月しかございませんが、執行に努めているところでございます。

ただ、今回、提案させていただいている事業につきましても、昨年ほどではないんですが、まだまだ国から情報が来っていない部分がございます。

まず一つは、補正で計上させていただいております地方創生の交付金、これも実際、今、国に要望しているところでございまして、恐らくあと一、二週間後に、具体的な交付決定の連絡が来ることとなっております。

したがいまして、その全てを採択していただければ、予算どおり執行できるんですけども、ものによりましては、交付決定がならないものもございましたら、今のところ、この全てではありませんけれども、国からの交付決定の範囲内で執行せざるを得ないと。ですから、ものによっては、どこかのタイミングで減額をせざるを得ないものもあろうかと思っております。

それともう一つ、この当初予算に計上させていただいております、同じく新型交付金のほうの当初分でございますが、これにつきまして、まだ国から具体的なスキームの連絡が全く来ておりません。ですから、これは今年度に一応、準拠した形で検討をし、計上させていただいておりますけれども、まず一つは、その全てが、

なるだけこれは、ある程度絞って、当初については計上させていただいておりますので、今のところ、当初の計上分は採択いただけるんじゃないかなと考えております。

むしろ、これから国が1,000億に対して、当初計上というのが、そこまで出しておりませんので、今後、また、国からのスキーム等の提示がありましたら、補正で対応させていただきたいと考えております。

○丸山委員 歳出予算説明資料の21ページに、地方創生の加速化ということで、地方創生事業というのがあって。これ、ほとんど半分が県電基金からつけた事業なものですから、やはりこれ、県がやりたいということをしているのであれば、最低でも半分ぐらいは、トップランナーになるという思いであれば、しっかりやっていくんだというあかしがないと、現場で動く市町村、また民間も含めて、何かだまされたんじゃないけれども、国がつかなかったからやりませんというのでは、いけないんじゃないかなと思っております。

やはり確かに財政が苦しいかもしれないけれども、坂口委員も言ったとおり、本当にやる気があるんだったら、予算はちゃんとつけていこうという気構えがないと、進んでいかない、トップランナーになれない。

順位でいうと、40位ぐらいの宮崎県なのに、トップランナーには絶対なれないよという思いがあるもんですから、最低でも21ページ辺りについてはしっかりやっていくんだよというのが、言えるものなのかどうかも含めてお伺いしたいと思っております。

○阪本財政課長 まず一つ数字から申し上げますと、21ページの地方創生推進事業4億9,900万、約5億円、この事業を計上させていただいてお

ります。この2分の1が、創生推進交付金でございまして、約2億5,000万を、国庫等を期待しているところであります。

数字を申し上げますと、国全体で約1,000億を計上しておりますので、本県分が1%としますと10億。もちろん、市町村もございまして、県分が例えば6億、7億としたときに、まだ、今のところ2億5,000万しか計上しておりませんので、先ほど申し上げましたとおり、スキームがわかり次第、追加で補正をお願いしたいと考えています。

ですので、ここに計上させていただいておりますものは、何とかこれまでの今年度の予算、それから26年度の補正からいっても、恐らく採択になるだろうというものに、ある程度絞りまして、特に重要なものについて予算要求をさせていただいております。

今後になりますけれども、何としても国との協議の中で、この事業が採択になるように、関係各部、一生懸命努力してまいりたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ知事を先頭に、また、県選出国會議員を含め連携しながら、予算獲得をよろしくお願いしたいと思います。

○坂口委員 くどくなるけれど、やはり先ほどの財政健全化、これはもう議会の総務政策常任委員会の意見として申し上げたことなんですけれど、方向的にも絶対、これは外しちゃならんことだけれど、やはりずっと我慢しようっていう時代には、ここまでいったらいいことあるよっていう到達点を、目標を数値として示すべきだと思うんですよね。

それを金額で示すのか、あるいはいろんな経済の状況判断のために、いろんな指標がありますよね、それで示すのかは別として、こういっ

たことを何年間か続けていったら、今度はやはり思い切った予算措置ができますよっていうようなものを示さないと、健全化、健全化といって、場合によっては、借金ゼロに持っていくところまでいくのかなって。

それはいいことだけれど、そんなことをしたら県民生活はもたないし、地方創生とか地域間競争には、これはもう確実に赤旗白旗が見えてきますよね。だから、そこのところはやはり、ぜひここを目指そうっていうものを示してほしいということと。

もう第4次になるわけですが、それがまだまだ厳しい、いつになるかわからないっていうようなことだったら、もともと今のこういった本県の社会資本整備状況の中で、国体に果たして手を挙げてよかったのかなっていうようなところまで、また新たな荷物を背負い込むんだというようなことになるぐらいの負荷だったら、これはやはり示すべきだと思うんです。県民に痛みを伴う計画を推進して、もうやっと終わったと思ったら、次の3次だ4次だって入っていくわけです。これはお願いにとどめておきます。

今、丸山委員が言ったように、みやざき創生基金に係ることですけれど、これ、いみじくもなんですけれど、5年間で30億円で、そのメインが畜産再生といたら、いわゆる口蹄疫復興ファンドですよ。これ、5年で30億円だったわけですよ。

その財源にかわるようなものとして、どうしても県が欲しいから、今、こういった3年先、5年先の分まで約束をして、企業局から入れるんだと思うんですけれど、やはりこの際、僕はもう、ファンドを続けなきゃいけないのかと。あの30億が5年間で入ってくるとすれば、これは、まだまだ温存できていたわけ

ですよ。

今度は、いつでも、いざっていうときに、向こうからこちらに繰り入れしてもらうこともできたわけですから、そののところをやはり財政健全、片や、口蹄疫の復興に、まだ、3億も4億も年間に要するんだとするとすれば、もうちょっとやはり、少なくとも、ここで示した2分の1ぐらいの国費の補助金の獲得を。

これは国にも、宮崎の畜産再生は、あなた方の責任を果たすことなんですよということを、やっちゃならん行為を、ばくちを打つなんて、法律でこれはとめられている行為をあなた方は、無理を言って県に頼んで、泣く泣く受け入れて、我々は責任も持つと言って説得したんだということ強く求めて——ここにいたって口蹄疫復興ファンドを再度造成しろといっても無理な話ですけど、始まったところは、あなた方の無理難題を受け入れたところにあるんだと、宮崎の疲弊は。

それで地方創生で、特に畜産とか農業で、フードビジネスなんかを中心に勝負していく。宮崎はかなりおくらせている、あなた方の責任で、もともとの実力までは戻せと。

ぜひ、予算の獲得は責任を持って、最低限この事業はしっかり実施してほしいと思うんですね。

○清山委員長 ほかございませんか。大丈夫ですか。

それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、ないようですので、次に、請願の審査に移ります。この第3号「所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願」について、これは県執行部の所管ではございませんので、執行部の説

明は省略いたします。

これに関連して、委員から質疑はございませんか。

○来住委員 質疑になるんですか。

○清山委員長 不明な点について執行部に聞くことができると。

○来住委員 この56条の廃止を求める意見書が出されたのは——私も紹介議員になっているんですけど、昨年11月なんですが、請願書によると、全国で416の自治体が、この旨の意見書を提出していると。これが、昨年10月1日時点となっているんですが、その後の変化は、皆さんのほうではつかんでいらっしゃるかなと。もしあったら、教えていただければいいと思いますけれど。

○清山委員長 把握されていますか。

○高林税務課長 所得税法の関係になりますので、ちょっと情報等は今のところ、つかんでおりません。

○来住委員 でしょうね。

○清山委員長 その他で質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、ないようですので、以上をもって総務部を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時37分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

皆様にお伺いしますが、本日の審査内容を踏まえて御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後 2 時48分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 何もないようでしたら、あした午前10時から総合政策部の審査を行うことといたします。

以上で終了いたします。

午後 2 時48分散会

平成28年 3 月 9 日 (水曜日)

情報政策課長

青出木 和也

午前 9 時58分再開

出席委員 (8 人)

委員 長	清山 知憲
副委員 長	島田 俊光
委員	坂口 博美
委員	星原 透
委員	丸山 裕次郎
委員	満行 潤一
委員	新見 昌安
委員	来住 一人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	茂 雄二
総合政策部次長 (政策推進担当)	金子 洋士
総合政策部次長 (県民生活担当)	興 柊 正 明
部参事兼総合政策課長	井手 義 哉
秘書広報課長	中原 光 晴
広報戦略室長	菊池 修 一
統計調査課長	奥野 厚 子
総合交通課長	野口 和 彦
中山間・地域政策課長	石崎 敬 三
フードビジネス 推進課長	黒木 義 博
生活・協働・ 男女参画課長	村上 悦 子
交通・地域安全対策監	壹岐 幸 啓
文化文教課長	神 菊 憲 一
人権同和対策課長	吉 田 信 夫

会計管理局

会計管理者	舟田 美揮子
会計管理局次長	酒井 正 英
局参事兼会計課長	井上 直 三

人事委員会事務局

事務局 長	亀田 博 昭
総務課 長	藪田 亨
職員課 長	和田 括 伸

監査事務局

事務局 長	小八重 英
監査第一課 長	青山 新 吾
監査第二課 長	佐野 由 藏

議会事務局

事務局 長	日隈 俊 郎
事務局 次 長	奥野 信 利
総務課 長	上山 伸 二
議事課 長	亀澤 保 彦
政策調査課 長	外山 景 一

事務局職員出席者

議事課 主 幹	鬼川 真 治
総務課 主任主事	日高 真 吾

○清山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○茂総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております、総務政策常任

委員会資料をおめくりいただきまして、目次をごらんください。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計予算」のほか、議案第2号「平成28年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算」の2件であります。

右側の資料の1ページをごらんください。

総合政策部の平成28年度一般会計当初予算額は、一般会計の表の一番下の合計欄にありますように127億3,144万円となり、27年度当初予算と比較して3億3,464万1,000円の増、率にしますと102.7%であります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、その下の表にありますように1,786万円となり、前年度当初予算と比較しますと大幅な増加となっておりますが、これは、平成27年度当初予算が、骨格予算編成であったことによるものでございます。

次に、2ページをごらんください。

これは、平成28年度総合政策部に関する主な重点施策関連事業を、新規・改善事業を中心に整理したものでございます。

平成28年度における重点施策につきましては、社会増と自然増の相乗効果による好循環の創出に向けまして、地方創生を力強く始動させる年と位置づけていまして、みやざき創生始動プロジェクトを中心に重点的な措置を講じていくものであります。

2ページから5ページにかけまして、4つの重点施策、みやざき新時代チャレンジ産業づくり。それから、3ページでございますが、世界ブランドのふるさとみやざきづくり。5ページでございますが、2つのふるさとづくりと、子育ての希望を叶える県づくりに関連する総合政

策部の主な事業の概要を掲載いたしております。

次に、6ページをお開きください。

宮崎県総合計画、未来みやざき創造プラン(アクションプラン)に基づく事業体系でございます。

アクションプランの中で整理しております、8つの重点施策ごとに、重点項目を体系的に整理しております。

体系表の中で、総合政策部関連の項目は太字で示しております、項目の下に、それぞれ主な重点施策関連事業を示しております。

それぞれの事業の内容につきましては、後ほど課長から御説明いたします。

目次にお戻りいただきたいと思っております。

Ⅱの特別議案であります、議案第27号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」、議案第28号「宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例」の議案審議をお願いいたします。

以上が、議案の概要であります、詳細は担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

最後に、その他報告事項といたしまして、目次に記載のとおり、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の改定につきまして、1件の報告事項がございます。これにつきましても、後ほど担当課長より御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○清山委員長 概要説明が終了しました。

引き続き、3課から4課ごとに班分けして説明及び質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新

規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明をお願いいたします。

これより、総合政策課、秘書広報課、統計調査課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○井手総合政策課長 総合政策課でございます。

それでは、当課の当初予算案について御説明をさせていただきます。

お手元の平成28年度歳出予算説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

総合政策課の平成28年度の当初予算総額は、左から2番目の欄にありますように、7億5,466万2,000円で、内訳は、一般会計が7億3,680万2,000円、前年度当初に比べて約2,600万円の増、率にして3.7%の増となっております。

また、その下の開発事業特別資金特別会計は1,786万円で、前年度当初に比べて約1,700万円と、ほぼ皆増となっております。これは、先ほど部長の説明にありましたように、27年度の一般会計の事業への繰出金について、27年6月補正予算で計上したことによるものでございます。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

まず、中ほどの(事項)連絡調整費1,387万9,000円は、部の連絡調整や新たな政策立案のための政策調整研究などに要する経費であります。

次に、(事項)総合企画調整費1,456万1,000円は、全国知事会、九州知事会の負担金、また、国への要望等に要する経費でございます。

次に、(事項)地方分権促進費212万円でござ

います。市町村間、また、隣県等との連携の推進に要する経費を計上しております。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。

(事項)県外事務所費7,356万2,000円でございます。東京、大阪、福岡の3つの県外事務所の運営や維持管理等に要する経費でございます。

次に、1つ飛びまして、(事項)県計画総合推進費2,605万5,000円ではありますが、主なものについて御説明いたします。

その下の説明の欄、1の総合計画策定・戦略展開事業616万5,000円は、総合計画の進行管理及び長期戦略の施策の展開に要する事務費でございます。

その次の2の、東日本大震災復興活動支援事業678万3,000円でございますが、県内の民間団体が行う被災地や被災者の状況に、柔軟に対応した多様な復興活動を支援するものでございます。

3番目の、みやざき成長産業育成加速化基金事業127万円と、5番目の、みやざき人財づくり基金事業110万円は、それぞれ基金の運用利息を積み立てるものでございます。

6の改善事業「地産地消県民運動発信力倍増事業」392万円でございます。県市町村及び県内経済団体で構成いたします「みやざき元気！地産地消推進県民会議」を推進母体に、これまで取り組んでまいったところでございますが、この3つの県民運動でございますが、そのホームページの機能強化など、さらなる展開に取り組み、県内経済の循環及び活性化を図ろうとするものでございます。

7の県総合計画等推進事業の227万7,000円は、政策評価に係る総合計画審議会や地方創生推進懇話会の開催、県民意識調査の実施など、県計

画の推進に要する経費であります。

8の新規事業「新しいゆたかさ見える化事業」376万2,000円でございます。県計画の目標に掲げます新しいゆたかさについて、その指標化に取り組み、本県のゆたかさをわかりやすく県民に提示し、県づくりへの関心と協働の機運醸成を図ることとあわせて、また、本県の持つ多面的な価値を県内外に発信しようとするものでございます。

(事項) エネルギー対策推進費567万7,000円でございますが、エネルギー対策の推進に要する経費であります。

15ページのほうをごらんいただきたいと思います。2の新規事業「水素エネルギー等利活用構想策定基本調査事業」528万5,000円でございます。エネルギーの地産地消を目指し、中長期的な視点から、県内における燃料電池や再生可能エネルギーの活用、工場の副生水素等の有効利用策、また、燃料電池自動車の普及促進に係る調査研究を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

次に、開発事業特別資金特別会計でございます。

これは、九州電力の株式配当金を原資とする開発事業特別資金を主な財源としております。

このうち、一番下の(事項)繰出金1,760万1,000円につきましては、一般会計に資金を繰り出し、環境森林部所管の新エネルギー地産地消推進事業と、農政水産部所管の小水力発電等農村地域導入支援事業に充当するものでございます。

総合政策課の説明は以上でございます。

○中原秘書広報課長 秘書広報課でございます。

当課の当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料、17ページをごらんください。

秘書広報課の平成28年度一般会計当初予算額は、5億1,264万9,000円でございます。平成27年度当初予算と比較いたしまして8,707万5,000円の減となりまして、率にしまして対前年比が85.5%となっております。

それでは、予算の主な内容について御説明をいたします。

19ページをお開きください。

中ほどの(事項)秘書業務費3,204万6,000円でございます。これは、知事、副知事の活動経費、あるいは秘書・栄典業務に要する経費でございます。平成27年度の当初予算に比べまして、5,500万円余の減となっておりますけれども、これは主に、昨年、行啓のための予算を計上させていただいたことによるものでございます。

次に、その下の(事項)広報活動費2億1,443万5,000円でございます。これは、各種の広報媒体を活用しまして、県政の広報を行うための経費でございます。こちらも同様に、平成27年度の当初予算に比べまして行啓の関連でございますが、3,900万円余の減となっております。

それでは、広報活動費の主な事業を御説明いたします。

下の説明欄をごらんください。

まず、1の印刷広報事業4,833万4,000円でございます。これは、県の広報紙・県広報みやざきでございますが、年6回、1回につき36万2,000部を作成いたしております。市町村の自治会等を通じまして、県民の皆様に配付しているところでございます。

2の、新聞広報事業7,176万7,000円でございます。これは、新聞の紙面を通じまして、毎月2回、県政けいじばんですとか、随時の広告を

掲載いたしまして、広く県民の皆様へ情報を提供しているところでございます。

3の、テレビ・ラジオ放送事業7,229万5,000円でございます。これは、テレビ2局とラジオ2局で、県政番組を制作、放送するものでございます。

4の、県ホームページ情報発信事業727万4,000円及び5の、県ホームページ魅力発信・充実強化事業798万円につきましては、県のホームページ運用に係りますヘルプデスクの設置ですとか、システムの保守・管理を行いまして、利用者にとってわかりやすく、使いやすいものとなりますよう工夫をしながら、適時・的確で効果的な情報発信を行うための経費でございます。

次に、6の広報活動基盤充実事業622万4,000円でございます。これは、取材や番組ロケなどの各種の広報活動、あるいは機材の整備等に要する経費でございます。

7の「楠並木ちゃんねる」情報発信力強化事業56万1,000円でございますけれども、これは、ホームページにおきまして、さまざまな県政情報を動画で発信する、あるいは職員の広報に係ります意識の向上、スキルアップのための研修を行うものでございます。

20ページをごらんください。

(事項) 広聴活動費121万9,000円でございます。これは、知事とのふれあいフォーラムですとか、電話やメール等による県民の声事業などを通じまして、県民の皆様への御意見を県政に反映させるという事業でございます。

最後の(事項)でございますが、県政相談費450万1,000円でございます。これは、県庁本館1階の県民室のほか、各総合庁舎や西臼杵支庁に10カ所設置しております、県政相談室の運営のための経費でございます。

秘書広報課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥野統計調査課長 それでは、統計調査課の当初予算案につきまして御説明させていただきます。

歳出予算説明資料の21ページをお願いいたします。

統計調査課の平成28年度一般会計当初予算は、総額3億5,422万5,000円です。前年度と比べますと4億8,394万3,000円の減となっております。率にしまして約57.7%と非常に大幅な減となっているわけなんですけれども、これにつきましては、平成27年に国勢調査を実施いたしました。それが終了したことによりまして、国勢調査に関する予算5億7,000万円の減となったことにより、今回、大幅な対前年比が縮小となったわけでございます。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。24ページをお願いいたします。

まず、下から2番目の(事項)経済センサス費でございます。経済センサス費のうち、7,274万3,000円でございますけれども、これにつきましては、ことし6月1日現在で実施いたします経済センサス活動調査のための経費でございます。この経済センサス活動調査といいますのは、県内の全産業分野の事業所及び企業を対象といたしまして、経済活動の実態を明らかにするとともに、各種統計調査を行う際の基礎となります母集団情報を得ることを目的としたものでございます。

次に、一番下でございますけれども、(事項)社会生活基本調査費*1,094万1,000円でございますけれども、こちらにつきましても、ことし10

※次ページに訂正発言あり

月20日現在で実施いたします社会生活基本調査のための経費でございます。

この社会生活基本調査につきましては、抽出された世帯を対象といたしまして、生活時間の配分及び自由時間における主な活動調査をいたしまして、社会生活の実態を明らかにすることを目的としております。

統計調査課の説明は以上でございます。

○清山委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○満行委員 県外事務所の運営に係る経費、東京、大阪、福岡で、それぞれ差があるんですけども、福岡が2,600万、大阪が1,100万、このあたりを詳しく説明いただきたいと。

○井手総合政策課長 3事務所の予算の差異につきましては、それぞれの事務所、例えば東京事務所でいえば官庁との連絡調整がございます。これは大阪事務所にはございません。福岡事務所は、官庁の出先機関がございまして、その部分が一部含まれているというところはありません。

それぞれの業務量に比して予算配分しているところですけども、特に福岡事務所に関しましては、事務所の借り上げ料でありましたり、職員の住宅の借り上げ料等を計上しているところでございます。若干、大阪事務所に比べると高くなっているところでございます。

○満行委員 それぞれ東京、大阪、福岡のその職員の数がわかれば、教えてほしいんですが。

○井手総合政策課長 経費負担の職員数ということでお答えをいたしますけれども、東京事務所が33名、大阪事務所が8名、福岡事務所が8名となっております。

○奥野統計調査課長 先ほど統計調査課のほうで、社会生活基本調査費につきまして、誤った

金額を言ってしまいました。修正させていただきたいと思っております。

社会生活基本調査費1,049万1,000円が正しい額でございます。大変失礼いたしました。

○清山委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 ちょっと私から質問させてもらっていいですか。

秘書広報課から県広報について説明があったんですが、広報戦略室長もいらっしゃいますけれど、広報戦略室は秘書広報課の中で、こういう県広報をしておられるのでしょうか。

今後の新規の取り組みとか県の広報戦略について、何か教えていただければと思うんですけど。

○中原秘書広報課長 広報戦略室は、秘書広報課の中の課内室ということで位置づけられておりまして、その中で広報を担っているところでございます。

これまでも、広報みやぎの配付ですとか掲示板ですとか新聞での広報、あとテレビ番組をやっております。特に新規事業という形では出ておりませんが、楠並木ちゃんねる、これは県で、ホームページ上で動画をアップしているものがありますが、これをもっと見やすく、わかりやすくしたりだとか、コンテストの開催をしながら、県民参加型で何か取り組みを検討していければいいかなと思っております。

○坂口委員 14ページ、「新しいゆたかさ見える化事業」。もう30年ぐらい前になりますかね、住みやすさか何かの本県独自の数値化をやったこと——たしか企画調整部長は松浦彰一さんぐらいの時代だから、30年ぐらい前。

あのときも、かなりエネルギーを入れて、あの事業をやったんですね。でも、そんなに宮崎っ

て住みやすいかなという実感と、出てきた数字とが、かなり体感的には乖離していたと思うんですよね。

そこらを踏まえて、なるほどなと実感するようなものに、今回近づけていく必要があるだろうと思うんですが、そういった工夫とかはなされていくんですかね。

○井手総合政策課長 委員が、今、おっしゃっていたのは、1974年から1988年までかけて、総合地域指標、T L Pと略しておりました。トータル・レベル・オブ・プロビンスという形態で、統計学の手法を駆使して電算機を導入した上で、かなり高度な統計処理と人員をつぎ込んで行っておりました。

中身とすると、経済的な豊かさ、いわゆるGDPがずっと言われている中で、そういうGDPではかれるものだけではなくて、生活に関する豊かさを何とか統計化できないかということで、県として取り組んできたものでございました。

今回、その考え方は、ある程度、踏襲をしております。これは、せっかく本県が先駆的に取り組んだ事業施策でございましたので、その成果はできるだけ取り入れようという考えに基づいて、新たな豊かさ指標ということで考えています。

その課題として我々が考えておりますのは、前回のT L Pについては、かなりの予算と人員をつぎ込んでやっておりました。多様な労力を要していたと。これは、現時点でいうと、電算機器と情報システムの進化によって、かなり軽減できるのではないかという点と、余りに複雑なことをやり過ぎても、県民にとって、わかりやすさがなくなってしまうという部分もありますので、その辺をいかに軽減できるかと。もう

一つは、今、委員がおっしゃったとおり、県民の肌感覚というものと一致していくのかどうかということ。これにつきましては先ほど、前回の1月の閉会中の委員会でも申し添えましたけれども、できるだけそこを県民の意識に寄り添うということで、県民会議等、いろんな価値観を共有できるよう取り組んでいこうと考えているところでございます。

○坂口委員 なかなか、実際、難しい作業と思うんですね。出てくる数字と感じるものが一緒になるっていうことは、なかなか難しいと思うんですけれど、そこらが大きい反省事項だったかなと。あれは、あの時代に県がやって、全国が注目する、すごい画期的な取り組みだったんですよ。

ぜひ、そこらのところを踏まえて、いい結果を出していただきたいと思います。お願いをしておきます。

○丸山委員 15ページの水素エネルギー等利活用構想基本調査についてなんですけれども。この背景には、パリ協定とかあって、地球温暖化防止のためとか、燃料電池の車を使いましょうとか、何となくわかるような気がしていて。

これは、全国的に取り組んでいる事業なのか。全国的にこういった調査、基本構想を将来的に立てなくちゃいけないというものがあって調査されるものなのか、もう少し、実在背景なり、全国的な流れも含めて教えていただくとありがたいかなと思っております。

○井手総合政策課長 水素社会につきましては、国の経済産業省が、水素燃料電池戦略ロードマップを定めております。我が国として、水素社会を推進していこうという形で統一されておまして、このロードマップによりますと、燃料電池関連の市場規模としまして、日本だけです

が、2030年に約1兆円、2050年には約8兆円に広がると見られております。国全体として水素社会施策を進めていこうという流れがございます。

民間のほうも、トヨタから燃料電池車が既に販売されておりますし、ホンダ車も最近、販売されているところでございます。

そういうふうに考えますと、やはり我が国が水素社会に向かう中で、本県としても、その可能性について、現時点で調査できるものは調査をしていかなければならないというのが、一点でございます。

もう一点としましては、県内の農山村地域におきましては、この委員会でもちょっと話題になりましたけれども、ガソリンスタンドの廃業等が問題になっておりまして、この辺を電池自動車、もしくは燃料電池自動車で補うことによって、農山村地域の住民生活の利便性を確保できないかという考えもございまして、その辺もあわせて、新しい2030年、2050年の県内の地域社会をどう描くかということ、調査研究していこうと考えております。

○丸山委員 何となく時代背景とか、今後の2050年に向けて8兆円とする大きな産業になるということであって、宮崎県として成長産業に——今、ガソリンスタンドが山間地に少なくなっているから、電気だったらどうにかできる可能性があるということも含めてだと、何となくわかりましたけれども、具体的に宮崎県として、産業化まで導いていくには、かなり企業は少ないだろうし、どういったものを本格的におろしていこうと——企業との連携も今後必要だと思っております。その辺は何か出てくるんでしょうか。

○井手総合政策課長 委員おっしゃるところが非常に大事なところでございまして、成長産業

という側面から見ますと、やはり水素社会における製造技術、もしくは活用技術に関して、本県の中小企業が関与できるところはないのかというところが、一点あります。

これは、既存の自動車産業に介入するよりは、新しい技術でありますので、例えばメッキであるとか、合成樹脂の部材であるとか、多少、まだまだ関与できる余地が大きくなると考えている部分もでございます。

もう一点としましては、水素自動車を走らせようとする、どうしても水素ステーションが必要となります。これにつきましては、今、各県、それぞれ導入が進んでおりまして、本県の導入がおくれますと、水素自動車が普及したときに、なかなか本県に来ていただけないという状況になります。

高速道路と同じような、道路インフラの一つだと考えておりまして、観光戦略上も必要なものと考えています。

この2点において、いずれも民間の力が非常に重要になりますので、この調査事業におきましては、民間企業団体を入れた形で研究会を構成して、議論を進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 ぜひそういう形で民間も含めてしていただかないと、結局、絵に描いた餅になってしまう。生かされる予算になってほしいと思います。

あと、別件で、別な視点として。日向に、水素か何かを研究されているところがありますよね。それとは関係するの、全く別なのを含めて教えていただくとありがたいと思います。

○井手総合政策課長 日向のほうで行われていますのは、リニアモーターカーの車体部材がマグネシウム合金でできていることによりまして、

そのマグネシウム燃料電池の研究を、小濱教授という方がされております。これにつきましては、マグネシウムから電力を取り出すという技術でございまして、直接的に水素社会とは関係がないということになります。

ただ、マグネシウムは、一旦、電気を取り出しますと酸化マグネシウムとなります。これを還元してまたマグネシウムに戻すんですが、それを太陽光エネルギーでやろうとされていて、その部分では、若干、この調査事業とも絡んでくるところはあろうかと考えております。

○星原委員 総合政策課で、28年度の県のいろんな政策を立てていく上で、リードしていく部分、政策的なものは、14ページの県計画総合推進費の中で立てていくものなのか。新たにやはり28年度は、こういう方向で宮崎を引っ張っていくため、あるいは宮崎をどういうふうにするという基本的なものがあって、そして各部にいくという部分があるんじゃないかなと思うんですけれど。どの辺を見れば、そういう捉え方ができるのかな。

○井手総合政策課長 前回、補正の予算の審議のときにも話題になりましたが、13ページの中ほどの(事項)連絡調整費の中の政策調整研究費1,000万円というところでございます。これは、各部300万ずつに比べますと、本部は1,000万と少し多目にいただいているところでございます。

あわせて委員おっしゃったとおり、14ページの県計画総合推進費が主になります。特に、この中の戦略展開事業費等あたりになるんですけれども、政策の展開に関してどのような手順を踏んでいるかと申しますと、政策調整研究費等を使いまして、施策としての瀬踏みをするということで、ある程度、芽があるものは何かという調査研究をやりませう。

総合政策部総合政策課として、今後、県としての施策展開が可能かどうか、必要かどうかというのを含めて検討をやりまして、ある程度、形になると見込まれたものにつきましては、各部と当然、調整をしながら進めていきますが、各部もしくは総合政策部の中で、きちんと予算として調査事業という形で出していきたいと考えております。

その結果が、今、申し上げたようなエネルギー調査、基本調査みたいな形で、次年度なり、もしくは急ぐ場合であれば、補正予算等をお願いをするという形になっていく状況でございませう。

○星原委員 そうなってくると、やはり国のほうの政策に沿って、多分、県も合わせていくような形だろうと思うんですよね。

そうすると、そういう情報をどういうふうにつかんで、宮崎に合う部分をどういう形に展開していくかだろうと思うんですが。実際、そういうふうに行われているだろうと思うんですけれども、やはり28年度に向けて、各部との調整の中で、どういうふうを目玉を持っていこうと組まれているか教えてほしいんですけれど。

○井手総合政策課長 28年度の当初予算、各部も含めて県予算として申し上げれば、やはりここは、今年度は地方創生の推進であろうと考えております。

したがって、今予算でお願いしております、地方創生推進のための交付金事業でありますとか、特に、働く場ということで、商工から出ていると思いますけれども、高校生等の県内定着等の事業、この辺りが今年度の目玉かと考えております。

○星原委員 一番の問題は、やはり人口減少社会が進むという方向性が出ていますよね。そう

いうものに向けて、宮崎独自の何か政策的な形で、こういうふうを持っていくべきじゃないかということで、関係部に投げかけているものはあるんですか。

○井手総合政策課長 今、若者定着が大切だと申しあげましたけれども、そのためには、働く場と、そしてここに住む人々の誇りの問題だろうと考えております。

各部につきましては、今回の委員会資料のほかも、重点施策で掲げていますように、新しい時代に対応した産業づくり、そして、定着のための、世界ブランドのふるさとづくり、誇りづくり——世界農業遺産等の活用も含めて、ここに配置しております。それと、移住・UIJターンと考えております。今、申しあげました3つに加えまして、最後に子育てということで。前回も申しあげました、この4つの柱が、うまくかみ合って回っていくように調整してまいりたいと考えております。

○新見委員 秘書広報課、19ページですけれども、ちょっと説明を聞き逃したかもしれませんけれど、県のホームページの情報発信事業と魅力の発信のこの区別は、どこでつけられるんですか。

○菊池広報戦略室長 まず4の、ホームページ情報発信事業なんですけど、これがいわゆるヘルプデスクというものでございまして、県庁各課の職員が、ホームページを作成なり更新なりするんですけど、これに対しまして、技術的な確認ですとか修正、そしてまた相談等アドバイスに要する経費ということでございます。

5の、県ホームページ魅力発信・充実強化事業は、いわゆるホームページによる情報発信ということでございまして、ホームページのシステムを使いまして、本県の魅力をいろいろ工夫

しながら、効果的に発信していくという事業でございまして。

○新見委員 ということは、情報発信そのものが、この5になるってということですね、魅力の発信ということになると思うけれど。

○菊池広報戦略室長 はい。情報発信そのものといえばそうなりますが、ホームページに掲載するための技術的な支援は4で、ヘルプデスクで行いながら、そこは一体的にやっているというような形でございます。

○新見委員 はい、わかりました。

○清山委員長 ほかがございますか。

○丸山委員 県外事務所について、改めてちょっとお伺いしたいんですが。ここで要する経費を上げているんですけれども、何回も聞いているんですが、県外事務所それぞれの食糧費の計上は、どれぐらいずつになっているのかを少しお伺いしたいと思います。

○井手総合政策課長 県外事務所の食糧費でございまして。

まず、東京事務所の食糧費が28年当初予算で81万6,000円、大阪事務所の食糧費が30万8,000円、福岡事務所の食糧費が7万1,000円となっております。

しかし、実際の運営、事業執行に当たりましては、例えば企業誘致であれば企業誘致のほうの予算の食糧費等も執行可能ということになります。これは、あくまで事務所の運営費としてつけている食糧費ということになります。

○丸山委員 恐らく今後、特に東京とかは、東京オリンピック関係で非常に活発に動いていただかないと、コストダウンとか、海外を含めていろいろ交流もしていけないとというものがあるものですから、その辺は、しっかりと予算をつけて、いるべきものは使っていただいても構

わない、しっかり情報をとってきて、宮崎のためになるような形として、自信を持って責任を持ってやっていただくように、執行に当たっては、やっていただくようお願いしたいと思っております。

恐らく決算を見ているけれど、あんまり実際は使っていない、使いづらいというのはよくわかるんですが、使えるような工夫もしないと、結局、予算計上したけれど決算のときに使いません、企業誘致は別のお金がありますと。企業誘致のほうも、実際、計上はしているけれども、使っていないのが現状であるのじゃないのかなと思っていまして、宮崎県としての本来、県外事務所の役割をしっかり果たすためには、自信を持って、その取り組みをやっていただきたいと思っておりますけれども、その辺も含めて、これはもう要望にさせていただきます。

何か回答があれば、お伺いしたいと思います。

○井手総合政策課長 前回の補正予算の審議のときも、委員長のほうからも一言いただきましたし、常々、丸山委員からも、この件を言われていますので、私としましても、県外事務所のほうに有効に活用して、成果を上げてくれということをお願いを、ついこの間したところでございます。

この場を借りつつ報告させていただきますけれども、2月27日に、ハリウッドビューティという県出身の方がやっている美容学校、大学がありまして、そこで、宮崎県出身の若者を中心に、約63名ほど集めまして懇談会を開催しています。

これについては、東京事務所長も担当も出た上で、いろんな意見交換をさせていただいたと聞いております。

県外事務所の役割を十分踏まえて、できるだ

け県出身者の方、そして官庁の方と人脈を太くして、県に何らかをもたらしような成果を求めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 はい、わかりました。

○清山委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了いたします。

続いて、第2班として、総合交通課、中山間・地域政策課、フードビジネス推進課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○野口総合交通課長 総合交通課でございます。

総合交通課の当初予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料、27ページをお願いいたします。

総合交通課の平成28年度の当初予算額は、左から2列目にありますように、総額で9億6,395万3,000円でございます。これは、27年度の当初予算と比較しますと、骨格予算でありましたことから、3億6,702万2,000円の増となっております。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

次の29ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費5,447万8,000円であります。このうち、説明欄の1の陸上輸送網整備事業の794万4,000円ですが、これは、県内鉄道の活性化を図るために、吉都線、日南線の利用促進団体に対する支援や、日南線観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行、及び観光列車「海幸山幸」を活用した利用促進事業への支援、日豊本線の高速化等に関し、国やJR九州に対する要望活動を行う

などの経費でございます。

なお、東九州新幹線調査の結果に係る報告会のための事務費54万円を、この事業の中で積算をいたしております。

次に、4の宮崎県物流競争力強化事業の3,688万9,000円でございますが、これは、主に、陸上トラック輸送等から本県発着の海上定期航路、または鉄道貨物にシフトした貨物に対して補助を行いますことにより、荷寄せを促進しますとともに、本県港湾での輸移入コンテナ取り扱いの増加量に応じて補助を行うことにより、輸出用コンテナ調達の円滑化を図るものでございます。

次に、5の宮崎県長距離フェリー航路利用活性化支援事業の725万5,000円でございますが、これは、宮崎市などと連携をして、航路の利用促進及びPR支援等を目的とする、宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会が行います団体客に対する利用促進事業などに対して、補助を行うものでございます。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費3億4,677万4,000円でございます。このうち、説明欄の1、地方バス路線等運行維持対策事業の3億985万2,000円でございますが、これは、国や市町村と連携しながら、地域住民の生活に必要なバス路線の維持を図るため、運行費等の補助を行うものであります。

次に、2の離島航路運行維持対策事業1,012万2,000円でございますが、これは、離島航路は、本土と離島を結ぶ唯一の交通手段であり、離島住民にとっては必要不可欠なものでありますが、離島住民の減少等により、その経営環境は極めて厳しくなっておりますことから、国と連携をして、離島航路を運航する航路事業者に補助を行うものでございます。

次に、3の地域公共交通ネットワーク活性化

事業1,590万円でございますが、これは、持続可能な地域公共交通ネットワークの確立のため、市町村と合同で地域公共交通の現状や先進事例の研究を行いますとともに、利用促進の取り組みを行う交通事業者等やバス路線の再構築に取り組む市町村に対して補助を行うものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

5の特定鉄道等施設耐震補強事業1,000万円でございます。これは、災害発生時におきます緊急輸送道路の機能保全を図るため、緊急輸送道路と交差または平行する鉄道橋梁の耐震補強を行う鉄道事業者に対しまして、国、関係市とともに補助を行うものでございます。

次に、(事項)航空交通ネットワーク推進費1億2,521万円でございます。

まず、説明欄の1の「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業8,821万円でございますが、これは、本県の経済活動や観光誘客などにとって重要な基盤であります、宮崎空港の国内線・国際線の航空ネットワークの維持・充実に要する経費であり、宮崎空港振興協議会への補助を通して、事業を実施してまいりたいと考えております。

説明欄の2の「世界とともに成長するみやぎ」双方向交流拡大推進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明を申し上げます。

次に、(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費1億5,965万5,000円でございます。これは、旧高千穂線の不要施設の撤去に要する経費でありまして、平成22年度に決定をいたしました積み立て計画及び撤去計画に基づきまして、28年度も、県と沿線自治体とで基金積み立てを行いますとともに、施設の撤去に係る沿線自治体への補助等を行うものでございます。

最後に、(事項)運輸事業振興助成費1億8,220万2,000円であります。これは、県バス協会及び県トラック協会が行います交通安全対策、利用者の利便性を図るための事業、環境の保全に要する事業等を推進することにより、運輸事業の振興を図るため、国の助成制度に基づいて事業費等の補助を行うものであります。

それでは、続きまして、主な事業について御説明を申し上げます。

お手元の総務政策常任委員会資料の10ページをお願いいたします。

世界とともに成長するみやざき双方向交流拡大推進事業であります。

まず、事業の目的・背景ですが、昨年、ソウル市と本県の間で、姉妹友好都市ではない都市では初めてであり、東京、北海道に次いで全国3番目となります観光交流事業協定を締結しましたので、これを契機に、韓国とのさらなる交流拡大を図りつつ、本県と直行便で結ばれております台湾、香港とも新たな連携の構築に向けて、双方向交流の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

事業概要であります。予算額は3,700万円、財源は地方創生推進交付金と県営電気事業みやざき創生基金であります。

事業内容としましては、韓国との間で、官民が連携した訪問団の派遣や受け入れ事業、誘客促進を図るためのインバウンド拡大事業、また、県民が韓国を訪問し、より一層の国際相互理解を深めるための、アウトバウンド拡大事業を実施したいと考えております。

また、台湾・香港との間の新たな連携強化に向けまして、伝統芸能などの交流による機運醸成事業や、韓国と同様に、インバウンド・アウトバウンド双方向の交流拡大事業を実施したい

と考えております。

総合交通課の当初予算につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○石崎中山間・地域政策課長 それでは、中山間・地域政策課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の31ページをごらんください。

当課の平成28年度当初予算額は、左から2番目の欄にございますとおり6億1,083万5,000円で、平成27年度当初予算と比較いたしますと1億582万6,000円の増、率にして約21%の増となっております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

33ページをお開きください。

ページの中ほどの(事項)中山間地域活力再生支援費1億9,500万1,000円ありますが、これは、中山間地域に対する重点的・総合的な支援に要する経費であります。

主なものとしまして、説明欄3の新規事業「みやざきジビエ普及拡大推進事業」、7の新規事業「農山漁村における所得安定・向上モデル事業(連携・協働型)」、8の新規事業「ネットワークで明日に繋ぐ!宮崎ひなた生活圏モデル構築事業」につきましては、後ほど委員会資料で説明いたします。

次に、一番下の(事項)過疎対策等推進費360万4,000円でございますが、これは、過疎地域活性化対策等の推進に要する経費でございます。

34ページをごらんください。

ページの上のほうの(事項)ふるさとづくり推進事業費903万5,000円でございます。これは、地域の特性を生かした魅力あるふるさとづくりの推進に要する経費で、このうち、説明欄4の

改善事業「地域づくり人材育成・ネットワーク化事業」であります。県民による地域のさまざまな課題の解決や活性化を促進するため、地域づくりのリーダーとなるような人材の育成やネットワーク化を図るものでございます。

また、各市町村が導入している地域おこし協力隊についても、地域活性化人材として活躍し、任期終了後に円滑に定着できるよう、この事業におきまして研修・ネットワーク化を図ることとしております。

次に、(事項) 地域活性化促進費6,022万1,000円、これは、地域活性化の推進に要する経費であります。このうち、説明欄2の市町村連携推進費であります。ジオパークやユネスコエコパークなど、県境を越えた世界ブランド化の取り組み等を支援するものでございます。

説明欄3の宮崎県市町村間連携支援基金事業につきましても、県内の市町村が連携して行う地域課題の解決の取り組みを支援し、各地域の広域的な活性化を図るものでございます。

次に、(事項) 移住・定住促進費5,418万5,000円でございますが、これは、本県への移住等の促進に要する経費でございます。

説明欄1にございますとおり、移住・U I J ターン強化事業におきまして、平成27年度に、東京及び宮崎に開設いたしました移住相談窓口「宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター」の一層の活用促進のほか、移住相談会・移住体感ツアー等の開催、市町村が行う移住促進のための取り組みに対する支援等を行うことにより、本県への移住促進を図るものであります。

次に、35ページをごらんください。

(事項) エネルギー対策推進費1億5,820万8,000円でございます。これは水力発電施設等の所在する市町村に対し、地域活性化事業等へ

の交付金を交付するものでございます。

次に、(事項) 土地利用対策費3,242万9,000円でございます。これは、土地取引の規制等、国土利用計画法の適正な運用に要する経費でございます。このうち、説明欄4の地価調査費でございますが、一般の土地取引の指標などとして活用していただくため、県内全市町村において行う、基準地295地点の標準価格の調査、及び結果の公表に要する経費でございます。

続きまして、当課の主な新規事業について御説明いたします。

お手元の委員会資料の12ページをお開きください。

まず、みやざきジビエ普及拡大推進事業であります。

1の事業の目的・背景といたしては、野生鳥獣は農林作物等への大きな被害をもたらす一方で、その肉や皮は地域における有用な資源であることから、みやざきジビエの普及拡大を図ることで、鳥獣被害対策の機運の醸成、及び中山間地域の所得向上による地域の活性化を目指すものでございます。

2の事業概要でございますが、予算額は1,170万3,000円、全額、県営電気事業みやざき創生基金とし、事業期間は平成28年度の単年度でございます。

事業内容であります。民間団体及び行政等で構成する協議会を設置し、みやざきジビエの推進に向けた課題解決、統一表示基準、認証制度等について検討するとともに、衛生管理ガイドラインに準じた衛生管理による、安全・安心な肉の提供に向けた衛生管理技術の向上のほか、イベントやワイン・焼酎等のコラボによる流通や消費の拡大に取り組んでまいります。

次に、14ページをお開きください。

農山漁村における所得安定・向上モデル事業(連携・協働型)でございます。

資料の15ページをごらんいただきますと、この事業の背景として、県内にある農山漁村の青年から、「あと100万円ほど収入があれば、地元で友達が帰ってくると思う」といったような御意見をいただき、また、市町村等からも、農業と他産業との連携、あるいは周年雇用が必要であるといった意見も、お聞きしたところでございます。

これまで、各分野ごとに所得対策に取り組んできておりますけれども、まだ、所得アップの余地があると考えられることから、複数分野からの横断的・複合的視点による所得安定・向上モデルの創出を図り、個人と地域の稼ぐ力のアップを目指すものでございます。

この事業につきましては、市町村や地域住民、県の部局横断チーム、さらには、外部人材等もかかわる形で、所得アップに向けた取り組みを支援していくものでございます。

次に、事業内容につきましては、下の図にありますとおり、まず、所得安定・向上モデル地域支援事業として、多様な主体の横断的支援を通じ、例えば仕事のマッチングシステムの構築や地域商社の整備といった、成功事例の創出に向けた支援を行うもので、所得向上につながる取り組みを実施する市町村や民間団体等の事業実施主体に対して補助金を交付し、支援するものでございます。

次に、(2)の地域経済循環実践事業といたしまして、人や物の流れといった地域経済構造の分析を踏まえ、小林市、西米良村をモデルに、地域経済循環による所得の安定・向上につながる施策立案等を行うものでございます。

14ページにお戻りいただきまして、2の事業

概要でございますけれども、予算額は1,979万8,000円、財源といたしまして、地方創生推進交付金及び県営電気事業みやざき創生基金を予定しております。事業期間は平成28年度の単年度でございます。

次に、16ページをごらんください。

「ネットワークで明日に繋ぐ!宮崎ひなた生活圏モデル構築事業」でございます。

1の目的・背景といたしまして、中山間地域等で住民が安心して住み続けられるよう、公共・生活サービスが集積された旧市町村の中心部等と周辺集落で形成された生活圏の中で、ひとのネットワークと新たな交通・物流ネットワークの構築を図る、いわゆる、むらのネットワークを軸としたモデル生活圏づくりを行うとともに、そこでの課題検証を踏まえて、他地域への展開を図るものでございます。

2の事業概要といたしまして、予算額は7,680万円、財源は、地方創生推進交付金及び県営電気事業みやざき創生基金を予定しております。事業期間は平成28年度の単年度でございます。

事業内容につきましては、17ページの図をごらんください。

上が事業実施前、下は事業後のイメージをあらわしております。

本事業では、例えば、ちょっと字が小さくて恐縮でございますが、①のように、客貨混載による宅配便導入の普及拡大や、下の③にございますとおり、これまでコミュニティバスを利用できなかった人が、過疎地有償運送の導入で、移動が楽になる取り組みなどの新たな交通・物流ネットワークの構築を図るとともに、下の⑥でございますけれども、多様な主体が参画する地域運営の仕組みの構築を図るものでございます。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、決算特別委員会で御指摘をいただきました事項につきまして御説明いたします。

別冊の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の2ページをごらんください。

個別的指摘要望事項において、②中山間盛り上げ隊派遣事業のあり方を含め、持続可能な中山間地域の集落運営に向けた、さらなる対策について検討すること、との御指摘をいただいております。

その対応につきましては、昨年7月に改定しました中山間地域振興計画の中で、集落の維持・活性化と新たな絆の創造等を重点施策の一つに掲げ、自主的な活力の向上や都市等との交流・地域間連携の促進、小規模・高齢化した集落対策等に取り組むこととしております。

中山間盛り上げ隊につきましては、市町村とも十分協議しながら持続可能な仕組みづくりを進めるとともに、平成28年度当初予算案においては、県民が安心して地域に住み続けられるよう、農山漁村における所得安定・向上モデル事業、「ネットワークで明日に繋ぐ！宮崎ひなた生活圏構築モデル事業」などの新規事業を計上いたしまして、中山間地域の維持・活性化に取り組むこととしております。

今後とも、持続可能な中山間地域の集落運営に向けた対策について、市町村や関係機関と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

中山間・地域政策課については以上でございます。

○黒木フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成28年度歳出予算説明資料の37ページをごらんください。

フードビジネス推進課の平成28年度当初予算は、8億3,679万5,000円をお願いしております。平成27年度当初予算と比較しますと7,922万4,000円の減、率にしまして8.6%の減であります。

主な内容について御説明いたします。

39ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)フードビジネス総合推進費2,519万8,000円であります。

下の説明欄1、みやざきフードビジネス推進体制構築事業753万6,000円につきましては、フードビジネス推進の基本的な方針を決定するフードビジネス推進会議の運営など、県内産学官金挙げての体制を構築し、取り組みを推し進めるための経費であります。

次に、説明欄2、みやざき食による誘客ビジネスモデル検討事業566万2,000円につきましては、本県の食の魅力を生かした、観光や地産地消の拡大につながる誘客施設の実現に向けて、民間事業者が主体となる場合の事業可能性や運営方法等について、調査検討を行うものであります。

次に、説明欄3、フードビジネスブラッシュアップ支援体制構築事業1,200万円につきましては、フードビジネス相談ステーションに寄せられる相談のうち、事業化の可能性が高い案件について、事業者が試験販売や商品デザインの見直しなどを行う場合に補助を行い、事業展開を支援するものであります。

続きまして、(事項)みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進費、並びに、めくっていただきまして40ページになりますが、(事項)みやざき地方創生若者定着促進費、この2つの事項につきましては、常任委員会資料で御説明したいと思います。

委員会資料の18ページをお願いいたします。

みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進費であります。

事業の目的としましては、平成25年度からフードビジネスをテーマに厚生労働省の戦略産業雇用創造プロジェクトに取り組んでまいりましたが、来年度からはフードビジネスに加え、本県の成長分野である医療機器、輸送機器、木材・バイオマスを取り込んだ新たな構想を再提案し、県内産学金官が連携し、対象分野企業の事業拡大を支援することで、雇用の創出と産業の育成を図るものです。

2の事業の概要であります。予算額は7億2,619万7,000円でありまして、国庫補助金を活用します。事業期間は3年間となります。

事業内容につきましては、①の、みやざき成長産業育成プラットフォーム構築事業等により、支援体制の整備や分野別にアドバイザーなどを設置します。

②の、みやざき成長産業雇用拡大・定着推進事業では、商品開発や販路開拓等に取り組む企業における外部専門家の活用、人材育成に関する経費を補助します。

また、③の、みやざき成長産業求職者支援委託費では、求職者を対象としたマッチング支援などにより就職支援を行います。

19ページにつきましては、今回の事業構想について、概要を図にしてとりまとめたものであります。

次に、20ページをお開きください。

産業界や大学等との連携による産業人財育成事業等であります。

事業の目的としまして、本県からの人口流出の大きな要因の一つは、県外への大学進学や就職であり、今後、地域や産業の担い手不足が懸

念されていることから、産業界や大学等との連携による産業人財の育成に取り組むことで、県内での若者の定着・確保につなげていきたいと考えております。

2の事業の概要ですが、予算額としましては5,107万8,000円であります。このうち1,336万4,000円が、歳出予算説明資料の(事項)みやざき地方創生若者定着促進費であります。残りの3,771万4,000円が、先ほど説明しました国庫補助事業の一部、再掲でございます。

事業内容につきまして、21ページをごらんください。

左から、高校、大学、企業・社会人という流れで、若者の段階に応じて、宮崎で学び、働くことへの動機づけや、若者の育成・定着のための一連の事業を行います。

知る・気付くでは、宮崎をテーマとした事業や啓発セミナーの実施により、宮崎で学び、働くことへの理解を醸成します。

中ほどの、インターンシップ事業の充実により、若者が県内企業を知る機会をふやしていきたいと考えており、このほか上段にありますビジネスプランコンテスト等の実施により、起業家精神も学びます。

また、右側にあります、県内企業の中核人材の育成のために、みやざきビジネスアカデミー事業の一環として、県内企業で働く若手・中堅社員を対象に、マネジメント講座等を実施することとしております。

これらの事業の運営につきましては、県内産学金官が十分に連携して行うことが必要ですので、一番下の段にあります、関係機関で構成される産業人材育成プラットフォームで企画実施いたします。

フードビジネス推進課の説明は以上です。

○清山委員長 各課長の説明が終了しました。
質疑はございませんか。

○来住委員 総合交通課の予算書の30ページ、高千穂鉄道の施設整理基金事業は、基金管理事業と基金助成事業の、2つの事業があるみたいですが。先ほど説明があったんですけれど、少し知りたいのは、この施設が不要だと認定をするのは、多分、沿線の自治体が不要だということで認定をされると思うんですけれど、例えば今回、28年度に予算化されていて、不要と認定される施設数は幾らなのかをまずお聞きしたいと思います。

それから、沿線自治体に寄附されている施設は、まだたくさんあるのかどうか、全体がどうなのか。そして28年度に、不要、撤去しなきゃならんと認定するものは、そのうちの幾つかというのがわかれば、教えていただきたいと思います。

○野口総合交通課長 旧高千穂線鉄道の不要施設に関する御質問でございますけれども、まず、28年度の施設数でございますが、予定といたしましては、延岡市の管内で、西延岡駅のホーム、継電室といったものが1つございます。

それから、高千穂町の管内で、橋梁、第1高千穂トンネルの入り口の封鎖といったものが予定をされております。

なお、この事業につきましては、全体のお話でございますけれども、平成23年度から平成32年度まで、10年間で予定をしているところでございまして、先ほど申し上げましたように、平成22年度に協議をして、計画をいたしました積み立て計画及び処分計画に基づいて、年度ごとに進めていくものでございます。

なお、撤去費用の総額で申しますと、トータルで約12億円ということでございます。そのう

ち、平成28年度の鉄橋に係る予算額が、先ほど申しました補助金額の4,824万2,000円を見込んでいるところでございます。

○来住委員 そうしますと、撤去等って書いてあるものですから、撤去するもの、ただ維持管理をするもの、どういうふうに理解すればいいのかなと思います。

全体として言えば、つまり、23年から32年までの約10年間の間に、12億ぐらいかかると理解していいんでしょうか。

そうすると、全ての施設が撤去されるのか、もしくは——県南の新しい議員でわからないものですから、もう少しわかるように教えてください。

○野口総合交通課長 先ほど申し上げました撤去等ということで、さきの4,824万2,000円でございますけれども、先ほど申しました高千穂町と延岡市で計画されているものにつきまして4,524万2,000円、残りの300万円は緊急撤去、例えば不要施設が何かの事情で被災等を受けて応急処置が必要などといったもので、300万円というのは、いわば予備費的に準備しているものが一部ございます。

それから、トータルで12億円ということで、10年計画でやっておりますけれども、毎年度の見直しの中で、各自治体から、この施設については何らかの利用をしたいという場合は、協議をして利活用に回すこともございます。

先ほど申し上げたものは、平成22年度当初の計画に10年間でつくり上げた計画ということでございます。

○来住委員 この事業は、まだ32年まで続くんですけれど、その費用は県だけで出すんですか、それとも市町村も出すんですか。そのほかにもまだ、例えばJRなんかは出すのか、もう少し

そこを教えてください。

○野口総合交通課長 これにつきましては、毎年度計画的に基金に積み立てているわけがございますけれども、県と沿線自治体間で協議をした結果を踏まえまして、県が拠出割合の50%、それから延岡市が25%、高千穂町が15.5%、日之影町が9.5%。その割合で合計で、28年度で申し上げますと、1億1,091万3,000円の基金の積立額となっております。

○来住委員 もう一つ、中山間・地域政策課にお聞きします。

新しい事業として、みやざきジビエ普及拡大推進事業が始まるわけですが、事業内容が3つあります。協議会の設置が一つ、それから安全・安心の確立の事業、それから流通・消費拡大とあるんですけれども、僕がわからないのは、まず、新事業ですから、これから全く初めて始まるのかなと。

多分、協議会は今から設置するんでしょうから、具体的に今、その協議会設置のための予算が幾らなのか。それから、設置はいつされるのか。協議会の構成はさっき言われましたけれども、少しそこをわかりやすく説明していただきたいと思います。

まず、そこをお願いします。

○石崎中山間・地域政策課長 協議会設置につきましては、予算といたしましては100万円を予定しております、これは協議会が構成される委員の皆様の旅費や謝金、あと、事務に必要な事業費等といったものを予定しております。

協議会の立ち上げにつきましては、できるだけ早く行いたいと考えておまして、年度当初の立ち上げを目指しております。

また、構成委員としましては、現在、ジビエに取り組んでおられる処理施設の関係者の方、

猟友会、それから間に入って肉の卸し等をされている方、飲食業関係団体の代表者といった方々を予定しております。

○来住委員 イメージが湧かないんですけど、最終的には、例えば中山間地で捕獲するイノシシだとか鹿とかが現実に、それぞれの地域で屠殺されて、それが1カ所に集まるものなのか、それぞれの地域でそういう施設ができて、実際に販売するコーナーができるのか。もう少し、最終的にどんなものをイメージすればいいのか、ちょっとよくわかりません。

○石崎中山間・地域政策課長 現在、捕獲鳥獣につきましては、それぞれの市町村で捕獲されて、主にその処理としては埋却処分をしたり、一部については自家消費をしたり、あるいは処理施設があるところは、そこで処理・加工をいたしまして、一般の流通ルート、例えば物産を取り扱う道の駅とかで販売をしたりとか、飲食店に卸されたりといった状況でございます。

今回の事業につきましては、まず、処理加工施設としましては、やはりジビエとして活用するためには、とれたところから近いところで処理をすることが必要と考えておりますので、取り組もうとするそれぞれの地域で、処理施設が運営されていくと考えております。

また、流通ルートにつきましては、現在は、処理加工施設がそれぞれルートを探して供給している状況でございますけれども、今回の協議会を含めまして、今回の事業では、ある程度、そういった流通の実態を把握して、処理・加工された肉と、実際の需要が飲食店等にもなりますので、そういったところのマッチングシステムといったものを構築したいと考えております。

その結果、県内あるいは県外の飲食店等で、宮崎のジビエの肉が使われる。あるいは加工さ

れたもの、鹿のジャーキーとかそういったものもございますけれども、そういったものが、道の駅等で販売されるといった流れで、川上から川下までといたしますか、現在の課題を把握した上で、一貫した体制を構築することを検討していきたいと考えております。

○来住委員 済みません、もう一つ。

この前、テレビで、昼の時間じゃなかったかな、NHKで、実際に鹿を捕獲して、その場で処理されてるのがテレビに出ていましたけれど。今、現場で処理する施設が幾つあるのかわかりませんが、これから事業として、例えば、うちの地域でも処理施設をつくりたいというような相談があつて、そういう施設をつくるには、いろいろノウハウも必要でしょうし、資金も要るんでしょうけれど、そういうものに対する支援とかも考えていらっしゃるのでしょうか。

○石崎中山間・地域政策課長 実際の施設整備に当たっての支援等に関しましては、例えば農林水産省の交付金、鳥獣被害対策に関する交付金等も活用できますし、あるいは、商工業関係のものづくり事業というものがございますが、やはりそういった面も活用できるということで、そういったものもあわせながら支援していきたいと考えております。

○清山委員長 ほかはございませんか。

○丸山委員 予算説明資料の29ページ。総合交通課に鉄道関係のことでお伺いしたいんですけれども。鉄道の日豊本線、吉都線、日南線を含めて利用率が下がってきている、人数が下がってきているんじゃないのかなと思っておりますが、今、どのような状況なのか、また、利用促進をしっかりとやっていかないと、乗って残す運動もしっかりとやっていかないといけないと思っております。その辺の取り組みもこの

中に入って——先ほど日南、「海幸山幸」を利用しているとあったんですが、それに伴って、どのような形で県として維持していきたいかを、JRとどのように協議しているのかを含めて、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○野口総合交通課長 鉄道の利用につきましては、ごらんとおり厳しい状況が続いておりますが、昭和62年度の民営化以降とで比較しますと、吉都線、日南線は、当時のほぼ半分、JR日豊線につきましては、空港連絡鉄道等が一定の効果がありますので、ほぼ横ばいとなっております。

そうした中で、特に吉都線、日南線につきましては、やはり非常に厳しい状況でございますので、利用促進団体、吉都線も日南線もございますけれども、そちらと連携をして、いろいろなイベントですとか、利用促進につながるPR活動、または駅の清掃活動といったものに対する補助を行っているところでございます。

また、あわせまして、「海幸山幸」という、1つの観光列車が大きな武器になっておりますので、そういったものを活用した取り組みを進めているところでございます。

そういった取り組みを私どもとしてはやっておりますけれども、やはり当然、JRの協力といたしますか理解が必要でございますので、協議会ともども要請は行っているところで、維持なり、例えば観光列車等々の導入といたしますか、そういったものにつきましても要望を行っているところでございます。

○丸山委員 もう余りにも少ないと、JRとしても赤字が大変だと、今でも多分、吉都線、日南線、非常に赤字が大きいと思っておりますけれども、肌感覚でどれくらい赤字が出ているか、データがあれば教えていただきたいかなと。

なければ仕方ないと思っていますけれども。

○野口総合交通課長 恐縮でございます。データを持ち合わせておりません。

○丸山委員 わかりました。なら、それはいいです。

あと、説明の中で、新幹線の報告会を、この中で50万程度計上しているということだったんですけれども、どのぐらいの会場を考えているのか含めて、どういう形で説明会を開こうとされているのかを教えてくださいとありがたいと思います。

○野口総合交通課長 まだ具体的にということじゃないのですけれども、例えば、県内何カ所かにおきまして、市町村ともいろいろ相談をさせていただきながら、市町村の方、それから地元関係団体の方、県民の方にお集まりいただく。そういった会場の借り上げ費、関係資料の印刷費といったものの事務費を計上しているところでございます。

○丸山委員 今後、どういった報告書が上がってくるのか、非常に我々も楽しみにしながらと言いつつ、恐怖も感じながら。これはしっかりと今後、議論をしていきたいと思っています。このことについては、これ以上は申し上げませんけれども。

続いてお伺いしたかったのが、全体的な話。まず、総合交通課に、今度、新規で上がっている、世界とともに成長するみやざき双方向交流事業とか、先ほどのジビエの普及とか、農山村の14ページ、15ページの事業も含めてなんですけれども、単年度で終わってしまして、本来なら、これを見て、何となく1年では絶対終わらない、完結しない事業のはずなのに、予算上仕方なくこういう形をしているのかもしれませんが、これで本当にいいのかなというイメ

ージを持っているんですが。予算の関係があって、国の地方創生交付金がないかもしれないから、1年しかできないとかいうことかもしれませんが、地方創生のトップランナーになるためだったら、絶対、最低3年ぐらいは、やらなくちゃいけない事業に思えるんですよ。

単年度になってしまったのは、何が原因なのか。ただ単に予算だけの話なのか、もうちょっと3年ぐらいいじくりかけて構築していかないと、多分、目標を達成しないんじゃないかなと思って。

1年になった理由をまずお伺いできればなと思っています。

○野口総合交通課長 「世界とともに成長するみやざき」の事業で御説明申し上げますけれども、委員、まさにお話のとおり、この事業、地方創生交付金、2分の1の事業を活用してということで、結果、単年度となっております。お話のとおり、この事業、中身としては、28年度で、今、協定が結ばれていますので、それをさらに充実させていく。

それから台湾、香港につきましては、まだ今、具体的にありませんけれども、そういった何らかの連携ができないかを模索していく、そういった事業であります。

当然、流れとしては、翌年度以降に何らかの形でつなげていく必要があるものと思っていますので、そこにつきましては、今回の28年度の事業の進捗等を見ながら、翌年につきましても、また検討してまいりたいと考えております。

○石崎中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課関係の事業につきましても、先ほど総合交通課長の説明があったように、28年度は、財源等の関係から単年度としておりますが、継続的な取り組みをしていかなければいけない事業で

ございますので、そこは、国の事業、あるいは県の事業等々の活用など、財源を確保しながら、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山委員 ぜひこれ、単年度で絶対に終わらない事業だと思ひまして。トップランナーになるんだしたら、何が何でもやるんだという意気込みをもう少し、もっと財政サイドにも言っていただい。そうすることによって、県民も安心するし。実際、民間が動かないと、結局だめだと。民間を本当に動きやすくするために、そういったことを踏まえながら、しっかりやっていただきたいかなと思ひしております。

その中で、具体的にお伺ひしたいのが、総合交通課の「世界とともに成長する双方向交流事業」についてなんですけれども、何年後かわかりませんが、韓国、台湾なんかと交流している人口が、今、どれくらいあって、どれくらいまでしていきたいというような、具体的な目標数値があれば教えていただきたいのと。

先ほど何か双方向に交流するために、いろいろな助成制度をつくりたい、団体旅行とかよくあったと。これまでもあるんですが、それ以上に、もっと付加価値の高い仕組みをつくっているのか、もう少し具体的に交流促進をやろうとしているのか、事業の細かいことを教えていただくとありがたいかなと思ひしております。

○野口総合交通課長 委員御指摘のとおりでございます。一般的に申し上げますと、今、韓国、台湾、香港からの海外からのいわゆるインバウンド、日本に見えるお客様というのは、非常に円安等の効果もあって、年々ふえてきております。

一方、日本から出ていく観光客等につきましては、もちろん観光につきましては、いろいろ

政治的な状況もございますけれども、ふえていない、近年ではちょっと減少しているところがございますので、そういったところをインバウンドにつきましては引き続き伸ばしていく、アウトについては、何とかふやしていく努力が必要だろと思ひしております。

そういった中で、トータルにつきましては、宮崎空港の利用客数、利用数の増加ということで、これはまち・ひと創生のKPI、そちらの計画で上げておりますけれども、例えばそうした中で、そういった目標を達成するために、インバウンドでいいますと、自転車やマラソンなどの文化・スポーツ交流といったものが、日本、宮崎とも共通の部分がございますので、そういった旅行者に対するプロモーション、あるいは現地でメディアを活用したPR、旅行商品の造成支援等につきまして、今後、旅行業者等々と相談をしながら、つくり上げることができていければと思ひしております。

また一方、アウトバウンドにつきましても、なかなか現状ではいろいろ厳しい状況もございますけれども、やはり韓国、台湾、香港、せっかく宮崎空港から直行便が出ておりますので、そのところをさらに知っていただい、当地の魅力を知ってもらって、ぜひ行ってみたいと、そういう機運醸成のための県内でのイベント開催、メディアを活用したPR等、これは非常に今もやっております。なかなかこれだという決め手がないのが正直でございますけれども、そういった取り組みを地道に進めてまいりたいと思ひしております。

○丸山委員 この文を読むと、韓国・ソウルとの間に姉妹提携がない自治体として、東京、北海道に次いで3番目となったのは、非常にありがたいことであると載っているんですが、どこ

の県も、物すごく国際空港——那覇に聞きましたけれども、那覇空港はすごく広がっていて、もう受け入れられないぐらいの方々に来ていらっしゃるものですから。宮崎空港と、これだけ差があつていいのかというぐらい。ほかの地方空港も、恐らくいろんなところにアプローチをかけながら、海外にインとアウトもやっていると思うので、これで多分、宮崎空港は負けてしまうんじゃないかと心配で。

今回、このような事業を立ち上げられる、何かきらりと光るようなものが、もう少し足りないんじゃないかなと思つていました。

やはり何か今までやったことをただ引き続きやられるような形にしか見えないものですから、何かもう少ししないのかなと。

特にアウトに関しても、何かちょっと足りないなど。インに関しても、改めて自転車とか文化とか、そういうプロモーションをやっていくということだけで、何かこれでは、宮崎は他県からしたときに、負けてしまうんじゃないかと危惧していますので。本当に民間に力をかりるようなことを考えないと、恐らく行政だけで考えてしまうとだめだし、空港ビルだけ考えてもだめだと思ふし。全体的に考えていく。

例えば、南九州で一緒に取り組んでいくとかということも含めて考えていかないと、我々、観光議連は南九州関連とかよくやっていたりするものですが、その辺も含めてやっていかないと、多分、宮崎だけひとり勝ちというのは、まず無理な形だと思つているんですが。南九州関連ですること踏まえているのか、どういう考え方でやっているのか、もう少しお伺いできればなと思ふます。

○野口総合交通課長 まさに南九州一体という御意見は、本当にそのとおりだと思つていまし

て、特に観光という面では、私ども商工観光労働部とも連携した事業ということで、この事業を進めていく必要があると思つていますが、台湾線は鹿児島と宮崎空港の出入りであり、香港線につきましては、それに熊本を含めて出入り、毎日、就航されておりますので、そういった2県、3県での連携した観光プラン等につきましても、観光部局と連携をして進めてまいりたいと思つております。

○丸山委員 できれば、そのインとアウトに関しても、こうしたいという目標を、3年ぐらいでこうしたいという、しっかりとしたメッセージを県民に出すことも必要だろうと思ふし。できれば南九州一体となつて、それにインとアウトをどういうふうに伸ばしていきたいというメッセージも含めて、目標をばちっと出していただくことも、1つの戦略につながっていく、また、県民にも関係していくことになっていくと思つていますが、目標設定はできないんでしょうか。

○野口総合交通課長 目標としては、商工観光労働部のほうでグローバル戦略、東アジア戦略、そういったものに基づいてやってきておりますけれども、委員御指摘どおり、そういったものを受けて連携をした形で、しっかりとしたメッセージを。それから、きらりと光るものというお言葉をいただきましたけれども、それにつきましては、難しいですけれども、大変重要な課題と思つてまして、商工とも連携しながらつくり上げてまいりたいと思つております。

○星原委員 関連なんですけれど、この「世界とともに成長するみやざき」という言葉を使つて、総合政策と商工の絡みだとは思ふんですけれど、これまでも韓国、それから台湾、香港も昨年、定期便を飛ばし出した。

外国とつき合うために、何が課題で、どういうふうになればいいかというまず基本的なところがちゃんと出てこないといけないと思うんですよ。

これまでは、多分、それぞれの国に行って宮崎物産のフェアをやったり、あるいは向こうサイドの旅行者等に補助金を流すことで呼んでいるような形になるんですよ。

もうあくまでも最初の段階はそういうことだけれど、じゃあ、それが済んで、2年、3年たったら、人脈というか、人間関係をどうつくっていったらいいか、その次を考えていかないと。補助金を出せば、これだけもらえればとかいう話で、旅行者はきますよ。でもそうすると、国内の補助金合戦になってしまって、補助金が切れたときは、ほかのところに送り出していくわけです。

そういう形にならないために、じゃあ、物産をやったときのフェアでも、韓国の人たちはどういうものを求めているのか、台湾の人はどういうもの、香港の人はどういうものを求めているかを、そういうときにちゃんと調査して、じゃあ、どういうふうに国県内のいろんな参加企業なんかが、そういうところとの交流ができる、あるいは長続きしているいろんな形でやっていける、そういうものを一つ一つちゃんと見抜いて、そして商工との連携なんでしょうけれど。そういうところ、どうやって役割を——もう我々から見ると、商工とか総合政策とか関係ないわけですよ。東アジアなら東アジアと宮崎との関係がどう深まっていくかということになると思うので。そうやって分けていくと芸術文化のつき合いもある、あるいはスポーツのつき合いもある、あるいは教育委員会サイドになると、姉妹校とか修学旅行とかそういういろんなこともあ

るでしょう。

そういうものをそれぞれのところに、こういうことにしたらどうだということを皆さん方の総合政策の中で、今回、こういうことを取り組むんだったら、それぞれ関係のところに、そういう輪を広げていくためのいろんな予算が要するんなら、皆さん方の取った予算の中からそうやっていくというのもあるでしょうし、事業をつくらせてやるのもある。

そうやって、今の丸山委員が言ったように、目標の数字とか、そういったものを掲げながら、向こうからのインのほうは、そういうことではないんでしょうけれど、じゃあ、アウトに対してもどうやっていく、それがいろんな関係で人脈づくりだと。

要するに、農業関係だったら農業関係のつき合いをやる、企業関係だったら企業、あるいは学校とか、それぞれいろんな、我々も議員同士で、向こうの議会との連携をとるとか、やはりいろんなことがあると思うんです。

そういうのを細かく分けていって、じゃあ、こういうふうにしていって、相手の懐の中に入れていくんだというものをトータルで、やはり宮崎が、じゃあ、韓国のところ、韓国も広いわけですし、台湾でも広いわけで、そういうところにどうやって取り組んでいくのかっていうんじゃないと、こういう何とかレイアウト、名前は掲げていても、本当に、実がなるところまで持っていけるのかなという気がするんですよ。

相手の台湾でも韓国でも、日本の47都道府県からアプローチが来ているわけですから、その中で、じゃあ、宮崎がどういうもので、どういうつき合いをしていく方がいいかっていうのは——一つは、それぞれ皆さん方、担当も3年で異動していくものだから、相手の国に行って、

もう3年が過ぎて、もう異動になって、また新たな人になっていきますよね。

やはり本当に、しっかりした人脈をつくるには、ある程度、異動のことやらもひっくるめて、それぞれのところと計画を立ててやらないと、この金を使って事業をやるんですよね。だけれども成果がどういう形で——今まで過去何年も前に定期便が飛んでいるわけですから、もうそういう方向性は出ているわけですから、あとは成果をどうやって出していくかというところに来ていると思うんですよ。

その成果を出すためには、それぞれどういふふうに対応していくかを決めとかなないと、毎年、金を使って事業をこなすことはできるけれども、成果が出てきているのかというと、その辺が読めないんですよね。

やはりそこまで踏み込んでいかないと、なかなかこういう海外との交流というか、そういうのはうまくいかないんじゃないかなと思うんですが。その辺の基本的なところを決めるのは、総合政策課の役割だと思うので、総合政策課が、そういう役割をぴしっと、各部あたり関係するところに、事業に対してもこうやっていかなくちゃだめだということで、まとめるところじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか、部長。

○茂総合政策部長 国際航空路線の関係ですけど、まずアウトバウンド、こちらから海外に行くほうの話は、本県の県民の方は、海外に行ったことがない人が、かなり多いんですよね。

ですから、これは一度、何かのきっかけで海外に行っていたらと、ちょっとハードルが低くなって、2回、3回と行っていたら。はっきり言って、東京に行くよりも、台湾は、観光費とかが安いわけですし、異文化に触れる

いい機会ですので、いろんな国民感情があるかもしれませんが、その垣根を乗り越えていければ、新しい展望が開けてくるんじゃないかなと思います。

一方では、インバウンドのほうですけど、台湾とか香港のお客さんは、もう年に何回も来られる方もいられるぐらいで、非常にリピーターが多いと。日本が一番の行きたい国だという話を聞いています。

その中で、従来ですと、観光、あるいは物産という切り口でしたけれども、さっき、星原委員がおっしゃるように、スポーツとか文化を初めとした人とのつき合い・交流は、非常に大事だと思います。やはりリピーターを生む一番大きなきっかけじゃないかなと思っていますので、そのあたり、全体を見ながら、我々、総合政策部が一生懸命、全体をリードしながら、総合交流の拡大ということで力を入れてやっていきたいと思っています。

○星原委員 確かに台湾を例にとれば、台湾から日本に来ているのは400万以上なんですよ、日本から台湾に行っているのは130万かそれぐらいだと。台湾は、人口でいけば5分の1なんですよ、相当開きがあるわけですよ。

だから、1つのアイデアとして、やはり宮崎が本当に海外とつき合いをしてくなら、前、知事が100万泊運動なんていうことで掲げましたよね。あれと一緒に、県民みんながパスポートぐらいは持っている。じゃあ、とるために、少しそういう形で補助金でも出して、全県民がパスポートを持つ運動とか、何かそういうことでもやって興味を引いて海外に行くとか、何かやはり知恵を出さないと、言葉だけでは、なかなか結んでいかないんじゃないかなという気がするんですよ。

やはり1回でも行くと、また違う刺激を受けて、リピーターとかそういったものが生まれるわけで。ぜひイン・アウト両方でやろうとすれば——この中で、全員、みんなパスポートを持っているのかどうかわかりませんが、やはりパスポートは、まず持たないといけないわけで、そういう運動の展開とかで興味を持たせていくことも取り組まないといけないんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうかね。

○茂総合政策部長 これについては、うろ覚えですけど、以前、一定期間を区切って、パスポートを初めてとる人に一定の補助をした時代があったような気がするんですけど。私は、おっしゃるとおり、最低限、皆さんがパスポートを持つということは、取っかかりとしては大事じゃないかなと思います。これについては、また、関係各部でいろいろ議論をしてみたいと思います。

○坂口委員 野口課長のところで、例の東九州新幹線調査関係。陸上総合交通網整備の中から54万で、さっきのような説明会とか意見交換をやられるとなったんですけど、いずれにせよ、本県としては、これまでいろんな話が出ていますように、考えるべきケースっていうか、検討すべき事例というのが幾つかありますよね、やらないのを含めて。

そういったものを比較しながら説明しないと、今度の調査結果だけで説明しても、比較するものがなければ、県民は判断材料がないと思うんですよ。そして、質疑すべきポイントもわからないと思うんですね。

そういった中で、詰めていこうとしたら、次のどういったものをやられるかわからないけれど、ここで出た話としては、南から宮崎に上げてくる線とか、八代からの線とかはやらずに、

ほかの日豊線の高速化なり何なりを取り組むケースとか、そういったものの幾つかの最低限必要な選択肢を示して協議しないと、余り意味がないんじゃないかなって。判断材料が、どなたにもつかないんじゃないかなと思うんですけど。

28年度あたりに、優先すべき検討すべき事例に対して、調査とか検討の経費は計上されているんですかね。詳しい説明は、今度の調査が出てからあると言われるんですけど、そのとき、議案は採決が終わっていますから、あえてきょう、聞いとかがざるを得ないかなと思っていますけれど。

○野口総合交通課長 新幹線に関しましては、先ほど申しあげました報告会の開催のための事務費のみの計上でございまして、その後の、例えば想定される調査等についての計上はございません。

比較という御指摘がございましたが、重要だと思っております。今回、私どもが、この50万で想定しておりますのは、今般の調査結果をまずお知らせをする、説明するといえますか、それについて御意見をいただく、そういったことを想定しているところでございます。

○坂口委員 それはそれでやる価値はあると思うんですね。

ただ、それだけじゃ、どうなのかっていうところに行き着かないと思うんですね。さっきの説明は54万だったですかね。

今度は、東九州の期成会、協議会ですか、その負担金なんかも必要になってくるんじゃないかと思うんですね。その協議会はまだ残っていくわけでしょうから。

すると、そうなったとき、果たしてこれで、県民なり自治体なりが、その説明会場に出向い

ていって、そこで満足できるような説明が、果たしてできるのかということ。それと、ふうん、そうなのかって、それなら、もう何か印刷物1枚いただいとけばよかったですねっていう域を出ないんじゃないかなっていう気がするんですね。

どんなぐあいに判断させよう、やはり調査結果がこうでしたって、それはいいよなとか悪いなっていう判断までは、そこに参加する関係者が判断できるところまで行かないと、説明会で単なる一方的な説明に終わってしまいそうな気がするんですけど。今後の展開はどうされるのか、ちょっと見えないんですよ。

○野口総合交通課長 今、想定しておりますのは、報告をさせていただいて、いろいろな御意見を出されるかと思っております。

それを踏まえて、それはその後の検討になるかとは思っているんですけども、それをいただいた後に、じゃあ、どういうふうにしていこうかということ、また、その後の検討になるのかなと思っております。まずは説明をしっかりと、調査に関しての御意見等をいただきたいと、今のところは想定をしているところでございますけれども、いろいろ御指摘いただいておりますので、そのやり方等については、まだ今、がっちり固めているわけではございませんので、検討させていただきたいと思っております。

それから1点、ちょっと別な話になりますが、期成会、予算の関係でちょっとお触れになりましたので、これ、各県5万円ということで、さっきの50万とは別に、毎年5万円ということで負担金を予算化させていただいております。

○坂口委員 執行部の今後のスケジュールが、それなりに想定されていて、もう1つの流れか

もわからんですけども、期成会の中での宮崎県の立ち位置っていうものが今度は出てくるもので。だから、どうしてもそこで比較すべきもの、そして決断につながるものがないといけない気がするものですから。これはまたぜひ今後、検討をお願いしておきます。どっちにしても報告を聞いてみないとわからないけれど、やはりみんなが心配するように、それいけっていう調査結果は、今度の、特に東九州の北回りルートでは期待できないと思うんですね。

次の準備が要ると判断されれば、補正でも調査をやるぐらいのことが必要じゃないかなと思うんですけど。お願いをしておきます。

○満行委員 予算書33ページの「ネットワークで明日に繋ぐ！宮崎ひなた生活圏モデル構築事業」。まず、2地区モデル、どこどこを想定されているのか教えていただけませんか。

○石崎中山間・地域政策課長 現在、例えばそういう交通関係に取り組みうとしている市町村、例えば西米良村とか、今、客貨混載に取り組んでおられます。

そういったところに今、意向調査をかけているところですが、現在、6市町村から予算化されれば、取り組んでみたいという意向が寄せられております。その中から選定するというのを基本的には考えております。

○満行委員 2つの事業、ひとのネットワーク、むらのネットワークっていうことで、この絵を見てもよくわからないので、もうちょっと詳しく教えてほしいんですけど。ひとのネットワークが、一番よくわからない。

これ、右の絵でいくと、6番目の、地域のさまざまな団体・機関の相互連携をやること、2番の見守りサービスとかかなと思いますが。2地区なので3,800万の半分ずつ、1,900万ずつ

らいだろうと思うんですけど。まずは、ひとのネットワークっていうのは、どういうことを想定されているのか。

また、むらのネットワークっていうのは具体的に、ここでいくと、道の駅とか使われている、これなのかどうなのかよくわからないので、もう一回、そこあたりを詳しくお願いいたします。

○石崎中山間・地域政策課長 この事業は、2つで構成しておりますけれども、まず、ひとのネットワークの関係が予算として1,600万円で、新たな交通・物流ネットワーク構築で6,000万円、それぞれ2カ所で予定しておりますけれども、まず、こういった取り組みをやっていくに当たってなんですけれども、これは当然、行政とか交通事業者だけではなくて、その地域の住民の皆様が、本当にどういうところで困っているのかを十分把握することが必要でございます。

また、今回は、交通・物流ネットワークとやっておりますけれども、この地域の生活圏を維持していくためには、今後、その交通関係だけではなくて、例えば福祉的な面はどうなのかといったような、幅広い取り組みが求められます。

そういった意味で、まず最初に、住民、あるいは地域の民間企業、交通事業者、あと行政等が集まって、事業の推進等についての共通な理解を形成するとともに、必要な実態ニーズ調査等を行っていくのが、ひとのネットワークをつなぐというところでございます。

新たな交通・物流ネットワークにつきましては、そういった話し合い等も通じて、例えば、今は人の移動だけでもコミュニティバスがございまして。あるいは福祉事業者が、その施設の送迎等をやるために運行しているようなものもございまして。そういったいろんな手段がある中で、ばらばらではなくて、どう組み合わせれば

いいのかといったようなことも、このひとのネットワークで話し合った上で、じゃあ、こういう形でやりましょう、実証的に例えば車を運行させてみましょうといったような、実際の実証に必要な車両の改造とか施設の改造等を、もののネットワークで支援していきたいと考えております。

○満行委員 わかったようなわからんような。

35ページ、水力発電施設周辺地域対策事業。市町村は10とおっしゃったですか。この周辺自治体を教えていただきたいと思いますが。

○石崎中山間・地域政策課長 この対象になる市町村は、県内16市町村でございます。主に、ダムとか水力発電所等が所在している地域、あるいはその周辺の市町村ということになっております。

○満行委員 これは、発電所だけじゃなくて、ダムも対象ということですか。

○石崎中山間・地域政策課長 そういったような水力発電に関連する施設の所在市町村ということになっております。

○満行委員 一番大きいところは、どのぐらいの交付になるんでしょうか。

○石崎中山間・地域政策課長 県内16市町村のうち、これは市町村ごとに交付額は限度額が設定されますけれども、27年度の状況でいいますと、最高が椎葉村で約2,500万円の交付金の限度額ということになっております。

○満行委員 ありがとうございます。

○清山委員長 ちょっと休憩を挟んでもよろしいですか。午後1時から再開いたします。

暫時休憩といたします。

午前11時58分休憩

午後0時58分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、第2班の審査を続けます。

○新見委員 確認だけさせていただきたいんですが、歳出予算説明資料の30ページ、一番上の新規事業「特定鉄道等施設耐震補強事業」。先ほどの説明では、緊急輸送道路と交差するところというような説明でしたが、県内には、こういった箇所は何カ所ぐらいあるんでしょうか。

○野口総合交通課長 数字を申し上げますと、県内の6市、宮崎、都城、延岡、日南、小林、串間におきまして、13カ所が予定されております。

ちょっと詳しく説明を申し上げますと、これは南海トラフ地震等によります、かなりの強い揺れが想定される地域内にあつて、緊急輸送道路と交差または平行する鉄道橋梁の耐震補強に要する経費ということで、国、それから地元市とともに補助をする事業でございます。

○新見委員 今回、県の予算、1,000万ですけど、今回は何カ所ぐらいなんんでしょうか。

○野口総合交通課長 県内6市13カ所、合計で総事業費が6,000万でございます。そのうち事業者が3分の1で、国が3分の1、県と地元市で合わせて3分の1、それを半々にいたしますと、県としては6分の1ということになります。

○新見委員 28年度でこの事業は完了ということですか。

○野口総合交通課長 はい、そのとおりでございます。

○新見委員 わかりました。結構です。

○丸山委員 34ページのふるさとづくりの推進事業のマル改の4番、地域づくり人材育成ネットワーク事業のことなんですけれども。県内にいらっしゃる地域おこし協力隊のネットワークなんかをやっていききたいということだったんで

すが、地域おこし協力隊も、たしか3年という時限があつて、もうそろそろ一番最初に来られた方々は、そういう時限になってしまうから、そういうネットワークを組もうということだと思つているんですが、実際、仕事が切れると非常に厳しいということも考えていらっしゃると思うんですが、まずは全体的に、今、何人ぐらい地域おこし協力隊がいらっしゃる平成28年に時限が切れる方が何人ぐらいいらっしゃるか把握されていれば、お伺いできればなと思つているんですが。

○石崎中山間・地域政策課長 地域おこし協力隊につきましては、現在、42人が導入されております。

25年度に最初に採用された方が、平成28年度内で3年でございますので、9名、任期を迎えられるということになっております。

○丸山委員 もう既に切れられた方もいらっしゃるということではよろしいでしょうか。

○石崎中山間・地域政策課長 導入以来、既に任期を終了された方、あるいは途中で諸事情でおやめになった方、これまで18名いらっしゃいます。そのうち県内に定住されている方が10名ということで、率にしますと55.6%。全国的には総務省が6割程度と言つておりますので、全国と同程度の方々が、県内に任期終了後も定住されておられるという状況でございます。

○丸山委員 できれば、せっかく来ていただく、移住っていいですか、定住し続けることが大きいと思つているんですが、残念ながら約8名の方が宮崎を離れたところでありましたが、それを分析していただいて、できるだけ、ほかの仕事に移行するなり何らかのフォローアップを、市町村と組みながらしていくことによって、宮崎って、やはりいいところだったというような、口

コミじゃないけれども人脈づくりで、定住、移住にもつながっていくような形をとっていただきたいと思っています。今回のネットワーク事業をすることによって、具体的に、今、国で約5割ぐらいが定住して、5割は大体戻れるということを考えて、ぜひ宮崎は100%定住にしたほうがいいのかと思っています。

何かそういうことを含めて、このネットワーク事業を構築していくようなメニューといいますか、市町村とか連携しながら、どんなことを具体的にやっていくようなことを考えているのか、教えていただくとありがたいかなと思っています。

○石崎中山間・地域政策課長 この事業におきましては、先ほどの協力隊関係以外にも、地域おこし団体に対する支援によりまして、そういう人材育成といったものを目標にしております。

そういった中で、例えば協力隊と、そういった地域づくり団体との皆さんの交流の場をつくるといったようなことも計画しておりますし、地域おこし協力隊に対する研修をどういった感じで、どういったふうに業務に当たっていけばいいのか、また、なかなか実際に市町村には相談できないような悩みをお伺いするといったことも含めて、やはり地域おこし協力隊、定住というものを意識して、できれば100%を目標にして、サポートをしていくことを考えております。

○丸山委員 ぜひ言葉だけでなく結果を出していただいて、今後、さらに28、29、30年、どんどん任期が切れる方がふえていくということが明らかにわかっていますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

あと、35ページの土地調査費2,000万余で、これも、何回か話をしているんですが、295地点ということで、同じような事業を国か別な機関

がやっていて、何かちょっとおかしい、何かもったいないですよねっていう話を何回かさせていただいて、できれば調整しますということで、結局、またことしも同じように、2,000万近くの税金が使われるということであって。これを本当に生かしたのかなというときに、生かされているのかもしれませんが、重なっていることも、結構、多いようなことがあって、できるだけ解消してほしいというお願いもしているんですが、その辺はどのようになったかを教えていただきたいと思います。

○石崎中山間・地域政策課長 地価調査につきましては、委員からも、たびたび御指摘いただいております。

都道府県で構成する協議会では、国土交通省に対しまして、地価公示、国が行っておりますが、それとの関係の明確化といったことを要望しているところでございます。

ただ、この地価調査なんですけど、例えば、国税でやります路線間設定とか、市町村の固定資産の評価といったものに、まず、地価公示を使いますけれども、地価公示は、県内でも調査地点が限られておりまして、それを補完するために、地価公示の調査地点がないところでは、地価調査の結果を用いて、路線価の設定とか固定資産の評価が行われております。

調査地点につきましても、地価調査のほうが後から制度的にできましたので、できるだけ地価公示と重複しないような形で地点を設定するといったこともやってございますので、そういった地価調査が果たしている役割、一般的な土地取引所の指標だけではなくて、こういった路線価とか固定資産の評価といったものにも使われているということを勘案いたしますと、現行の調査地点で28年度についても調査を実施したい

と考えております。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、都道府県の協議会を通じて、国に対しては、そういった制度の役割分担といったことについても、明確にするよう要望してまいります。

○丸山委員 基本的に重なっている、近くはあるかもしれんけれど、近くても、ほとんど1キロ、2キロの差であれば、ほぼ重なっていると認識をするものですから、その点を含めて何点ぐらい重なっている点がある、何割ぐらいあるという認識をすればよろしいでしょうか。

○石崎中山間・地域政策課長 具体的に調査地点が全く一緒というのは、12地点ございます。1キロ単位といったデータを持ち合わせておりませんが、例えば山間部の町村ですと、全く地価公示の調査地点がないというところもございます。

また、地価公示、地価調査、両方あるところでも、地価公示のほうは、従来の役場周辺といったもの、あるいは既存の商店街というところが多くございまして、地価調査のほうは、その後開発された住宅地といったようなところもカバーしている状況でございますので、必要に応じて設定をしているところでございます。

○丸山委員 ぜひ、12点が全く同じところであれば、これは速やかに何らかの調整をしていただいて。税金という部分を投入しての調査でありますので、やはり同じことをするのは、目的がちよっと違うけれど、ほぼ同じような金額が出ているはずだと思っています。それでも、物すごくかけ離れた金額じゃないと思われまして、それも含めて、国とは、しっかりと調整していただければありがたいかなと思っています。

○石崎中山間・地域政策課長 この制度は、も

ともと土地が高騰した時期等もございまして、そういった土地の価格の動向を把握するといった目的もございまして。

重複している点については、地価公示が1月、地価調査は7月ということで、半年ごとに把握をするといったようなこともございまして、その重複設定、特に地価が高いところ、高くなったところというような設定になっています。

ただ、現在の地価の動向を見てどうかというようなこともございまして、先ほども申し上げましたが、国に役割分担とかについて引き続き要望していきたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ、できるだけ速やかに調整をしていただくことをお願いします。

次は、この資料のほうで、12ページのジビエについてお伺いしたいんですけども、まず、基本的なこととして、13ページに、推定利用率が、鹿、イノシシも5%と書いてあります。

これはもう全然、宮崎県内では、どの程度の利用率か全くわかっていないのかを、まずお伺いできればなと思っています。

○石崎中山間・地域政策課長 現在、県内で利活用されている頭数は、把握できておりません。

ただ、参考としまして、県内で、ある程度、事業をやっている処理業者の数値を見ますと、鹿で696頭、イノシシで162頭が利活用されているということでございますので、恐らく実態としては、それを上回る数字が利活用されていると考えております。

○丸山委員 先ほども料理屋さんとかいろいろ連携して、うまく全体的に消費まで還元していくとか、また、いろいろこのジビエに関して、有効活用することによって山村地域の所得の向上につなげていきたいということが書いてますが、どれぐらい引き上げるとか、もしくは、今

が何%で事業率が5%だとした場合に、これを年次的に引き上げていって10%、10年後には30%引き上げていくことによって、中山間地域の人たちの所得の向上になっていくんですよという目標設定をしていかないと、流通のこともしっかりできないと思っているので。その辺の目標設定は、もう少ししっかりやるべきだと思っていますが、その辺はできないんでしょうか。

○石崎中山間・地域政策課長 県としては、28年度から、その実態の把握も含めて事業を進めていくということにしております。

やはりその成果を具体的に示すものは必要だと考えておりますので、今後、検討を進めていく中で、そういったものも含めて考えていきたいと思えます。

○丸山委員 事業をしっかり立ち上げましただけじゃなくて、しっかり指針を決めていくと。やはりそれをしていかないと、結果責任とか成果が出ない。結局、頑張りましたでは、もう済まされない形になってきていると思えますので、そこをしっかりと目標設定値を出していただければありがたいのかなと思えます。

続きまして、次の14ページで、私の地元も出ているんですが、循環の事業、モデル地域で小林と西米良をあげていただいているんですけれども、具体的にはどんなことをやろうとしているのかがわかれば、お伺いできればなど思っているんですけれども。

○石崎中山間・地域政策課長 小林、西米良村につきましては、地方創生交付金を活用しまして、今年度、企業と、あるいは住民へのアンケートも行いながら、産業連関表を作成しているところでごさいます、もうすぐ最終的なものができ上がる予定になっております。

28年度につきましては、そのフォローアップ

として、具体的にシミュレーションを行うようなソフト的なものもあわせてつくっておりますので、こういった施策を打った場合に、こういった経済効果が出るのかといった分析手法について、両2地区をモデルにして行いたいと。

結果につきましては、この県内の市町村とか民間企業も含めた研究会をつくっておりますので、来年度も研究会の中でその成果を出しながら、県内全域で、そういった経済循環といったものへの取り組みの促進等を図ってまいりたいと考えております。

○丸山委員 経済循環イコール雇用とかというイメージ、すぐ何かそういうふうに考えてしまうんですが、そういうところまで含めて考えているようなことが、モデルで出てくるように、そういうシミュレーションをして、こういうことを事業化すれば、また企業誘致までつなげていけばとか。もしくは先ほど言われたジビエも含めて、こういうふうに活用していけば、こうなっていきますよということが出てくるっていうイメージでよろしいんでしょうか。

○石崎中山間・地域政策課長 県といたしましては、この2地域におきまして活用した地方創生に向けた取り組みというものが、具体的に施策としてあらわれてくることを期待しております。

○丸山委員 ぜひモデルとして、しっかりした結果を――まず結果じゃなくて恐らくデータの数字だけになってしまうと思えますが、来年度以降、民間を活用しながら、うまく動いていく形の事業展開をお願いしておきたいと思っております。

○清山委員長 ほかがございせんか。

○坂口委員 委員会資料の17ページで、ちょっと補足して説明してほしいんですが。

事業効果、事業後の③、道路交通法との関係。ここはちょっとどの部分をどうやられるかがわからないから。全く別な部分かもわからないのですけれど。

○石崎中山間・地域政策課長 ③の部分につきましては、現在、県内では、この過疎地有償運送といったもの――。

○坂口委員 運送事業のことじゃないですね。

○石崎中山間・地域政策課長 運送事業ではございませんが、当然、運輸局等の認可を得て、一定の条件を満たして、道路運送法上の条件を満たして実施されるものでございます。

○坂口委員 現行の法律で一定の条件のもととなると、果たして、これ、大丈夫かなって気がする。福祉タクシーなんかは、また別個で、これは特定の人相手の特定の事業ということだけで。

あんまり詳しく把握していないんですけど、たしか国会あたりで、これから改正を上げる段取りではあると思っているんですね。

ところが、やはりいろんな調整がついていないとも聞くものですから、そこの絡みに関係はないのかなと思って。

○石崎中山間・地域政策課長 現在、国家戦略特区の中におきまして、例えば過疎地等で外国人が観光に訪れた場合、これまでできなかったものをのせられるようにしようといったものが検討されておりました。恐らく、今回の法律改正において措置されると認識しております。ここで挙げている事例につきましては、現行の枠内でやれるものでございまして、現に九州の中で、長崎県において2件ほどNPOが実施している実例がございますので、本県においても、そういった法的な面も十分クリアした上で、やれると考えております。

○坂口委員 改正をやろうとして、今、やられたところですよ。最近になって、猛烈にタクシー業界が反発してきたってことで、今後の調整がちょっと必要になってきているから、ちょっと見通しが危うい、まだはっきり見えない部分が出てきたかなとも思うんですけども。

同様に、どこまで、これが現行の法律の中でカバーできるのかわかりませんが、今、例えば、地域のタクシーなんかは、ほとんどもう高齢者がお得意さんなんですよ。そこの調整をしっかりとやっていかないと、うまくいかない部分もあるんじゃないかと思うものですから。

それから、それをやるならば今度は有償ですから、当然、経営の見通しが、やはりかなり長期的に見通せるというものを持っていかないと。だからパイの問題ですね。そうすると、地域が限定されやしないかとか、そこらをちょっと心配したもんですから。当然、それはもう十分検討された上での事業なんでしょうけれど、ぜひそこらをまた慎重に。

○石崎中山間・地域政策課長 委員がお話しのとおり、地域のタクシー事業者さんは、非常に貴重な住民の足として事業を行っておられますので、この事業の検討に当たりましては、当然、その地域の交通事業者の方たちにも御参加いただきまして、いろいろと検討を行いたいと思います。事例として、この過疎地有償運送を一つの方法として挙げておりますけれども、場合によっては、既存のコミュニティバスをもうちょっとどうにかできないかとか、タクシーを活用した乗り合い輸送とか、そういった幅広に検討していきたいと考えております。

○坂口委員 ぜひ慎重な取り組みというか、事前の実態を知るっていう作業が、すごく求めら

れるかなと思うんですね。

具体的な例として、あるタクシーのある営業所は、駐車場の中に1台しかいないってあるんですよね。一、二台のタクシーしか。その大方のお得意さんが、やはり過疎地域の高齢の方がある程度占めているとなると、そこがなくなると、もうその営業所は成り立たなくなる。

ということは、それでカバーできない人に、今度は逆にまた問題が出てくるっていうことで。やはり痛しかゆしの両方を満足させるっていう部分、ちょっと慎重さが必要かなって気がしたものですから。歓迎すべき事業だとは思っていますので、ぜひそれは念頭に置きながら取り組んでいただきたい。

○清山委員長 ほかございますか。

○星原委員 ちょっと教えてほしいんですが、39ページの新規事業の「みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進費」の中の6番に、みやざき成長産業雇用拡大・定着推進事業ということで、3億6,000万、予算、国が10分の8で企業が10分の2という事業なんです。これは、市場調査とか、農政費とか、人材確保育成とかの経費となっているんだけど、もう少しこの中身をちょっと詳しく教えてもらえませんか。対象企業はどういうところなのか。

○黒木フードビジネス推進課長 事業内容のところの、みやざき成長産業雇用拡大・定着促進事業の対象につきましては、1の事業目的のところにありますけれども、フードビジネス、医療機器、輸送機器は主に自動車産業、それと木材産業とか、こういった製造業が対象になることになっております。

○星原委員 製造業で、どの程度まで——フードビジネス分野も、医療機器の分野も、輸送機器もで範囲が広いんですよね。そういうベンチャ

ービジネスみたいなものにも補助があるのか。会社を立ち上げるとか、今までやっている人たちが、こういう事業を利用して新たに増築とかいろんな形でやっていきますよね。そういうのが、許容範囲の中に全部入っていくということですか。

○黒木フードビジネス推進課長 基本的には、今現在、事業をなさっている方です。

次のページに図が描いてございますけれども、この中で、中ほどに事業推進の視点とございますが、マーケットインによる経営力強化とか、戦略人材育成とか、正規雇用化・定着促進とございますけれども、そういった今、申し上げた4つの分野の製造業の企業が、新たに新商品の開発をしたいとか新分野に進みたいというのに際して、マーケットインの視点で市場調査なりをやって、その上で取り入れる際に人を雇用する、あるいは、企業内の人材を企業内で研修をする、そういった費用に対して8割補助を行う、それがこの事業でございます。

○星原委員 そうすると、その雇用拡大ということになっているんだけど、人数が何人以上とか、枠の縛りがあるとか、そういったものはもう関係なく、その規模も中身もそういうのを精査して、その補助金額が決まっていくわけか。

○黒木フードビジネス推進課長 出された事業計画内容を精査しまして、あくまでも、この事業は雇用創出、厚生労働省の事業ですので、基本的には、そういった新事業に取り組むことで雇用が生まれる。そここのところは私どものほうで精査して、補助対象としていくという流れになっています。

○星原委員 この事業は、3億6,000万、ことしの枠の中で、本人が10分の2なんで、そこまで

いかないんでしょうけれど、その中で、これでどれぐらいの雇用が拡大していくとか、雇用の目安は求められていないんですか。この事業で何人ぐらい雇用が生まれてくるか。

もちろんこれから呼びかけて、いろいろやっていく中の話でしょうからあれでしょうけれど、それだけの事業費を使って、若い人たちの雇用が広がるわけですから、そういう人数的な目標はないものなんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 このプロジェクトは3年間です。3年トータルの雇用創出目標は1,446人でございます。

今年度につきましては243人を目標として立てているところです。

○丸山委員 関連してなんですが、企業を選ぶときには、県は公募をするのか、公募の条件はどんなものか。公募をかける時期もわかっていれば教えていただきたいかなと思っておりますけれども。

○黒木フードビジネス推進課長 この雇用拡大・定着推進事業につきましては、公募によって企業を募集いたします。

来年度の公募の時期につきましては、今後、まだ国のほうとも協議が必要でございます。できる限り来年度の早い段階で公募をかけたいと考えているところです。

○丸山委員 この前、議会で議論していたのが、新卒の高校生の県内の定着率が一番悪いということであって。簡単に新規雇用できるとなると、高校生からの卒業が一番じゃないかなと思ってます。

今の話を聞くと、高校生の新卒者は該当外なのか。もしくは、4月に雇用すれば新規雇用として認めて、後から4月に繰り延べて雇用補助対象になるのか、そういうのも含めているのか、

どんな感じなのかを教えていただけるとありがたいかなと思いますけれども。

○黒木フードビジネス推進課長 28年度事業としましては、4月以降に公募を行いまして応募がございまして、そして決定をして、それ以降の雇用をされた方から補助の対象となりますので、28年4月1日採用の方は、基本的には対象とはなりません。

○丸山委員 そうなってくると非常になかなか厳しい、新規雇用という形で高校生をできるだけとどめたい意向があったはずですので、その辺を調整が可能であれば国のほうにお願いをして、ぜひ定住促進という形で、県内の高校生がしっかり定住できれば非常に喜ばれる事業じゃないのかなと思いました。

絶対、4月か5月に公募をかけて、6月に人事を決定した後に雇用しなさいとなってくると、恐らくそこから求人をやったりして、8月以降ぐらいにしかこの事業がスタートしないと、やはりちょっと何かもったいないなという思いもあるものですから。その辺のスキーム的なことは非常に難しいのかもしれませんが、何か工夫をしていただけるようなことがあれば。

できれば29年度分は、もっと早目にやっただいて、高校生とかを雇用すれば、もう入れていいですよとか決めてしまえば、——早目早目に、28年度だけじゃなくて29年度の公募も、3年間で10億と決まっているのであれば、そういう仕組みができないのかも含めて、お伺いできればなと思っておりますが。

○黒木フードビジネス推進課長 これは国庫補助事業ですので、制度面につきましては、国と、いろいろと話をしたいと考えております。

○丸山委員 ぜひその辺は見習い期間とかも行ったり、半年間とか置いて、それで正規・正

社員になればということとか、そういうのも、いろんなやり方もあるんじゃないかなと思いますので、そういうやり方も含めてしていかないと。宮崎は、一番人口が減るのは、高校を卒業するときと大学卒業で。要するに、そこをどうやっていくのかというのに着目したときに、国にあわせた事業じゃなくて、宮崎はこれをしたほうが、人口が減らずに定着して行って、地方創生につながっていくんですよっていうのを明確に言わないと。ほかの県も恐らく、全国统一、同じような事業をどこでもやっていると思いますので、ほかの地域にどんどん急に若い人たちをとられていってしまうと、結局、宮崎の地方創生の人口ビジョンに全く寄与しない。

多分、これ、人口ビジョンに物すごく大きな効果があるんじゃないかなと思っているものですから。これは宮崎だけじゃなく、ほかの県も同じようなことに苦労しているんじゃないかと思えますので、もうちょっとフレキシブルに動けるように、国に、もうちょっと強く要望して、うまく宮崎に合わせるような制度改正をお願いします。改めてお伺いしたいと思います。

○黒木フードビジネス推進課長 委員おっしゃるように、この地方創生を考える上で、若者定着、働く場の確保、そういった点においては、この成長産業育成、そして、来年度からは、こういった4分野に広げて雇用創出を生んでいこうという事業ですので、今、おっしゃった点は、もう一度よく考えて、そここのところをまた国とも十分に話し合いたいと考えております。

○丸山委員 あと、別な視点として、これまでのこの産業支援財団、機構とかに、コーディネーターに、いろんな事業、企業を伸ばすことに、アドバイスなんかをやっていくと思っているん

ですが。町じゃなくて、もう少しこの企業を伸ばして、県として、この4つの事業、項目を上げていますので、例えば1,446人と書いていますが、それぞれに目標があるのであれば、フードビジネスで400名とか、医療で400名とか、そういう目標があるのであれば教えていただきたいし。それを確実にやれるように、県のほうから、その地域地域の業種ごとに、もう少し頑張ってください、もうちょっとこの事業も使いながら掘り起こして行って成長産業につなげていきましょうよ、宮崎の人口ビジョンは皆さんたちにかかっているんですよというぐらい、もう少しアプローチを強めていかないと。

コーディネーターや県が待ちの姿勢だと、なかなかうまくいきそううまくいかなかったりするものですから、その辺の、それぞれの4業種に対してのアプローチの仕方は、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○黒木フードビジネス推進課長 4業種について申し上げますと、この資料でいくと、4の事業内容で、プラットフォーム構築事業ということで、分野別アドバイザーを置くと書いてあります。

先ほど委員がおっしゃったように、例えば医療関係でいえば、機器開発のアドバイザーを設置するとか、あるいは、自動車関係でいえば、取引拡大のコーディネーターを置くとか、あるいは、木材産業でいえば、例えば内装材を利用拡大の方向に提案するとか、そういった専門家の方々の意見を用いながら、実際に取引の拡大につなげていけるように、そして、企業が伸びて雇用を創出するような、そういった形で取り組みを進めていきたいと考えているところです。

一方では、商工のほうでは、企業成長促進のためのプラットフォームづくりですとか、そう

いった企業を伸ばしていくための新たな取り組みも起こっておりますので、私どもとしましては、商工観光労働部とも十分に連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ連携をお願いしたいなど。

次のページの20ページも、同じような関連があるんじゃないかと思っているんですが、これが、フード、産業界・大学と連携していくよと、例えば、産業人材をつかって、恐らく前の事業とコラボしていけば、県内に大学生なり高校生なりの人材が残っていくんじゃないかと。この辺の絡みをしっかりやっていただきたい。

それと、これは単年度で終わったら、絶対、意味がないなど。これは絶対継続して行って、3年、4年、10年続けていかないと、宮崎の人材、大学卒業者を含めて、どんどん県外に抜けてしまうことがありますので、これは単年度じゃおかしいと思っていますし、前の事業とセットでとるべきだと思っているので、その辺の考え方をお伺いしたいと思っております。

○黒木フードビジネス推進課長 今、委員のお話がありましたけれども、産業振興をしていくという観点で、私どもとしましては、こういった他の分野も巻き込んだ成長産業育成のプロジェクト推進費を国に対して提案をしています。

そういった中で、先ほど申し上げましたけれども、商工観光労働部においては、企業成長のプラットフォームをつくらうとしている。そして、全く同様の構成メンバーで、この産業人材育成プラットフォーム、企業を伸ばすというところと、そして、一方では企業を支える、人材を育てるというところ、ここのところをあわせて取り組もうと。商工と連携してそういう取り組みをしようと考えているところであります。

そして、委員おっしゃるように、単年度でい

いのかという議論は、もちろんございます。実際に、この取り組みは、人材育成なんですから、本当は中長期的に取り組むべき問題だと思っております。

私どもとしましては、今年度、この事業を予算計上しておりますが、産業界の方々と十分に話し合って、今後、継続的に取り組める仕組みを、この1年間考えようではないかということで、単年度事業ということになっておりますので、29年度以降も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山委員 単年度じゃ無理だと思っています。

民間と官が、やはりしっかりタッグを組んで、商工とタッグを組んで、人口ビジョンをどうやってこれにつなげていくのかを考えていないと、何となく商工と連携しながらで、商工がうまくやらなかったから人口ビジョンができなかったとか、お互い言いわけにならないように。

うちは、こういったようにプラットフォームはつくったんだけど、プラットフォームに乗り継ぎができなかったというようなことで、後々になって、あそこがもうちょっと、商工観光労働部が頑張ってくれとか、もしくは総合政策部が頑張ってくれば、うまくできたのになとかいうような、お互いなすりつけあったような感じに5年後ならないために、1年目が勝負だと思っております。ことしは特に地方創生のトップランナーになるスタートダッシュのときであれば、この辺はしっかりと人口ビジョンを踏まえながら、商工とも、また民間とも連携しながら、推進していただくようお願いしておきたいと思っております。

○茂総合政策部長 いろいろ御意見をいただき、ありがとうございます。確かにおっしゃるように、高校を出た人を県内に引きとめるとか、あ

るいは大学を出た人を県内に引きとめる。あるいは大学出た人にUターンしてもらおうということは、非常にやはり大事だと思っています。

ですから、その中で先ほどの成長4分野、このあたりに特に力を入れながら、人材確保を図っていきたいと思っています。

それは、やはり雇用の場の確保と待遇の改善、処遇の改善を、両方あわせてやっていかないといけないだろうと思っています。

私ども共通認識としては、若者定着が一番の宮崎県の課題だと思っています。

ですから、その連携という話が先ほどからありますけれど、商工観光労働部と教育庁とも十分、これまで以上に連携をしながら、随時、情報交換をしながら、先ほどあったように、ここが進まないことによって、全体がうまくいかないということがないように、常に進行管理をし、お互い意見交換をして情報共有をしながら、やっていきたいと思います。

来年度が特に大事ですし、継続的な取り組みにしていきたいと思います。ありがとうございます。

○丸山委員 よろしくをお願いします。

○清山委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 1ついいですか。総合交通課に、新規国際線の誘致に関しては、特に事業化というのはないですけれども、引き続き取り組んでいかれるということで、先日の知事の答弁もありましたけれど、そういうことでよろしいですか。

○野口総合交通課長 はい。新国際線、チャーター便を含めた誘致活動につきましては、広くまインバウンドを活用ということになりますので、これは商工観光労働部でも、そういった

インバウンド関係の予算が組んでありますので、そこと一体となって、私どもも参加して誘致活動をする、そういった取り組みの中で、今後とも進めてまいりたいと考えております。

○清山委員長 1つ聞きたいんですけど、その課題としてどういうものがあるのかなと思って。

伺ったりするのは、宮崎空港の国際線ターミナル、待合室とかが手狭であるので、一度に1便しか発着できないとか、あとは免税店がないとか、さまざまに聞くんですけども、どういったことが課題として上がっているのでしょうか。

○野口総合交通課長 私ども総合交通課の所管から申しますと、委員長が御指摘のような空港のいろんなハード整備、そういった部分も1つの課題ではございますが、旅行業者等からお聞きしますと、やはり海外からチャーターでも呼んでくる場合に、どれだけ宮崎なり、もちろん南日本一体でもいいんですけども、観光の周遊ルートといったものがつくれるかどうか。そして、そういった場合に、例えば買い物の施設といったものが県内にいかほどあるか、そういったところも課題として上げられておりますので、そこにつきましては、先ほど申し上げましたように、商工とも、観光とも共通の認識を持っていますので、一緒になって取り組んでまいりたいと思っています。

○清山委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。それでは、以上で第2班の審査を終了いたします。

続きまして、第3班、生活・協働・男女参画課、文化文教課、人権同和对策課、情報政策課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○村上生活・協働・男女参画課長 生活・協働

・男女参画課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の41ページをお開きください。

当課の平成28年度の当初予算額は、総額で4億2,382万5,000円でありまして、前年度当初予算に比べて1,405万9,000円の減、率にしまして3.2%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

43ページをお開きください。

上から5段目の(事項)交通安全基本対策費581万5,000円です。これは、交通事故の防止を図るため、県交通安全対策推進本部の運営や、広報、啓発等に取り組むための経費です。

次に、(事項)交通事故被害者救済対策費287万8,000円です。これは、4号館1階になりますが、交通事故相談所を設置しまして、無料相談を実施するための経費です。

次に、一番下の(事項)安全で安心なまちづくり推進費523万1,000円です。これは、安全で安心なまちづくり県民会議の運営や、安全教室、防犯訓練等のアドバイザーの派遣などを行うための経費です。

44ページをお開きください。

一番上の(事項)協働運営事業費2,067万4,000円です。これは、多様な主体による協働、地域づくり活動、NPO活動を一体的に支援する拠点を設置・運営するための経費です。

次に、(事項)ボランティア活動促進事業費1,055万7,000円です。これは、みやざき社会貢献活動促進基本方針のもと、市町村や関係機関と連携しながら、ボランティアやNPO活動、多様な主体による協働の啓発や支援に取り組むための経費です。

次に、一番下の(事項)消費者支援対策費5,348万4,000円です。これは、消費者への被害防止等の広報、啓発や相談体制の確保に取り組むための経費です。次のページをごらんいただきまして、説明欄3の消費者被害防止・解決支援費につきましては、県消費生活センターに12名の相談員を配置するものです。また、5の消費生活相談窓口充実・強化事業につきましては、国からの交付金を活用しまして、共同化等により相談体制を整備しようとする市町村の相談員の養成講座などを行うものです。

次に、(事項)消費生活センター設置費2,464万5,000円です。これは、消費生活センターの運営や、センターが入居する生活情報センターの管理に要する経費です。

次に、(事項)消費者行政活性化基金事業費4,709万4,000円です。これは、国からの交付金を活用しまして、県及び市町村における消費生活相談窓口の機能強化など、消費者行政の充実・強化を図るための経費です。

(事項)男女共同参画総合調整費292万円です。これは、審議会の開催や第3次みやざき男女共同参画プランの策定、各種会議に要する経費です。

(事項)男女共同参画推進費4,284万3,000円です。これは、次のページをお開きいただきまして、講演会等による広報、啓発や地域のリーダーとなっていただく地域推進員の養成などに取り組むとともに、県の男女共同参画の推進拠点としての役割を担っております、男女共同参画センターの管理・運営委託等を行うための経費です。説明欄の(5)の改善事業「みやざき女性の活躍加速化事業」につきましては、昨年設立されました、みやざき女性の活躍推進会議で実施する、研修会や意見交換会等の支援を行

うとともに、女性の活躍サポート連絡協議会の開催や、女性のチャレンジ表彰を行うものです。また、(6)の新規事業「性暴力被害者支援センター設置事業」につきましても、常任委員会資料により御説明をいたします。

常任委員会資料の22ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景ですが、性暴力被害者は、精神的・身体的に大きなダメージを受ける上、相談するためには医療機関や捜査機関、相談機関等にみずから足を運び、その都度、被害内容を話さなければならないといった二次被害が懸念されることから、総合的支援を1カ所で受けられるようにすることで、心身の負担を軽減し、心身の回復を図るとともに警察への届け出を促進し、被害の潜在化を防止するものであります。

2の事業概要ですが、予算額が404万7,000円で、全額一般県費となっております。平成28年度から、性暴力被害者支援センターを設置しまして、事業内容①の相談受け付け・支援コーディネートを行います。これは、電話などにより被害者等から相談を受け付け、その後の支援に必要な情報を得るとともに、被害者の気持ちに寄り添いながら、情報の提供やカウンセリング等を行い、支援を行っている機関・団体等に状況をつなぐほか、必要に応じ、関係機関等への付き添い等を行うものです。

また、②の産婦人科医療支援としましては、急性期の避妊対応、性感染症の検査、治療などの救急対応のほか、その後の経過観察、継続治療への支援を行うものです。事業効果としましては、性暴力被害者の支援につながるるとともに、犯罪の潜在化及び未然の防止に寄与するものと考えております。

当初予算の説明につきましては以上です。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

委員会資料の26ページと27ページをお開きください。

議案第27号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」と、議案第28号「宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例」ですが、この2つは関連がありますので、さきに議案第28号の御説明をさせていただきます。

27ページをごらんください。

1の改正の理由としましては、消費者安全法が平成26年6月に改正され、都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について、条例で定めることとされたところであります。

このため、国が示す参酌基準を踏まえまして、本県消費者行政の施策の基本となる事項を定め、宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の改正を行うものです。

2の改正の内容につきましては、平成28年度2月定例県議会提出議案の冊子の赤いインデックスの28号のところをおあげください。

議案第28号「宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例」です。

1枚めくっていただきまして、153ページをお開きください。

右側が改正後になります。横に見ていただきまして、中ほどにあります、第4章、消費生活センターの組織及び管理運営等として設けまして、第17条で、消費生活センターの設置について、第18条で、宮崎、都城、延岡の3つの消費生活センターの名称及び位置について。ページをおめくりいただきまして、第19条から22条にかけて、消費生活センターが担う業務につ

いて、消費生活センターの長及び必要な職員の配置について、試験に合格した消費生活相談員の配置について、消費生活センターの情報の安全管理についてという項目を、それぞれ定めるものです。

委員会資料の27ページにお戻りいただきまして、施行は平成28年4月1日を予定しております。

続きまして、委員会資料の26ページをごらんください。

議案第27号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」です。

今、御説明しました、宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例において、消費生活センターの名称等について定めることとすることに伴いまして、2の改正内容にありますとおり、公の施設に関する条例の第2条別表第1の消費生活センターに係る規定を削除するものです。

施行は、同じく平成28年4月1日を予定しております。

当課の説明は以上です。よろしくお願いたします。

○神菊文化文教課長 歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、47ページをお開きください。

文化文教課の当初予算案について御説明いたします。

当課の平成28年度の当初予算額は、左から2列目になりますが、68億898万2,000円でございます。平成27年度当初予算と比べますと1億9,142万5,000円、率にして約2.9%の増となっております。

続きまして、主な事業の内容について御説明させていただきます。

49ページをお開きください。

まず、一番下の段、(事項) 県立芸術劇場費6億5,067万6,000円でございます。

これは、県立芸術劇場の指定管理等に要する経費でございますが、主な内容につきましては、次の50ページの一番上の段をごらんください。

説明の欄1の指定管理料4億6,408万9,000円でございます。これは、指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場への委託料でありまして、その内訳としましては、(1)の宮崎国際音楽祭開催事業9,835万6,000円は、平成28年度の音楽祭開催経費及び翌29年度の準備経費であります。

(2)の県立芸術劇場管理運営委託費3億1,227万円は、同財団の人件費及び維持管理に必要な経費であります。

(3)の県民文化振興事業5,346万3,000円は、県民に多様なジャンルの舞台芸術に触れる機会を提供するとともに、教育普及や情報発信を通じて、県民文化の振興を図る経費であります。

次の説明欄2、県立芸術劇場大規模改修事業費1億8,111万3,000円につきましては、県立芸術劇場の設備等について年次的な改修を行うものであり、平成28年度は、空調設備の改修等を行うものであります。

続いて、その下の段、(事項) 文化活動促進費4,731万円についてでございます。

主な内容につきましては、説明欄8の新規事業「伊東マンショ肖像画展開催事業」ですが、本事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

次の説明欄9の新規事業「文化力充実強化事業」1,545万9,000円につきましては、ことしのリオデジャネイロオリンピック終了後から、平成32年の東京オリンピック終了までの間に全国で行われる、東京オリンピック・パラリンピック

ク文化プログラムの県内での実施や、平成32年度の開催を誘致している国民文化祭の開催も見据えながら、実行委員会の設置やキックオフイベントを開催するとともに、公益財団法人宮崎県芸術文化協会が実施する県民芸術祭の経費を補助することにより、県内文化団体の充実強化を進め、本県文化の一層の振興を図るものであります。

次に、51ページ上段の(事項)文化環境育成費728万2,000円であります。

主な内容としましては、説明欄3の新規事業「文化振興ビジョン改訂事業」200万6,000円です。これは、平成23年3月の現ビジョン策定後、本県の文化振興を取り巻く状況が大きく変化していることから、先ほど申し上げました国民文化祭の誘致や東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの実施に向け、ビジョンを改訂するものであります。

次に、(事項)私学振興費59億8,349万2,000円です。

まず、説明欄1の(1)私立学校振興費補助金一般補助38億4,668万3,000円ですが、これは私立高等学校等の振興、経営の安定、保護者負担の軽減を図るため、経常的経費を支援するものであり、生徒数等に応じて配分し、補助しているものであります。その学校種別ごとの内訳は記載のとおりであります。

次の(2)教育改革推進特別経費補助の1,200万円につきましては、私立小・中・高等学校において、教育の国際化や伝統、文化等に関する教育の推進など、特色ある取り組みを支援するものであります。

次に、説明欄2の改善事業「私立学校教育研修補助金」230万円につきましては、公益財団法人宮崎県私学振興会等の私学団体が実施する研

修経費に対して補助を行うものであります。新たに主権者教育についても対象となるよう改善したものであります。

説明欄3の私学学校振興・共済事業団補助金4,016万3,000円につきましては、日本私立学校振興・共済事業団の行う長期給付事業に対して補助するものであり、また、説明欄4の私立学校退職金基金事業補助金7,784万9,000円につきましては、公益財団法人宮崎県私学振興会が行う退職金基金積立事業に対して補助するものであります。これらは、いずれも私立高等学校等の教職員の福利厚生の上昇を図るものであります。

説明欄5の改善事業「私立高等学校授業料減免補助金」2,540万2,000円につきましては、私立高等学校が生活保護世帯等に対して行う授業料の減免措置に対して支援を行うことにより、授業料負担の軽減を図るものでございます。新たに、市町村民税所得割額5万1,300円未満の世帯、例としては夫婦いずれかのみ所得で、夫婦、高校生、中学生の4人家族の標準世帯の場合であります。およそ年収350万円程度未満についても、その対象となるよう拡充・改善したものであります。

説明の欄10の私立専修学校教育充実支援事業3,711万8,000円につきましては、私立専修学校高等課程の特色ある教育を支援するため、経常的経費を補助するとともに、国家資格取得に要する教育用備品等の購入に対して支援を行うものなどです。

次の説明欄11の(1)就学支援金17億3,278万円につきましては、世帯の所得要件を満たす私立高等学校等の生徒に対して、公立高等学校授業料相当額または世帯の所得によっては、これを2.5倍まで増額して補助することにより、教育

費負担を軽減するものであります。

次の(2)の奨学のための給付金2億143万8,000円につきましては、私立高等学校等の生徒のいる世帯のうち、生活保護受給世帯等を対象に、授業料以外の教育に係る経費の負担軽減を図るため、給付するものであります。

最後に、恐れ入りますが、お手元の常任委員会資料にお戻りいただきまして、23ページをお開きください。

新規事業「伊東マンショ肖像画展開催事業」について御説明いたします。

16世紀の天正遣欧少年使節の正使、代表である伊東マンショにつきましては、郷土の偉人として、これまでさまざまな形で顕彰を行ってきたところであります。

こうした中、平成26年3月に、イタリア・ミラノで、伊東マンショを写實的に描いた肖像画が発見されたことから、多くの県民に絵画をごらんいただき、マンショの偉業に触れていただくため、所有者であるトリブルツィオ財団を初め、在日イタリア大使館などの御協力を得て、展覧会を開催するものであります。

事業の概要につきましては、予算額は1,312万円で、みやざき芸術文化振興基金を財源としており、28年度の単年度事業であります。

事業の内容といたしましては、いずれも予定でございますが、展覧会の会期、会場等につきましては記載のとおりであり、さらに展覧会の開催に合わせて、講演会を開催することにしております。

本展覧会は、本県のほか、東京国立博物館及び長崎県でも開催されることになっておりまして、さらに東京での開催に合わせて、所有者であるトリブルツィオ財団理事長御夫妻が、本県にお越しになる予定であります。

本展覧会の開催により、伊東マンショを初めとする郷土先覚者に対する県民の関心が高まり、郷土学習や郷土先覚者顕彰への取り組みが進むことが期待されるところであります。

文化文教課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、53ページをお開きください。

人権同和対策課の平成28年度の一般会計当初予算額は、総額で1億3,962万7,000円でありまして、平成27年度当初予算と比較して498万7,000円の増、率にしまして約3.7%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

55ページをお開きください。

(事項)の3番目になります、人権同和問題啓発活動費2,592万9,000円であります。これは、県民のさまざまな人権問題に対する正しい理解と、認識を深めるための啓発活動に要する経費であります。

1の、一人ひとりが尊重されるみやざきづくり人権啓発推進事業につきましては、県民一人ひとりが、さまざまな人権問題を自分にかかわることとして関心を持ち、解決へ向けて取り組むための啓発事業を展開するもので、事業の内容としては、人権啓発強調月間や人権週間における集中的な啓発、人権尊重の大切さについて、理性と感性の双方に訴えるイベントの開催、人権に関する作品の募集、テレビ・ラジオにおけるCMの放送など、さまざまな手法による啓発活動に取り組むこととしております。

次に、その下の(事項)宮崎県人権教育・啓

発推進方針推進事業費2,140万円でございます。
これは、本県の人権教育・啓発の基本方針であります、宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づく施策の推進に要する経費であります。

1の宮崎県人権啓発センター事業につきましては、人権同和対策課内に設置しております、宮崎県人権啓発センターを拠点として、視聴覚教材の整備・貸し出しや、より効果的な研修手法に関する調査研究、人権問題に関する相談事業、人権ホームページ作成による情報提供、各企業や団体が、人権啓発に主体的に取り組むためのリーダーを養成する研修や、人権啓発情報誌「じんけんの風」の発行等の事業を実施するものであります。

このうち、(3)の改善事業「人権啓発研修実践支援強化事業」につきましては、現在、実施しております人権担当者養成講座が3日間ということで、期間が長くて参加が難しい企業もあるというお話もありましたことから、期間を短縮しまして、半日間のエッセンスにまとめたような形で、速習講座というようなものを新設することによって、受講者をふやしていこうと、企業のそういうリーダー養成を進めていこうという取り組みを行うものでございます。

そのほか、次のページ、3の地域人権啓発活動活性化事業につきましては、市町村において講演会等の啓発活動や地域の小中学校において、人権の花運動を実施するものであります。

人権同和対策課の説明は以上であります。

○青出木情報政策課長 情報政策課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の57ページをお開きください。

情報政策課の平成28年度一般会計当初予算額は13億4,374万7,000円をお願いしております。

これは、平成27年度当初予算と比較いたしまして3億332万円、率にして約29%の増となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

59ページをお開きください。

上から2番目の(事項)行政情報化推進費の1,100万3,000円でございますが、これは、インターネットで提供される行財政情報サービス利用等のための経費でございます。

次に、(事項)行政情報処理基盤整備費の8,530万4,000円でございます。これは、各所属で使用しておりますパソコンについて一括導入を行っているところでございますが、そのうち、当課において負担している分の経費でございます。

次に、一番下の(事項)行政情報システム整備運営費の4億7,109万3,000円でございますが、県庁LANや全国の自治体間を結ぶ総合行政ネットワークなどの維持管理等のための経費に加えまして、60ページの一番上でございますけれども、新規事業5の、県庁ネットワーク情報セキュリティ緊急強化対策事業をお願いしているところでございます。この事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

続きまして、(事項)電子県庁プロジェクト事業費の5億2,426万6,000円でございます。

まず、説明欄の1の宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業1億5,162万3,000円は、県と市町村が連携して電子行政を進めるための協議会への負担金でございまして、職員の研修や宮崎情報ハイウェイ21の共同運営のための費用となっております。

次に、3のサーバ管理委託事業8,464万9,000円は、情報システムの安全性等を高めるため、

県のサーバーを民間のデータセンターに置きまして、その管理を委託するための経費でございます。

5の行政情報システム全体最適化推進事業2億1,224万3,000円は、さまざまな情報システムにつきまして、サーバーやシステムの統合等を進め、県庁全体における経費の削減や事務の効率化等を図っていくものでございます。

そして一番下、10の新規事業「マイナンバー制度周知促進事業」70万円でございますが、ことし1月からいよいよマイナンバー制度の利用が開始されましたことから、制度のさらなる周知・広報を図っていくものでございます。

次に、2番目の(事項)地域情報対策費の1億2,741万4,000円でございます。

まず、説明欄1、情報通信基盤整備対策費の2,732万8,000円は、宮崎情報ハイウェイ21に係る光ファイバーの保守や、インターネットへの接続等に要する経費でございます。

次に、2の電気通信格差是正対策費、(1)携帯電話等エリア整備事業1億8万6,000円は、県内の情報通信格差を是正するため、携帯電話等の施設を整備する市町村に対しまして、その費用の一部を助成するものでございます。

続きまして、主な新規事業につきまして説明させていただきます。

常任委員会資料の24ページをお願いいたします。

新規事業「県庁ネットワーク情報セキュリティ緊急強化対策事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、情報セキュリティへの脅威が高まります中、マイナンバー制度が施行されたところでございまして、これを機に、国のほうが全国に示したモデルに基づき、個人情報等を取り扱うシステムとイン

ターネットとの分離を行い、情報セキュリティ対策の強化を図るものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は*2億773万円で、財源は全額一般財源でございます。

事業内容は、①県庁ネットワークを3系統に分離、②個人番号利用事務系のセキュリティ強化、③インターネットとの直接接続を防止というものでございます。

右側の25ページの概要図、簡単な概要図でございますけれども、こちらをごらんいただきますでしょうか。

まず、3系統に分離と申しましたが、その3系統は、破線で囲まれた3つのブロックのことでございます。

一番左のブロックが、税や社会保障の業務、いわゆる個人番号利用事務を行うエリアとなっております。

次に、真ん中のブロックが、国や市町村と本県等を結ぶLGWANといいます総合行政ネットワークに接続されたエリアとなっております。人事給与、財務会計等の県庁の業務を行うエリアでございまして、県庁職員の通常業務は、このエリアで行われております。

そして、一番右のブロックが、インターネットに接続されるエリアとなります。

この3つを機器の追加ですとか機器の設定変更等により分離いたしますとともに、一番左の個人番号利用事務系では、専用端末といたしまして約400台のパソコンを新たに配備いたしまして、情報の持ち出しができないように設定いたしますとともに、ICカード等による認証システムを導入いたします。

また、ウイルス感染等の危険性を低減させるため、個人番号利用事務系のパソコンがインタ

※次ページに訂正発言あり

ーネットに接続できないようにするだけではなく、真ん中のLGWAN接続系のパソコンでも、インターネットには直接接続するのではなくて、インターネット接続系にございます専用のサーバーを経由して、間接的に画面を見るような形とすることでございます。

左側、24ページにお戻りいただきまして、3の事業効果でございますが、先日、2月補正でお願いいたしました、自治体情報セキュリティクラウドとの2段構えによりまして、県庁ネットワークの情報セキュリティ対策が強化され、マイナンバーやその他の大事な情報が、外部に流出するリスクを低減することができるものと考えているところでございます。

情報政策課の説明は以上でございます。

○清山委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○青出木情報政策課長 県庁ネットワーク情報セキュリティ緊急強化対策事業の予算額を読み間違えてしまいました。2億737万円が正確な数字でございます。失礼いたしました。

○来住委員 生活・協働・男女参画課の43ページですけど、交通事故被害者救済対策費は、新しい事業なんのでしょうか。287万8,000円は継続されている事業なんのでしょうか。

○壹岐交通・地域安全対策監 継続事業でございます。

○来住委員 近年の年間相談件数とか、実績をお知らせください。

○壹岐交通・地域安全対策監 平成26年度が207件でございました。本年は、2月末で178件になっております。

○来住委員 相談する場所ですけど、宮崎に1カ所だけなんのでしょうか。

○壹岐交通・地域安全対策監 4号館の1階に、

交通相談所という形で、非常勤が1名勤めております。

○来住委員 意外と知っている人は少ないのかなと思いますので、もっと多くの方々に利用してもらおうようにしたらどうかなと要望しておきたいと思います。

それから、45ページですけど、3つのセンターが、延岡、宮崎、都城にあると思います。センターごとの相談の受け付け件数等の報告をお願いしたいと思います。

○村上生活・協働・男女参画課長 3センターで7,959件です。内訳としましては、6対2対2で——ちょっと具体的な数字を調べます。

○来住委員 今の数字は27年ですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 26年度になります。まだ、27年度は出ておりません。全体が7,959件で、内訳は、宮崎のセンターが4,404件で、都城支所が1,776件、延岡支所が1,779件となっております。

○来住委員 直接、予算などには関係ないんですけど、きのうでしたか、国際女性デーだったと思いますが、国連がまた日本に勧告したですね。夫婦同姓の強要だとか、再婚期間の禁止が、日本の場合は女性が長いんですけど、それらの是正を勧告するのが、きのう、おとといでしたか、国連からの発表がありまして。何回か今まで勧告されているんですけど、これは国のことですから、直接、県に出されたわけじゃないんですけど、そういう国連の勧告に対する何か御所見があれば、お聞きしたいと思いますが、もしありましたら出していただければと思いますけれど。

○村上生活・協働・男女参画課長 日本の場合、ジェンダー指数といいまして、国際的に比較しますと、101という、先進国の中で非常に低いと

常々言われておりました、政治の分野も含めて低いということが言われております。今、みやぎ女性の活躍ということで推進法ができて、それに向けて事業主行動計画を策定するようになりました。

それに基づきまして、国も地方公共団体も、301人以上の企業も、具体的な目標数値を立てまして、女性の管理職登用とか、あるいは採用数とか、そういったものに取り組んでいくことになりましたので、今後、数値的にどんどん高くなっていくのではないかと考えております。勧告を受けた内容につきましては、歴史的な背景とかいろいろなものもございまして、一朝一夕には、なかなか変わっていくことは、難しい分野も含まれているのかなと感じております。

○来住委員 最後に、文化文教課の51ページ。私立高等学校に関することですが、私立高等学校の学校数と生徒数がおわかりになれば、教えていただきたいと思っております。

○神菊文化文教課長 27年5月1日現在で申し上げますと、生徒数が、私立高等学校1万60人、14校でございます。入学者が3,068人でございます。

○来住委員 もし、つかんでいらっしゃれば教えていただきたいんですが、つまり私立学校の振興費の補助だとか、それから幾つかありますよね、例えば授業料免除の補助だとか。

私立高等学校に対する、もろもろの補助の総額を、計算されていなかったらいいんですけど、もしされていれば。

それから、各都道府県が、例えば高校生、学生、生徒数1人当たりに対して、宮崎県の場合、幾らになるか、計算してほしいと思うんですが。つまり、補助額の総額割る生徒数ですね。各都道府県の数字を把握されていないのかなと思う

んですけど、もし把握されていれば教えていただければありがたい。

○神菊文化文教課長 私立学校に対する支援の総額につきましては、少しお時間をいただきたいと思っております。

それから、他県との比較でございますが、そういう他県の額等を調べているわけではございませんが、私の印象でございますが、やはり都市部ほど私立学校に対する支援は手厚いのかなという感じはいたしております。私立学校の数が多いということもあるかと思っておりますけれども、そういうふうを感じているところでございます。

数字につきましては、後ほどお答えさせていただきます。

○来住委員 もう一つ、お願いなんですが、宮崎県の場合の私立高校の生徒に対する、いわゆる補助金割る生徒数、1人当たりが出来ますよね。その例えば10年間だとか、何かそんな推移がわかれば、なおいいんですけど、もし出せば欲しいですけど。

○神菊文化文教課長 少し時間がかかるかと思っております。

ただ、全体の傾向といたしましては、いろいろな支援制度が拡充してきております。それから、生徒数が減ってきております。そのあたりを考えますと、1人当たりの支援は伸びてきているものと思っております。

○満行委員 45ページ、5の、消費生活相談窓口充実・強化事業。先ほど説明で、ちょっと聞き漏らしたと思うんですけど、これは、相談員を養成するという事業だったようにもお聞きしたんですけども、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

○村上生活・協働・男女参画課長 消費生活相

談窓口充実・強化事業につきましてお答えいたします。

これは、平成26年6月に消費者安全法が改正されまして、市町村が相談窓口を共同化で設置することができるようになりましたことを受けまして、今、市町村さんのほうで、共同化に向けて話し合いを進められているところなんです。都道府県はその調整を行うことができるようになっておりますので、意見交換会やそういった取り組みに向けて県が連絡調整を行うことと、共同化したセンターが設置されましたら、専門の相談員が必要になってまいりますので、その方たちを事前に募集しまして、市町村から推薦いただいた方たちを、養成講座ということで、今年度と来年度にかけて養成していくという事業を計画しております。

○満行委員 養成された方は、先ほど言った合格者と一致するのでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 まだ、資格を持っている方が一般にはいらっしゃらないので、まず応募していただきまして、研修を受けてから国家資格を受けていただくという手順になります。

○満行委員 今、有資格者が何人いらっしゃるのか。そして、今後、その市町村の共同化に伴って、何名ぐらいを養成しようと考えていらっしゃるのか。

○村上生活・協働・男女参画課長 県の消費生活相談員は、今、12名おりますけれども、まだ法律に基づいた国家資格ではありませんが、そのまま国家資格とみなされる方が11名おられます。

市町村のほうも12名おられますけれども、みなしの資格を持っている方が4名しかいらっしゃいません。ただ、国家資格がなくても、1

年以上業務につかれていた方は、都道府県知事もしくは市町村長が同等の技術を有していると認めれば、そのまま消費生活相談員として継続できますので、今、既に相談を受けていらっしゃる方は、そのまま相談員として継続していただくことになろうかと思えます。

養成しますのは、市町村で共同化等で新たに雇って配置する消費生活相談員ということで、今年度は6名を養成しております。来年度も6名を予定しております。

○満行委員 文化文教課の49ページで、宗教法人調査費19万6,000円。休眠法人とか違法な売買とか、よくマスコミ等でさわがれているんですけども、本県の法人数はどのぐらいあるのか教えてください。

○神菊文化文教課長 現在の県の所管の宗教法人数は、1,224法人でございます。

○満行委員 この調査費でかかる部分は、県の法人1,224法人を対象にする調査費ということですか。

○神菊文化文教課長 今回の予算につきましては、この所管法人に対する指導管理業務ということでございまして、宗教法人から規則や認証を求めてこられるとか、そのための調査をした上で認証をするといった経費。

また、不活動の宗教法人がございまして、それに対する指導や、その宗教法人を総括するような全国組織の団体等に対する依頼とか、そういったものに要する経費でございます。

○満行委員 1,224件を相手にして、19万6,000円という数字では、どのぐらい指導管理とか調査ができるのかなと思うんですけど。

1,224件を何年かに一遍とかで全て調査をするとかはあるのでしょうか。

○神菊文化文教課長 宗教法人については、不

活動宗教法人が幾つかございますので、そういう活動が見られない、例えば施設がないとか、信者がいないとか、代表者が不在であるといったようなところについて、数年に1回、宗教法人の整理といった観点で指導等を行っているところであります。

○満行委員 法人だから、毎年、報告書を出さないといけないだろうと思うんですけども、出さないところが休眠法人と言われるわけですか。

○神菊文化文教課長 はい、そうでございます。出すように法律で義務づけられておりますが、代表者や信者がいないという状況になりますと、そういったことも怠りがちになっている状況であります。

○満行委員 この予算、この事業で、しっかり国が都道府県に求めている指導とか管理とかできているということによろしいんでしょうか、ちょっと心配なんですけれど。

○神菊文化文教課長 宗教法人については、文化庁の所管になるんですけども、やはり信教の自由を尊重するということが大前提でございまして、私どもの権限も非常に狭くなっておりまして、十分なものとまでは言えないかもしれませんが、できる範囲で整理等も含めて行っているところでございます。

○満行委員 51ページ。私立高校も幾つか出ているんですが、とりあえず1つ、5のマル改、私立高等学校授業料減免補助金、世帯収入350万円以下が対象ということだったんですけど、これは公立学校と私立学校は一緒なんですか。

○神菊文化文教課長 この制度につきましては、私立学校に対して行っているものでありまして、公立とは別でございます。

今回の補助金につきましては、これまで生活

保護世帯等のみ授業料の減免を行うと。実際には、学校の減免する額の3分の2を県が支援するという形をとっておりました。

今回は、その中でも、先ほど申し上げました年収350万円程度未満の世帯に対して、自己負担分の2分の1を県と学校で負担をしようとするから、世帯の負担、実際の負担額が2分の1になるということになります。

なお、実負担額というのは、授業料月額から就学支援金を除いた額でございます。

○満行委員 はい、わかりました。

○丸山委員 ちょっと教えていただきたいのが、消費センターのことで、具体的な事例として、電力自由化が4月から始まるとか、またマイナンバーで新しい制度が始まったから、いろいろ新聞報道等では、かなり相談件数もふえてきて、事案が発生しているんじゃないかとの報道が多いんですが。宮崎でも、それぞれの消費者センター等にかなりそういった相談があると認識してよろしいでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 マイナンバーにつきましては、昨年の5月から、毎月1件ないし2件ということで、問い合わせも含めまして、結構相談が来てございますが、マイナンバーコールセンターというのが設けられておりますので、そういったところに誘導しているということで。最近では、源泉徴収のためとか、いろいろ職場からとかアルバイト先から、マイナンバーを教えてくれと言われるけれども、教えて大丈夫なのかという問い合わせがふえていると聞いております。

電力自由化につきましては、消費生活センターに確認したんですけども、今のところ、宮崎県の場合は相談は来ていないということで、国民生活センターがホームページを通しまして、

いろいろ注意喚起を行っておりまして、それを見ますと、10月から12月は52件だったのが、1月、2月で98件と、全国的には、ぐんとふえている状況はあるようですが、宮崎県は、まだ相談は受けておりません。

○丸山委員 今回の事業の中で、45ページの5の強化事業と、その4つぐらい下の(事項)消費者行政活性化基金事業費で、やはり同じく強化事業、強化などって書いてあるんですけど、何がどう違うのかっていうのを少し説明をしていただくとありがたいのかなと思っております。

○村上生活・協働・男女参画課長 (事項)消費者行政活性化基金事業費の活性化事業といいますのは、平成21年度に消費者庁が設立されたのに合わせて設けられました、国の交付金を活用して基金として積み立てまして、地方の消費者行政の相談窓口を強化していくという国の方針に従って、交付金を使って相談員を配置したり、あるいは、いろんな弁護士さんの専門相談を設けたりしてきた事業です。

5の、消費生活相談窓口充実・強化事業といいますのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、平成26年6月に、消費者安全法が改正されて、なかなか市町村の相談窓口で専門の相談員を置くことが普及していなかったものから、法が改正されて、共同化で市町村がセンターを設置することができるようになりましたので、それを県が調整しまして、共同化をするに当たってのいろいろな話し合いとか、あるいは専門の相談員の養成とか、そういったものを支援するのが、消費生活相談窓口充実・強化事業ということになります。

○丸山委員 また別に、交通事故相談所は、件数的には思った以上に少ないのかなと思っております。何かいろんなトラブルもあるんじや

ないのかなと思っております。

できれば、警察が事故処理とかされたときに、もし何かあったときには、こういう窓口がありますよというお知らせとか、そういったことをもう少し細やかにしたほうが。いろんな相談をしたい人が潜在的にもっといるんじゃないかなと思っておりますので、この数が伸びるのもいけないのかもしれませんが、知らない人が逆に多いんじゃないのかなと思っております。その辺の周知徹底を含めて、どう考えているのか教えていただきたいと思っております。

○壹岐交通・地域安全対策監 委員のおっしゃるとおり、暦年で見ますと、実は、平成25年については172件、平成24年で187年、平成23年で180件と、200件を切った状況が続いております。県といたしましても、そういう広報という観点を含めて——免許センターに事故証明の発給センターがございます。あそこに封筒を入れて広報をしたら、26年度は200件台に回復したという状況等がございます。

おっしゃるとおり、被害者の支援とか福祉の充実ということでは、広報は重要だと思いますので、また、警察サイドで現場にしっかり言ってもらう方法が一番ありますので、県警と連携した形で、広報をしっかりやっていきたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ現場サイドと連携をとっていただけたらと。

また、もう一つ、保険会社も結構、絡んでくるんじゃないかと思っております。あと病院とか、そういうところとも連携して、こういうときに相談できるようにしていないと、やはり悩んでいる方も多いのではないかなと思っております。その辺の連携はされているのかお伺いしたいと思います。

○壹岐交通・地域安全対策監 おっしゃるとおりでございます。なお、最近の保険情勢というのは、個々の損害保険会社が固有の相談窓口を持ったり、法テラスとか、そういう被害者支援の充実というのも入ってございますが、県の場合は、やはり重複してそういうところに聞いたら念のために複数聞くということで、多様性のある被害者支援という形で、その役割をしっかりとやっているところでございます。

○丸山委員 ぜひ多くの県民の方々に、気軽に相談できるような体制、広報もお願いしておきます。

引き続き、51ページのマル新の3の、文化振興ビジョン改訂事業について。先ほど2020年の国民文化祭並びに東京オリンピックに向けてのビジョンを変えていこうということなんですが、この文化振興ビジョンというのが、あんまり基礎的なことがよくわかっていないので、ちょっと申しわけないんですけど、今回、特に大きなイベント、文化祭、東京オリンピックというのが具体的に出ましたけれど、どのような目標に向けてやろうとか、もう少し詳しく説明していただけるとありがたいのかなと思っております。

○神菊文化文教課長 みやざき文化振興ビジョンは、23年3月に策定いたしました。その中では、県の役割でありますとか、市町村の役割、個人の役割、団体の役割という形で、どういう形をとりながら、文化振興を実践していくかということ、ビジョンとして定めたものでございまして、具体的には目標値を定めております。

これが、県民意識調査でやった場合の、日ごろから文化に親しむ県民の割合ということで、平成23年3月に、10年後には46.7%にしようという目標を立てていたところであります。

しかしながら、26年には47.3%と既に超過してしましまして、その後の県の総合計画等によって幾度か見直しをいたしまして、現在の重点指標としては、日ごろから文化に親しむ県民の割合というのを65%を目標に、現在行っているところでございます。

これを定めた平成23年から比べますと、現在、例えば平成27年5月に閣議決定されました文化芸術の振興に関する基本的な方針、第4次基本方針でありますとか、オリンピック・パラリンピック東京大会における文化プログラムの実施の考え方、それから、記紀編さん1300年記念事業でありますとか、地方創生事業といういろんなその文化を取り巻く環境が、随分変わってきていると。

それに合わせて、本県では、32年度の国民文化祭の開催誘致を行っておりますし、文化プログラムについても、十分対応していきたいと思っておりますので、そのあたりを十分盛り込んだ形の文化振興ビジョンを定めたいということでございます。

○丸山委員 ぜひ国民文化祭及び東京オリンピック、午前中にもいろいろ議論をしたところですが、総合交通課で韓国との交流を含めて、文化も含めていろんなことをやっていきたいという話があったものですから、それとしっかりリンクをしながら、ただ単に文化だけじゃなく、いろんな形の、文化は本当に幅広く未知数の力を持っている可能性もあるんじゃないか。

特に宮崎とかで、やはり神楽を初め、世界無形文化遺産を登録するとか、いろんなことを取り組もうとしておりますので、文化に対してうまく生かしていけば、宮崎の場合、先ほど言いました記紀編さんでも、宮崎しかない文化をうまく生かすことによって、インバウンドなり、

県外、海外からの観光客も含めてくると。

しかしまずは日本人、県外の人よりも、県内の人たちが知っているかといえば知らなかったり、体験していなかったりというのがあると、やはり県外の人たちに本当にPRできなかつたりしますので、今、文化に親しんだことは、パーセントはふえたといっても、これは本当にふえたのかというと、本当なのかなというのが——65%、結構、認知度は上がっていますというけれど、本当なのかなと感じますので、この指数のやり方、考え方も、もう少しきめ細やかといいますか、本当に実態に合うような形なのか、ちょっと年に1回ぐらい、何か音楽とか聞いたことがあるぐらいではなくて、本当に宮崎の文化をしっかりと理解できるような人材づくりまで含めたビジョンに。これ、教育委員会やいろんなところと、文化団体と連携しないとできないかもしれませんけれど、そういった具体的な、ただ単に目標が、国民文化祭があるとか、東京オリンピックがあるだけではなくて、その後も引き続きつながっていくようなビジョンにしていきたいと思っています。いかがでしょうか。

○神菊文化文教課長 おっしゃるとおりだと思います。

今回のビジョンにおきましては、多文化の発信でありますとか、そういう視点は十分考えてまいりたいと思っていますし、調査に際しましても、今、おっしゃられたようなポイントも十分検討させていただいて、調査をさせていただきたいと思っています。

○丸山委員 60ページのマイナンバー制度周知促進事業。私自身も、マイナンバーは正式に手続をしていなくて、しなくちゃいけないとは思っているものですから——宮崎県として、どのよ

うな周知促進事業を考えているのか。現実的に、平成28年度は何%まで県民の人たちに手続きをしてもらうのかとか、いろんな目標設定値があるのかを含めてお伺いしたいと思っています。

○青出木情報政策課長 マイナンバー制度の周知につきましては、27年度はゼロ予算の事業の中で、例えば出前講座ということで、約60カ所出かけてまいりまして、3,300人以上の方々に直接PRする機会がありました。

また、国が作成したポスターですとかチラシ等を活用した広報は行ったところがございますけれども、なかなかまだまだ県民の方々に周知するまでに至っていないということで、今回、この予算をお願いいたしまして、特に広報になれた民間事業者の方を活用いたしまして、効果的な広報等を行っていきたいと考えているところでございます。

特に、1月から、民間事業者の方々が、従業員の方々のマイナンバーの管理をしなければいけないとか、そういうところもございますので、そういう安全管理措置に関する周知とか、そういう分をさらに徹底していくことが重要ではないかと、考えているところでございます。

実際に、どれぐらいのマイナンバーカードの申請を推進していくかということなんですけれども、私ども、具体的な数値は今、持っているわけではございませんけれども、今現在、申請受け付け状況が、人口に対する申請枚数というところでは、宮崎県は全国で7位ということでございます。割といい数字にはなってきているという認識はしております。

今後、さまざまな国の情報等を県民の方々に的確に伝えることによって、この推進を図っていきたいと考えております。

○丸山委員 私も含めてなんですが、マイナン

バーの申請は、本来は、「鉄は熱いうちに打て」じゃないといけないと思っていますので。恐らくマイナンバーが届いた文書自体も、1年後にはどこにいったのかなという人がふえてしまうと思っています。スタートダッシュが非常に重要だと思っています。これは県がどうのこうの言っても、なかなか難しい。広報の充実をしっかりとしないと、恐らく1年後には書類がどこにいったのかなという人が半分以上出てきてしまう可能性もあるんじゃないのかなと。

国は、大切に保管してくださいねと、報告はしたけれども、どうしても、言葉自体も、何かだんだん忘れられる可能性があるものですから。今後の活用が今度はできるんですよ、自分のメリットになるんですということをしっかりアピールしていただいて。安全管理という、事業所にとっては、そういう番号がないと管理できないというのがありますので、そういうことも含めて周知徹底をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○青出木情報政策課長 市町村の方々とも一緒に連携して、努めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 あと最後に、地域情報化対策費で。ハイウェイ21光ファイバが県内には引かれているんですが、これも、これまでいろいろ議論をしている中で、高速道路はつくったけれども、本当にものが走っているのかをいろいろ議論してきたんですけれども、平成28年度を含めてこれまでで、本当に利活用されているものだろうか。

でも、本当、民間がもっと使わないと、これはだめだよって話もしていたんですが、ほとんどケーブルテレビに一部使われているぐらいで、10年ぐらい前になると思うんですけれども、

投資した割には、あんまり利活用が図られていない気がしています。

逆に言うと、整備しているからこそ、逆に利用もできる可能性がまだあると思っていますので、その辺のことを管理費、委託管理だけじゃなくて、利活用も含めて、平成28年度はどのように進めていかれるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○青出木情報政策課長 ハイウェイ21の利用でございませう。

もともとインターネットの利用が始まった段階で、なかなか地方においては、民間ベースでのインターネットの導入は難しいだろう、公的に対応する必要があるということで、宮崎情報ハイウェイ21を導入したところでございませう。

その後、インターネットの加速的な普及に伴いまして、県内でも、民間利用がどんどんふえてまいりました。その結果、現在、この宮崎情報ハイウェイ21につきましては、行政の利用が中心になっているところでございませう。

行政のほうの利用につきましては、先日、2月補正の際に、市町村と県が一緒になって、セキュリティクラウドというものを導入することでお諮りしたところでございませうけれども、このようなセキュリティクラウド等を行う場合には、この自前のハイウェイがあった関係で、他県に比べると、経費も安く導入することが可能になっているところでございませう。

今後、先ほどお話しございましたケーブルテレビですとか、そういうところにも御利用いただいておりますけれども、さまざまのところ、まだ利用可能な部分がございますので、私どもの中でも、どういう形で使っていくのがいいのか、検討を進めてまいりたいと考えているところでございませう。

○丸山委員 ぜひ有効的に活用できるようお願いしたいと思います。

○神菊文化文教課長 先ほど、来住議員から御質問のありました件についてお答えいたします。

県の予算額を生徒数で割ったものということで、補助率等の問題がありますので、単純に割ったものと御理解いただきたいと思います。平成25年度が、1人当たり約51万6,000円でございます。26年度が約55万円、それから27年度が約59万円。4万円ずつぐらい上がっているという状況でございます。

それから、もう一点、満行委員の御質問に対して補足させていただきたいと思います。

予算が少ないというお話でございましたが、宗教法人に関しては、先ほど申し上げたとおり、包括的な監督権は県ではないという状態の中で、実際にやっております業務については、役員名簿や財産目録等の提出を受けて確認をする、認証をするということ。

それから、不活動法人ということで、今現在、県内に、27年5月現在、23法人ございます。不活動法人の定義といたしましては、代表役員が1年以上いない、境内建物が2年以上ない、信者がいないといったものが23法人、そういったものの指導を行うための経費で、この程度の経費で十分やれているということでございます。

○清山委員長 ほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上で3班の審査を終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○野口総合交通課長 総合交通課でございます。

常任委員会資料の29ページをお願いいたします。

今回、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略を改定いたしましたので、御報告申し上げます。

この戦略につきましては、昨年12月の常任委員会におきまして、素案の説明をさせていただいたところでございますので、今回は、主に、その後の経過につきまして説明をさせていただきます。

29ページの3の策定スケジュールをごらんください。

昨年の12月16日から本年1月18日にかけて、パブリックコメントを実施しております。

また、12月25日には物流関係企業等からの意見聴取を、1月18日には市町村や交通関係企業からの意見聴取を行っております。

その上で、2月1日に、庁内の関係課長で構成をします宮崎県交通・物流対策推進本部の幹事会において審議をし、2月16日に、知事をトップとする同本部会議にて審議の上、決定をしたところでございます。

それでは、関係企業等からの主な意見等について御報告を申し上げます。

まず、パブリックコメントについてでございますが、バスについて、利用者の出勤・帰宅時間に合わせた時刻設定にしてほしいですとか、航空については、関東方面へのLCC路線が欲しいですとか、高速道路については、インターチェンジが少ない等の意見がございました。

別冊資料26ページをごらんいただきたいと思います。

これらの意見に関しましては、それぞれ戦略に記載をしておりますけれども、例えば、今、申し上げましたバスの時刻につきましては、この26ページの一番上にございます、①バス路線ネットワークの再構築の項目におきまして、国、県、市町村、交通事業者等関係者が一体となっ

て、ルートやダイヤの見直しを検討することとしておりまして、そのため、毎年度、アンケート調査を実施するなどしていることから、引き続き、関係者と連携をして、利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

また、物流に関する意見交換会においては、トラックドライバーなどの確保に取り組んでほしいとの御意見がございました。

これにつきましては、この別冊資料の41ページをお開きいただきたいと思います。

①トラックドライバー等の確保の項目におきまして、国の施策等と連携して取り組みを推進するとともに、次の42ページでございますが、②荷主と物流事業者のパートナーシップの強化に記載のとおり、荷主と運送事業者との意見交換会を引き続き実施するなどし、荷主と物流事業者との連携が図られるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、市町村、交通関係企業からの意見聴取では、鉄道における交通系ICカードの利用エリアの拡大などに関する意見がございました。

これにつきましては、今の資料の35ページをお願いしたいと存じます。

35ページの下から2つ目の③でございます。交通系ICカードの普及及び利用可能エリアの拡大の項目の3行目に記載しておりますように、利用可能エリアの拡大に向けた取り組みを沿線自治体と推進してまいりたいと考えております。

今申し上げました件につきましては、御意見等を踏まえ、既に素案について記載をしている項目でございましたので、今後とも連携をとって進めてまいりたいという説明で御理解をいただいたところでございます。

さらに先般、12月の常任委員会、また、物流に関する意見交換会においても意見をいただき

ましたけれども、木材の輸出に関しまして、県土整備部との連携が必要だという御指摘をいただきました。

このことについては、41ページをごらんいただきたいと思います。

(2)の①増加貨物や船舶の大型化等に対応した港湾の整備の項目におきまして、近年の中国、韓国、台湾等の木材需要の伸び等によるさらなる増加貨物等に対応するため、必要な港湾施設の整備について引き続き取り組むこと、また、細島港について、大型化する貨物船への対応や、企業立地のための新たな用地の確保などを盛り込んだ港湾計画の改定作業を進めることを追加して記載をいたしまして、港湾整備や港湾計画を所管する県土整備部と、さらには物流や企業立地などを所管する関係部局とが、連携して取り組んでまいりたいということを確認したところでございます。

最後になりますけれども、資料の51ページをごらんいただきたいと思います。

この戦略につきましては、宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を踏まえたものでございますことから、この戦略の期間を総合戦略と同じ平成31年度までといたしております。総合戦略におきます交通・物流に関する数値目標を抽出いたしまして、この戦略の数値目標としたところでございまして、ここに記載をしております。

委員会資料にお戻りをいただきまして、29ページをごらんいただきたいと思います。

5の、今後の推進体制についてでございます。

知事を本部長とします、宮崎県交通・物流対策推進本部を中心に、庁内関係部局と連携しますとともに、民間事業者や関係機関等との情報共有などを密にし、今回、改定をいたしました

本戦略を着実に推進してまいりたいと考えております。

宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の改定につきましては以上でございます。

○清山委員長 2時間になりますけれども、あと少しなので進めていきます。トイレとか行かれたい職員の方がいたら、自由に行ってください。

執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

ちょっと1点いいですか、済みません。

今、宮崎市内でバス専用レーンの規制を1時間で始めていて、伺ったところ、都市計画課が警察本部とかと市、県、警察、宮交、事業者と話し合っていて決めているらしいんですけども、宮崎都市圏交通戦略かな。

ああいう取り組みは、この交通・物流ネットワーク戦略の中には入らないものなんですかね。地域交通ではあるんですけども。

○野口総合交通課長 直接的には、県土整備部を中心に対応しておりますけれども、この戦略の中では、特にそのところをうたい込んではございません。バスの事業者という観点から、必要なレーンにつきましては、具体的に協議等を行った経緯はございませんけれども、路線バス等に関しましては、いろんな機会に意見交換をしたいと思います。しております。

○清山委員長 わかりました。都市計画課と総合交通課でそこは違うんですね。何か不思議な感じもするんですけども、わかりました。

ほかなければ、よろしいですか。

では、各課ごとの説明及び質疑が終了しましたので、これから総括質疑を行います。総合政策部全般についての質疑はございませんか。

○丸山委員 この前、国勢調査のデータが出て、

人口ビジョンが約3,000名近く誤差があるというのが出まして、本当に人口ビジョンは、どうなっていくのかなと非常に心配しております。

かつ、今回の当初予算でも、いろんな、先ほど説明していただきました、みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクトとかやってもらっているんですが、これは本当にうまく機能しなければ、若者の県外流出をとめたいていというものがあると思うんですが、数が3,000名ずれていきますので、今後、どんどん幅が広がっていく可能性もあるし、今回のこの施策を打つことによって、少しでも縮めて、県が予想している人口ビジョンになるんじゃないかと理解できるのか。

雇用になると、商工がやっていますよとか、どうなっていますよとかかなんとかで。28年度でどれぐらいを人口ビジョンとして考えているのか、具体的な数字がないかもしれませんけれども、そういうことを少し伺いできればなと思っています。ところなんですけれども。

○井手総合政策課長 委員がおっしゃるとおり、想定よりも国勢調査の人口が下回ったということで、非常に危機感を持っております。それは、今回、出た数字でございますが、この28年度事業を構築するに当たって、我々が考えてきたことは、今、この委員会でも申し上げたように、やはり若者の定着促進をいかに図るかということだろうと。

いかに合計特殊出生率が高くても、産める世代の人たちが減っていれば、実質としては減っていくと議論されてきておりますので、そこは十分踏まえております。

県が今、用いておりますいろんな施策の中で、先ほどもちょっとお話がありましたように、人材の育成と企業振興、産業振興というのは、これは2つのプラットフォームとして非常に重要

だろうと考えております。

いずれも本県の製造分野の産業として、これまでも取り組んできましたけれども、今回、フードの事業で掲げていますように、フードビジネス、そして医療、エネルギー、国際分野と環境分野ということで、木材、バイオマス等、この辺が主眼となるだろうと考えています。

これにつきまして、それぞれ、例えばメディカルバレー構想でありましたり、フードビジネス推進構想でありましたり、グローバル戦略でありましたり、新エネルギービジョンでありましたり、それぞれのビジョンがございます。

これの改定等も含めまして、商工の分野では産業振興戦略をことし立て、グローバル戦略を立てております。

私どものほうの総合政策部としては、全体を包括する形で、総合計画と総合戦略を束ねてまいりました。

いずれの部のそういう計画、ほかにも農業、森林、それぞれ10年計画も改定されていくということになっていきますので、そことの連絡を密にしながら取り組んできたところでありまして、一つ一つの施策に、それぞれ地方創生の事業を組み込むことができたのではないかと考えています。

中でも、先ほど最初に申し上げました、プラットフォームという形で、伸びる企業なり、伸びる人材なりをいかに産学金官、そろって支援をして、実際に伸ばしていくのか。

それぞれのK P Iという形で数値目標を設定しておりますので、そことの整合性をきちんと見ながら、成果を把握しながら、施策、事業の修正を今後、かけていこうと考えております。

○丸山委員 それぞれの部ごとに、いろいろなことが危惧されて、ことし、本当にスタートダッ

シュの時期であると思っております。しかしながら、きのう総務部に聞いてみますと、この地方創生の交付金等のほうは、まだ、当初予算の分なんかも、はっきり幾ら国から交付の決定があるかわからないと言われていたものですから、本当にこのうちのどれだけ、いろんな事業ができて上がるのか。

各部がそれぞれ、やりたいと思っているのが駄目になるという可能性もあったり、逆に多くついてよかったなというのがあるかもしれませんけれども、やはり予算が伴わないとできない。

けれど、宮崎としてはどうしてもやりたいということであれば、財政課のほうに言って、もう絶対にやるんだという気持ちとして、事業は進んでいくんだよと。さらに、県単でもつけ加えてもやるんだよという意識がない限りは進んでいかないと。

できるだけ国庫補助をうまく使ったほうが良いと思っておりますけれども、宮崎がトップランナーであるという意識があるのであれば、しっかり予算措置を含めて、知事を初め、県、国会議員を含めて、タッグを組んでいかないといけないと思っております。その辺の地方創生の取り組み、意気込みを含めてお伺いしたいと思っております。

○茂総合政策部長 地方創生の各県の交付金については、もうこれは県を挙げて全庁的に、全力で取り組んでいきたいと思っております。

それと、先ほど人口のお話がありました。これは、私も最初、速報を聞いたときに、やはり国の見通しよりも3,000人ほど低いし、マイナス幅を見てみますと、マイナスがだんだん大きくなってきているんですね、経年的に、5年ごとをずっと見てくると。それを見て、非常に危機感を感じています。

つぶさに全国47都道府県がどういう状況かというのを見まして、やはり北海道、東北、それから九州南部、四国南部、このあたりは、かなり厳しい状況にあるなと思いました。

九州の中では、福岡と沖縄がふえているんですね。私が非常に関心を持っているのは沖縄県でして、沖縄県の場合は、全国で唯一、人口がふえるというビジョンを立てています。

これについては、社会増であり自然増であるという予測等を立ててまして、ただ、県民所得とか、いろんな子供の貧困率というのは、状況としてはよろしくないわけですね。

そういう状況の中で、現に人口がふえてきているということは、どこにそれがあるんだろうと非常に関心を持ってまして。そこでもし、いろんなヒントが得られれば、私たちもこれから生かしていきたいと思えますし、言われるように継続的な取り組みを含め、一生懸命やっていきたいと思っています。

○丸山委員 地方創生の先導役は総合政策部だと思っていますので、これをしっかりやっていただくことを要望させていただきます。

○島田副委員長 総合政策課が、宮崎の活性化のキーワードを持っていると思うんですが、昨日、総務部とのいろんな事業の説明を受けましたが、やはり各部局との横断的な連携をとって、地方創生事業、そして加速化事業、コラボをすれば、まだ先に伸びる事業じゃないのかなというのもあるわけですね。

その中で、これから宮崎県が活性化するために、一番、キーワードは、知事が大型予算がとれたよと報告されましたけれども、その予算を執行する段階、第1四半期ですね。

今、労働人口が減っていく中で、宮崎県の経済を活性化するためには、第1四半期の3カ月

間、事業の中では空白になってしまうんですよ。だから、内示がもらえる許容範囲の中で、もう4月1日から事業執行できないのかなと。

それと、最終年度、第4四半期の中で、事業がいっぱいはまってきて、仕事が終わらないわけですよ。事業の配分を部局でしっかりとやっているわけですから、そのためには、この総合政策課の手腕が、一番キーワードじゃないかなという中で、そういう趣向の仕方はできないのかなと思っているわけですが、いかがですかね。

○井手総合政策課長 地方創生交付金の交付金事業でちょっと例示してお答えをさせていただこうと思っています。

地方創生交付金、補正予算で予算計上させていただきました、加速化交付金は、交付決定がこの年度内と聞いております。

したがって、加速化交付金で措置した事業については、4月、すぐ立ち上げられるように、今、各部に対しても、まだ実際、交付決定が来ていないので、準備段階ではございますけれども、きちんと準備をしておくようにということで指示をしております。

一方、この新年度の予算で案を上げさせていただきます地方創生推進交付金に関しましては、実は、まだスキームそのものも明らかになっておりません。

先ほどから出ていますように、これ、単年度で済むようなものかという御意見がございますが、この推進交付金のほうは、地域再生計画を立てて、国の認定を受けて事業執行という形になりまして、その地域再生計画につきましては、事業によりまして、3年から5年の間の複数年の地域再生計画も可能であると聞いております。

したがいまして、そのスキームが示された段階で、もう一度事業をきちんと見直して、複数年度にわたるものは、複数年度で効果を発生するような事業構築を考えてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、国の事業と県単の事業がございますので、一体的に活用、執行して、できるだけ早い時期に事業が立ち上がるように努力をしてまいりたい、各部調整してまいりたいと考えております。

○島田副委員長 例えば5カ年計画、10カ年計画、総合計画の長期ビジョンは示されているわけじゃないですか。その中で事業計画をつくり上げていくわけですよ。

事業計画ができ上がった段階で国に申請するわけじゃないですか。国がまだ予算化していないというのも、おかしいことじゃないかなと思うんですよ。

事業計画をつくって、その事業計画の中に実行する段階で、もうしっかりベースをつくっているわけですよ。

ところが、今、内示がないということで、まだ予算化もされていないということであれば、事業計画が変化していくわけですよ。だから、その中で内示が出るまでに、大体の希望予算というのを70%で執行できないかなということですよ。

でなければ、365日の中の仕事の割合が変わってくるものですから、収支のバランスが伴っていかない。いわゆる経済が伸びないということになるんですけど、そういうのは、考え方としていかがですかね。

○井手総合政策課長 まず1点目としましては、最初お答えしましたように、補正予算で措置していただいた部分、これについては、4月当初

から事業執行可能となると思っておりますので、それはすかさず事業化を図っていこうと考えております。

もう一点、28年度当初予算案で示している事業に関しましては、できることから事業執行を、可能などころからやっっていこうと考えております。できるだけ早い事業執行に努めてまいりたいと思っております。

○島田副委員長 もう一点。

加速化事業については、次年度で、例えば、3カ年計画で事業執行をする中で、1年目はこれだけ、2年目はこれだけというので、長期ビジョンの中で仕事をさせていきますよね。

その中で、大体、もう3カ年計画でやるんだつたら、もう決まっているわけですから、なるべく早目に内示が出せるように、国との連携をとってもらいたいということが、我々の本音なんですけれど、そこも改善していただければと思います。

○清山委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、その他で何かございませんか。

○満行委員 消費者行政。オレオレ詐欺、特殊詐欺ですけど、代表質問でもしたんですが、相当、被害額も件数も伸びて、減っていないという状況で。消費者安全法ができて、いろいろ組織ができたんですが、食品の安全とか製品製造とかであって、そういう経済的な詐欺は対象にならないということのようなんですよね。質問をする中でわかったんですけど。

ただ、知事を本部長に、消費者行政推進本部という全庁的な組織があるわけですよ。これが消費者安全法による推進本部だから、動いていないというか、実際、全然稼働されていない。

でも、多くの県民の、本当に普通の人が簡単にだまされて、闇の世界にお金が出ていってしまっている現状は、やはりもっともっと行政としては、その防止に努めないといかんのじゃないかと思うんですが。その特殊詐欺に対する県行政としての取り組みを今後どうするか、教えていただきたいと思います。

○村上生活・協働・男女参画課長 特殊詐欺に関しましては、非常に深刻な問題と受けとめておりまして、25年度に、県警とも協定書を取り交わしまして、特殊詐欺に関しては、被害者の方の承諾を得た上で、警察につなぐという仕組みをつくっております。

それと、警察のほう为中心になっておりますけれども、いろいろな金融機関との協定等で、チェックシートや声かけ、自動録音装置、あるいは今、コールセンター、これも全部、消費者行政活性化交付金、あるいは推進交付金を使つての事業ということで、私どもが窓口となって、国のほうとやりとりをさせていただいております。

平成27年度と26年度を比べますと、そういったいろいろな取り組みが多少は功を奏しまして、3億4,679万の被害から、27年は1億6,506万というふうに半分近く減っているのもありますし、水際でとめられた件数が84件というような、いろんなところで功は奏しておりますけれども、委員がおっしゃるとおり、非常に深刻な問題と受けとめます。本会議でも御指摘がありました消費者行政推進本部等も、生命身体にかかわる重大事案ということで位置づけておりますけれども、庁議などでも、警察本部長が、今の特殊詐欺の状況とかを御報告されているということでもありますけれども、この本部会議を利用して情報交換もしていけたらいいなと考えておりま

す。

○満行委員 国も頑張ってください、県も頑張ってくださいしていると、よくわかるんですけど。ただ、推進本部が目的が違うということなのかもしれませんが、1回しか開かないまま今日まで至っている。

ぜひ、今、課長もおっしゃっていただきましたが、そういう全庁を挙げての組織があれば、それをしっかり有効に活用いただいて、全庁的にやはり何ができるかと。

情報政策課とか秘書広報課とかいっぱいおられるし、いろんな部署で対応ができるための知事をトップとした組織だろうと思いますので、今後とも活用いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○清山委員長 ほかがございますか。

それでは、次に、請願審査に移ります。

請願第6号「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願」が出ておりますけれども、これについて執行部からの説明はございませんか。

○神菊文化文教課長 特にございませぬ。

○清山委員長 関連して、委員から質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時24分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。委員の質疑は、全て説明が終了した後に

お願いいたします。

○**舟田会計管理者** 会計管理局の平成28年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料425ページをお願いいたします。

会計管理局の当初予算額は、総額で4億4,467万3,000円をお願いしております。前年度当初予算5億4,513万8,000円と比較いたしますと、金額で1億46万5,000円、率にして約18.4%の減となっております。

主なものにつきまして御説明いたします。

429ページをお願いいたします。

まず、上の段の(目)一般管理費、(事項)職員費2億6,450万4,000円ですが、これは、会計管理局職員38名分の人件費でございます。

次に、(目)会計管理費、(事項)出納事務費7,771万8,000円ですが、これは、その下の説明の欄にありますとおり、出納事務執行及び財務会計システムの運営管理等に要する経費でありまして、前年度当初予算と比べ、約1億2,550万円の減となっております。これは、財務会計システムのサーバーを全庁的な統合サーバーに移行しましたが、その整備が平成27年度で完了したことによるものであります。

次に、下の段の(事項)証紙収入事務費1億245万1,000円ですが、これも、その下の説明の欄にありますとおり、証紙売りさばき人に対して支払う売りさばき手数料が主なものとなっております。

前年度と比べまして、約960万円の増となっておりますが、これは、証紙の印刷を1年置きに行っております関係で、平成28年度が、印刷を行う年となっていることによるものであります。

会計管理局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**清山委員長** 説明が終了しました。

議案について質疑ありませんか。

○**丸山委員** 総務部の説明の中で、組織編成が会計管理局であって、内部のほうで少し担当が変わるんですけども、それに伴って具体的にどうなるかを教えていただきたいと思うんですけども。

○**井上会計課長** 私どものところは、6担当あるんですけども、そのうち一つは国費・資金管理担当というのがあるんですけども、それを組織変えいたしまして、会計指導担当というのをつくるようにしております。財務会計に詳しい職員が、全庁的に減ったということがありまして、出先とか本庁について、どういった指導を会計課として、管理局としてやっていかないといけないのかといったこともございますので、そういったことを積極的に検討していこうという担当をつくろうと考えております。

もう一つは、財務会計システムというのがあるんですけども、今度移管されて、物品関係の調達システム、それとあわせて電算担当をお願いしております。

○**清山委員長** ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** その他で何かございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** では、以上をもって会計管理局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時30分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求め

ます。委員の質疑は説明が全て終了した後をお願いいたします。

○亀田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成28年度当初予算について御説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の507ページをお願いいたします。

人事委員会事務局の当初予算額は1億4,235万4,000円をお願いいたしております、当年度当初予算と比べますと1.8%の減となっております。

それでは、その主な内容について御説明いたします。

511ページをお願いいたします。

まず、上から4段目の(目)委員会費703万円でございますけれども、内訳といたしましては、

(事項)委員報酬635万6,000円が、人事委員3名に対する報酬でありまして、(事項)委員会運営費67万4,000円が、人事委員会の会議の開催等に要する経費でございます。

次に、その下の(目)事務局費1億3,532万4,000円でございますが、その内訳といたしましては、(事項)職員費1億1,244万2,000円が、事務局職員14名の人件費でございます。

次の(事項)事務局運営費529万1,000円は、人事委員会事務局の運営に要する事務的経費でございます。

次の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費1,176万7,000円でございますが、次のページをお願いしたいと思いますけれども、内訳といたしましては、1の県職員採用試験実施費は、試験案内とか試験問題の作成、会場借り上げなどの採用試験の実施等に要する事務的経費でありまして、2の任用制度等に関する調査研究費は、人事行政に関する調査研究等に要する経費

でございます。

次の(事項)警察官採用共同試験実施費251万9,000円は、本県が警視庁ほか3府県と共同で警察官採用試験を実施するための経費でございます。まして、試験案内とか試験問題の作成等に要する事務的経費でございます。

次の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費180万2,000円でございますけれども、その内容といたしましては、1の給与報告及び報告に必要な調査研究費は、民間の給与実態調査を初めといたしまして、いろいろ人事委員会の報告報告、これに要する経費でございます。2の給与その他の勤務条件の調査研究費は、給与などの勤務条件に関する調査や、職員に対する給与支払い状況の監理等に要する事務的経費でございます。

最後に、その下の審査監督費150万3,000円は、不利益処分に関する審査請求等の審査に要する経費、あるいは人事委員会が権限を有する労働基準監督関係業務に要する経費でございます。

当初予算についての説明は以上でございます。

なお、参考資料といたしまして、お手元に来年度の県職員採用のパンフレットをお配りしておりますので、ごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○清山委員長 説明は終了しました。

質疑はございませんか。

○丸山委員 パンフレットを見て、ちょっとびっくりといいますか、11ページの昨年度の競争倍率をみてみまして、1.5倍から15とか、すごい倍率の差があつて、職種によってこれだけ違うんだなと改めて感じまして。1.5倍とか、余りにも少なすぎるなという思いがありまして。今後、採用のあり方も含めて、何かここ辺は——採用

の人数等、変わってくるのかもしれませんが、余りにも倍率的にちょっとどうなのかなという違和感を持ったりしているのが一つと。

あと、ちょっと私も認識不足で、社会人枠というのがありますが、これはいつ、どれぐらいやっていいよというのをどこで協議して、枠とかどういうふうにやっているのか、それも少し教えていただくとありがたいのかなと。その2点をお伺いしたいと思っております。

○藪田総務課長 まず、1点目の御質問でございますけれども、丸山委員の御指摘のとおり、11ページの上のほうの表を見ていただきますと、特に技術系の職種を中心に競争倍率が低い試験区分がございます。

具体的に申し上げますと、まず土木職につきましても、受験者数もそれなりにいるんですけれども、採用数も多いということで、近年、競争倍率が非常に下がってきております。

民間も含めて非常に土木の技術職につきましても競争が厳しい状況で、まず県職員を目指していただけないという方が少ない状況にあります。

また、まず、公務員を志す方が少なくなっているという状況がございますし、その中でも、県職員と市町村の職員の中で競争がある状況がございます。

それから、中ほど、農業土木職、これは、農業土木職は大学卒業程度もそうですけれども、右側の上のほうに、高校卒業程度の一番下の欄に農業土木がございます。これが1.5倍ですけれども、農業土木職につきましても、近年、低い状況がずっと続いておまして、これについては、非常に1つの問題と認識しております。

他県の状況を見てみますと、この土木職と農業土木職につきましても、これを統合して総合土木という試験区分を設けるといってもござ

いますけれども、それには一長一短がありますので、任命権者のほうとも、この技術職の試験区分のあり方については、現在、検討を進めているところでございます。

それから、2点目の御質問ですけれども、社会人の採用試験につきましても、平成24年度から実施しているところでございます。

お手元のパンフレットの一番裏面の平成28年度採用試験日程の表をごらんいただきたいと思っておりますけれども、職員採用試験の字が小さくて申しわけございませんが、大学卒業程度の真ん中の欄の、一般行政の社会人を、平成24年度から実施をしております。その下に、社会人の電気、土木、林業というのがございます。技術職につきましても、平成27年度から社会人の採用試験を実施いたしまして、まず、土木と林業を今年度実施いたしました。そして、新たに来年度から、電気職につきましても採用を行うということにしておりますけれども、28年度の採用数につきましても、ことしの4月にならないとわかりませんが、いずれも、若干名程度ということで、任命権者側としては、やはり即戦力を求めていくということで、これまでの社会人としての経験も県政の中で生かしていきたいという意欲と熱意を持った方で、そういった経験が県政に対して何らかの刺激を与えるような、そういった人物を獲得していきたいという目的で、スタートをしております。

○丸山委員 いずれにしても、県職員の確保でも、できるだけ能力だけじゃなくて、人間力的にも素晴らしい能力のある方を、県のために試験採用とか頑張ってくださいように。

また、任命権者とも、今さっきも言いましたように、ちょっと余りにも倍率が違い過ぎるものですから、今後、検討していただくようお願い

願いたいと思います。

○清山委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもちまして人事委員会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時39分休憩

午後 3 時41分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。質疑は、説明が終了した後にお願いいたします。

○小八重監査事務局長 では、監査事務局の平成28年度一般会計予算について御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の501ページをお開きください。

監査事務局の当初予算額は、表の一番上の段にありますように、2億932万6,000円をお願いいたしております。

それでは、その内容について御説明いたします。

2枚おめくりをいただきまして、505ページをごらんください。

(目) 一般管理費の1,547万7,000円についてであります。これは、その下にございます(事項)外部監査費でございまして、包括外部監査人による監査の実施に要する経費でございます。

次に、ページ中ほどの(目)委員費の3,047万3,000円についてであります。その内訳は、(事

項)委員報酬が、監査委員4名の給与及び報酬並びに職員手当等となっております2,867万7,000円、その下の(事項)運営費が、監査委員の活動に要する経費179万6,000円となっております。

次に、(目)事務局費1億6,337万6,000円でございます。その内訳は、(事項)職員費が事務局職員の人件費で1億5,185万6,000円。また、506ページの(事項)運営費、これが事務局職員の監査活動や事務局の運営に要する経費でございますが、1,152万円でございます。

予算については以上でございます。

続きまして、議案第38号「包括外部監査契約の締結」について御説明いたします。

議案書では203ページでございますが、お手元に配付しております常任委員会資料で説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

この議案は、1の提案理由に記載しておりますとおり、平成28年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

まず、監査契約を締結する流れを御説明いたします。

右側の2ページのイメージ図をごらんください。

この包括外部監査契約は、知事と外部監査人との契約ではありますが、地方自治法の規定によりまして、監査事務局長が知事の契約事務を補助執行いたしております。

契約の手続でございますが、まず、①にありますとおり、知事が監査委員に意見を求め、これを受けまして、②で監査委員が合議により意見を決定した後、③にありますとおり、契約議

案の議会への提出、そして御審議いただくということとなっております。

1 ページにお戻りをいただきまして、その契約の目的でございますが、2 にございますとおり、包括外部監査人による監査の実施及びその結果の報告を求めるものでございます。

金額は、3 にございますように、1,487万4,000円を上限とする額といたしております。

次に、4 の契約の相手方でございます。

自治法では、外部監査人として契約できるものとして、弁護士、公認会計士等とされておりますが、包括外部監査は財務監査であることに鑑みまして、日本公認会計士協会南九州会宮崎県部会から御推薦をいただきました、公認会計士の高妻和寛氏と契約をいたしたいと考えております。

高妻氏は、平成26年度、平成27年度に包括外部監査人を務められております。

契約の期間は、5 にございますとおり、平成28年4月1日から平成29年3月31日でございます。

議案の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○清山委員長 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○丸山委員 この包括外部監査契約についてなんですが、この2 ページの表の①に、意見聴取というのがあるんですが、どのような意見聴取をされたのかということをお伺いしたいのと、この高妻氏は、平成26、27、28と3カ年間とするということでありまして。その実績なり——我々もちょっと勉強不足で、報告はある程度、受けていると聞いているんですけども、この方、公認会計士の団体の推薦だけというだけでは、なかなか本当にこの1,400万、1,500万円近くの委託というのになると——審査するための理由

をもう少し説明していただくのも含めて、お伺いしたいと思っております。

○青山監査第一課長 まず、意見聴取のところですけれども、まず、その包括外部監査人として資格要件が定められておりますので、そういった要件を満たす方なのかどうか。

それと、地方自治に関して、一定の見識とかをお持ちの方と、ある程度理解をされている方ということも書かれておりますので、その辺について、県の監査全体をやっている監査委員として、そういう目から見て、妥当かどうかという意見、支障ないと考えるという意見になっております。

高妻和寛氏は、先ほど事務局長のほうの説明もございましたけれども、2年間、包括外部監査人をやっていただいているということと、それから、その前の段階で、補助員として補助者として携わっておられるということからも、適当と考えております。

○丸山委員 27年はまだにしても、26年に、具体的には、どういった外部監査としての指摘をされて、それが県の行政に活かされたかというのがあれば、お伺いしたいと思っております。

○青山監査第一課長 26年度は教育委員会の財務執行を見るということで、県立学校等を中心に見ておられます。

指摘件数は、直近3年間で見てみますと、26年度については、指摘が27件、意見が10件出されておりますが、こちらのほうは、包括外部監査人が報告書を出されまして、その後、知事が措置を講じたときに、その旨を公表するということになっておりますが、26年度分は、まだ教育委員会のほうで整理中ですので、公表には至っておりません。

25年度につきましては、指摘が20件、意見が25

件出ておりますが、これは県出資団体の財務状況についてということで、こちらは全て措置を講じているということになっております。

それから、24年度は、基金の管理及び運用についてということでやっておられまして、指摘が4件、意見が27件ですが、指摘については、全部済んでおります。意見につきましては非常に幅広くなっておりまして、措置を講じるべきもの、あるいは監査人としての本当に意見的なものもありますので、この意見について、27件のうち4件は、まだ措置を講じたということにはなっておりません。

○**清山委員長** 24年度、25年度も高妻さんですか。

○**青山監査第一課長** 26、27が高妻和寛氏です。

○**丸山委員** 3年間やられて、その前が2年ぐらい補助員という形で続けていらっしゃるものですから、非常に重たい監査をしてもらっていると思ってるんですけども、この方で本当にいいか、具体的な指摘がうまくいって生かされているのかというのが、今後、大きなポイントになってきます。やっていないのとやっている分があるみたいですけども、この方に関して、3年連続、ことしはことしでいいとして、ずっと続けていくのか。もう少し違う目というか、例えば公認会計士じゃなくて弁護士でもいいとか、いろいろあったと思います。

やはり財務監査だけではなくて、我々がもっとイメージするのは、もう少し違う意味の、財務監査を超えるような監査もできるようなシステムじゃないと、何か物足りないなと思っているもんですから。今回は、この高妻氏の審議をしていきますけれども、この人物を含めて、今後、ずっと公認会計士でいくのか。この前、清山委員も質問されたと思うんですが、この公認

会計士をずっと続けていく意向なのか、それとも弁護士等でもいいとかあるものですから、その辺もまた、改めて考え方を伺いたいと思っております。

○**青山監査第一課長** 今、丸山委員もおっしゃいましたように、先般の補正のときにも御質問をいただいたんですけども、まず、制度上は、同じ方が、包括外部監査人を務めるのは3年までとなっておりますので、高妻氏については、今回、お願いしても、28年度までということになります。

それと、先般の補正のときに、事務局長がお答えしましたように、ちょうど準備の都合もありまして、大体秋ぐらいには翌年度のお願いをして、手続を進めるという事務的な段取りをしてきております。ちょうどそのとき、弁護士会と税理士会からもお話をいただきまして、私どもとしましても、公認会計士自体の数が、県内は非常に少ないということもございまして、なおかつ、それぞれ、公認会計士は財務の専門家で、弁護士が法律の専門家ということで、私どもは法律に基づいて仕事をするという観点からも、そういう目を入れる必要があると思っております。また、税理士は税に非常にお詳しいですから、どういう形でこの専門家の方たちに、どう加わっていただくかというのは、今、ちょっと検討をしているところなんですけれども、それぞれの専門性を生かした形にしたいと思っております。

○**坂口委員** せっかくの機会だからですけど、やはり今の選任の仕方は難しいと思うんですよ。他のいろんな委員なりを選任してもらって、その団体からの推薦を無難に受けてきているというのが——そこらとのバランスが一つあるかなと思う。なかなか県の考え方として、この人っ

で指名するというところまでは、限界があるのかなっていうのと。

それと、今度は監査の対象を何にするかということ自体も、こちらから指定はできないんじゃないかなかったですかね。だから、もうお任せコースですよ。包括外部監査制度が始まったのも、平成の十何年かですよ。ずっと今やってきているんですけど、それを今、総括してみても、何らかの学ぶべきものは出てきていると思うんですよ。この制度がずっと、まだいまだに義務づけられているっていうのは。

やはり県としては、今後、こういったお任せしたところから出てきたものをどう生かしていくかという範囲内で、せいっぱい活用していくっていうところしかないんじゃないかなって気はするんですけど。

なかなか相手方を指名するのは、1つ間違えたら、もう県外からやってくれないとか、今度は弁護士会と会計士会との調整がうまくいかなかったときは、ほかのまで影響するとかいうこともあるから。それも全庁的な立場から、ぜひ真剣に検討していただいたほうがいいような気がするんですね。

○青山監査第一課長 今、おっしゃいましたように、平成11年度から始まっておりまして、17年目ということで。もともとは御存じのとおりですけども、地方分権を進める一方で、自治体としてもチェック機能を強化するというところで、包括外部監査人制度が設けられまして。包括外部監査人の責任と判断でテーマをつくって、それでチェックをしていくという制度になっておりますので、県の執行部側として、どういうテーマでとか、そういうことは一切かかわれないんです。

ただ、包括外部監査人として、しっかりした

監査をしていただくための、制度上は、包括外部監査人がマンパワーが必要なときに、監査委員に対して事務局職員の協力を得たいというような申し入れをされれば、代表監査委員のほうは、本来の監査委員業務に支障のない範囲で、法律上の趣旨としては積極的に協力すると。

監査委員と包括外部監査人は、相互の監査がうまくいくように留意するということも定められておりますし、私どもとしましても、包括外部監査人が監査をされる上でのさまざまな調整とかそういったものには法の趣旨も踏まえて積極的にやっておりますし、できるだけ包括外部監査の趣旨が全うできるような形で努めていきたいと思っております。

○坂口委員 事務局職員のそういった補佐というか協力を得るというのと、今度は包括監査人自体が、有償で税理士なりをメンバーに加えるとかいうのが、何かできるような制度だったらいいですよ。

そこらを十分に、お互い連携してうまく意思疎通を図りながら、役に立てるような、将来生かせるような結果を期待するというのが限界かなという気はするんですけどね。

○青山監査第一課長 監査制度も含めまして、今、国の地方制度調査会のほうで、いろいろ議論がされており、監査の強化ということも言われておりますので、そういう中でも。そちらのほうはすぐではないかもしれませんが、方向性は出てくると思いますけれども、私どもとしましては、今の制度の中で、監査の趣旨が全うできるように努力していきたいと思っております。

○清山委員長 ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、その他何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** では、以上をもって監査事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時57分休憩

午後 3 時59分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。委員の質疑は、説明が終了した後をお願いいたします。

○**日隈事務局長** 県議会事務局でございます。議会事務局の平成28年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 1 ページをお開きください。

議会事務局の平成28年度当初予算は、11億4,232万6,000円を計上しております。右の欄の平成27年度 6 月補正後になりますけれども、11月と書いてありますが、肉づけ予算額であります現計予算額11月って書いてある欄ですけれども、この額と比べまして1,053万7,000円、率にして0.9%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

5 ページをお開きください。

まず、上から 4 段目の(款)(項)(目)の(目)の欄ですが、(目)議会費でございます。7億5,435万6,000円を計上しております。

以下、事項ごとに御説明いたします。

まず、その下の(事項)議員報酬でございますが、議員の報酬、期末手当として4億8,492万6,000円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、これは本会議及び議会運営委員会の開催などに

要する経費といたしまして、2,686万9,000円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会の開催、また県内外調査活動などに要する経費として、1,153万9,000円を計上しております。

次に、(事項)議会一般運営費でございますが、これは正副議長の各種大会・協議会等への出席、また議員年金負担金、そして政務活動などに要する経費として、2億2,301万7,000円を計上しております。

このうち説明の欄の 3 として、各種協議会負担金等 2 億1,245万6,000円につきましては、政務活動費 1 億4,040万円余や議員年金の給付に係る地方負担金などを含めて計上しております。

次に、6 ページをお開きください。

一番上の段の(事項)特別委員会運営費でございますが、これは特別委員会の開催、県内外調査活動に要する経費として、800万5,000円を計上しております。

次に、(目)事務局費でございます。3億8,797万円を計上しております。

以下、同じく事項ごとに御説明していきたいと思います。

まず、(事項)職員費でございます。事務局の職員31名分の給与等として、2億5,118万8,000円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議の記録、印刷などに要する経費として、1,221万9,000円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費でございます。常任委員会調査活動の随行などに要する経費として、262万4,000円を計上しております。

次に、(事項)図書室運営費でございます。議員の調査活動に供するための図書購入など、議

会図書室の運営に要する経費として、739万9,000円を計上しております。

次に、7ページをごらんください。

(事項) 議員寮運営費でございます。議員寮運営に必要な管理人等の経費としまして、883万3,000円を計上しております。

次に、(事項) 議会一般運営費でございます。議会広報などの一般運営に要する経費として、1億242万9,000円を計上しております。

次に、(事項) 議会史編さん費でございます。議会史の編さんに要する経費として、250万8,000円を計上しております。今回の議会史につきましても、平成15年度から18年度までを第23集としまして、編さんすることとしております。

次に、最後になりますが、(事項) 特別委員会運営費でございます。特別委員会調査活動の随行に要する経費といたしまして、77万円を計上しております。

議会事務局の説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○**清山委員長** 説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○**丸山委員** 県のほうでも、商工サイドになりますが、グローバル戦略とかを立てて推進していこうという形になっていますので、議会としてやはりグローバルな形として、今は県内調査、国内調査だけがメインになっていますけれども、今後は、最低でも、東アジアを含めて調査の範囲も持っていかないといけないのではないかという思いを持っているものですから。できるだけ28年度内にいろいろ協議をしていただいて、ことしはすぐには予算化は無理だろうと思っておりますけれども、何らかの議論を今後していただきたいなと思っています。これは議会事務局長を含めて、事務局としても受けていただくように

お願いしたいと思っております。

○**日隈事務局長** 御指摘を十分踏まえまして、来年度、また検討してまいりたいと思っておりますけれども、議会での議論という、これまでの経緯もございますので、正副議長とまた協議しながら、議会のほうにまた御相談してまいりたいと考えております。

○**上山総務課長** 局長が申し上げたとおりなんですけれども、ただ、議員の方々の場合は、政務活動費で、ある程度、東南アジア等の視察調査は可能な部分もございますので、その点等も含めて、来年度、協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○**清山委員長** ほかがございませんか。よろしいですか。(発言する者あり)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** では、以上をもちまして、議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時11分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

皆様にお伺いしますが、本日の審査内容を踏まえて、御意見があればお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 暫時休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時11分再開

○**清山委員長** 再開いたします。

次に、採決についてでございますが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますの

で、11日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時半としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 何もないようでしたら、委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後4時11分散会

平成28年 3 月 11 日 (金曜日)

午後 1 時 27 分再開

出席委員 (7 人)

委 員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (1 名)

委 員	星 原 透
-----	-------

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
総 務 課 主 任 主 事	日 高 真 吾

○清山委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りいたします。宮崎市の村上さんほか 1 名より傍聴の申し出がありました。議会運営委員会の確認・決定事項に基づき許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 27 分休憩

午後 1 時 28 分再開

○清山委員長 委員会を再開します。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人

は声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるために静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

採決に入ります前に、皆様に御協力をお願いいたします。

御承知のとおり、本日で東日本大震災発生から 5 年を迎えました。当委員会といたしまして、この震災で亡くなられた多くの方々の御冥福を祈り、ただいまから黙祷を捧げたいと存じます。皆様の御起立をお願いいたします。

黙祷。

〔起立、黙祷〕

○清山委員長 黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、まず議案の採決を行いますが、採決の前に、各議案につきまして、賛否も含めて御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、特にないようですので、これより議案の採決を行います。議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは一括採決をいたします。

議案第 1 号から第 3 号、第 21 号、第 25 号、第 27 号から第 30 号及び第 38 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 3 号「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願」

についてでございますが、この請願の取り扱いも含めて御意見をお願いいたします。

○来住委員 私、紹介議員の1人でありまして、ぜひお願いしたいということもあって発言をしたいと思います。

請願にしても、それから条例にしても、議案などについて、それぞれの会派が自主的に賛否を表明することは当然なことなんですけれども、私自身として、請願に対する態度としては、国民や県民が政治に直接参加していくという上で、請願は、非常に重要な手段の一つだし、形態だと思えます。ですから、請願の要旨が、憲法だとかそういう社会的なものに——反社会的なものでないという限りにおいては、なるべく採択してあげるとというのが、私の思いです。

当然、請願が採択される、また、その請願の趣旨を実際に実現するかどうか、これは執行部、国だとか県だとか市町村とか行政側が決めることだと思います。

それで、今、議題となっている請願第3号ですけれども、実に明快でわかりやすい請願だと思います。

主として、事業主とともに働く、特に女性の方、息子さんや娘さん、この方々の労働を正確に評価してほしいというものであって、実に当然な要求だと思います。また、今、一億総活躍社会だとか女性の活躍だとか、そういうものが叫ばれているときでありますから、当然、特に配偶者である女性たちの尊厳っていうんですか、そういうものをちゃんと認めてあげるとは、非常に大事じゃないかと。

そういう意味でも、請願は採択をぜひしていただきたいというふうに思いますし。青色申告ですれば、当然、認められているじゃないかというのがあるんですけど、ただ、やはり法の

もとに、いわゆる税の申告によって、人権だとかそういう個々の人たちのものが軽んじられていいのかということ、それはまた別の問題だと思いますし。そういう点では、ぜひよろしくお願いしたい。

特に、自民党の会派が何と言っても一番大きいですから、やはり承諾していただけるのは非常に大事だと思います。ぜひ、そこを酌んでいただきたいと、改めてお願いしたいと思います。

○清山委員長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。必要であれば休憩をとりますが。

それでは、ちょっとここで暫時休憩といたします。

午後1時35分休憩

午後1時42分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

その他、この請願の取り扱いも含めて御意見ありませんか。

○丸山委員 できれば継続ということをお願いしたいと思っております。

○清山委員長 はい、わかりました。

今、継続という御意見がございましたので、まず、継続審査とすべきかどうかを諮らせていただきたいと思います。

お諮りいたします。請願第3号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○清山委員長 挙手全員。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願」についてであります。この請願の取り扱いも含めて御意見をお願いいたします。

○来住委員 紹介議員でありながら、十分勉強しているわけでもないんですけど、先日の委員会の審議の中で、私立高校に対するいわゆる補助金などの数字をちょっと聞いたところで、生徒1人当たりの額が少しずつふえているというのもありました。

それから、改めて聞いてみましたら、生徒数は逆に減ってるというのがあって。ですから、それをもって、すぐそれが、いわゆる父母負担の軽減につながっているかは単純には言えないところがあるんだろうと思うんですよ。学校経営がかなり厳しい状況にあるでしょうから。

いずれにしても、公立と私立の間に、かなり差があることは間違いないようですから、そういう点では、この請願についても、お認めいただきたいなというのが一つの意見でございます。お願いしたいと思います。

○清山委員長 その他はございませんか。

○新見委員 今、来住委員が言われたように、この前の委員会の中で、私学振興費についての交付金もございました。

この金額を見て、果たして、その公のほうとの差、格差がどの程度あるものかというのは、ちょっと資料だけではわからなかったのもうちょっと公のほうの金額等も、しっかり調査しながら、本当に私学と公のほうの格差があるかどうかを調査するために、もうちょっと時間をいただきたいということで、できれば継続でお願いしたいなと思います。

○満行委員 私も紹介議員なんですけど、願意は、公立学校よりもというか、公立学校と同じような負担を保護者にとという趣旨ですので、これも、当然、きちっとした理解ができるということで、ぜひこの請願を採択してほしいと、党議を開いて決定しましたので、ぜひきょう、採決できれ

ばありがたいと思っております。

○清山委員長 ほか御意見ございませんか。

○丸山委員 自民党でいろいろ議論をしているわけなんですけれども、公立学校に行くのか私立学校に行くかの2つの選択肢がある中で、差の解消が少しずつされているということがあって、また、今後、実態をもう少し踏まえながら、調査する必要があるのかなという思いでありますので、自民党として、できれば継続でお願いできればなという意見がまとまったところであります。

○坂口委員 そしてちょっと加えて、いいですか。どの会派もそうなんでしょうけれども、僕らも、年に1回の自民党の会派と県連とで、各団体からの意見要望事項を受けていて、それを国と県に送っているんですけど、その中で、この私学費の助成が、やはり毎年上がってくるんですね。

それを県に要望事項としてつけるから、少しずつは応えてくれていて、県の予算もふやしてはくれてきているんですよ。

特に県としての財源調整の中で、精いっぱいすることはやってくれているんじゃないかなって。これについても、できれば継続的な扱いをしていただいて、両方を見ながら、そういう行動も含めて、請願者の期待に少しでも応えるっていうことを選択すべきかなという判断を、自民党会派としてはしているところです。

○満行委員 先ほどの請願も一緒ですけど、継続するのであれば、やはり新しい委員会の中で、もっと勉強をお互いにしよう。実態は、公と私との差はどうあるのか。国の制度上、どう違うのかをやはりもう一回、統計的に整理して。そういう勉強会をできれば、こういう中で継続ということであれば、それに私はのっても

いいなと思っております。

○清山委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、継続という御意見がございましたので、まず、継続審査とするかどうかをお諮りさせてもらいたいと思います。

お諮りいたします。請願第6号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○清山委員長 挙手全員。よって、請願第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

なお、先ほどの御意見の中で、年度が変わっても、継続して調査、また勉強会等をお願いしたいということですので、また、新年度の委員会においても、そうしたことは調査事項として引き継ぎをさせてもらいたいと思います。

次に、委員長報告の骨子(案)についてでございますが、委員長報告の項目及び内容について何か御意見があれば、お願いいたします。

私のほうで検討している項目としては、当初予算議案の全般、地方創生を実現するために、より積極的な対応が必要であるとか、財政改革については、県民負担もあるのでどういったところを目指すのか、そうしたところについて示す必要があるのではないかとあったことがありました。

また、県有財産の利活用強化促進事業で、県有財産に関していろいろ意見が出ましたので、その活用策の調査検討について触れたいと思っております。

総合政策部に関しては、地域おこし協力隊の定住状況について指摘がありましたので、それについて触れ、また、その他委員会に関しては、監査事務局のほうで、包括外部監査契約のあり方について意見が幾つか出ましたので、委員会

の中の意見をまとめていきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時0分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

その他で何かございませんか。

暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時1分再開

○清山委員長 再開いたします。

その他で何かございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後2時1分閉会